

令和3年 第3回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 3年 9月 7日 開会

令和 3年 9月 17日 閉会

大 樹 町 議 会

令和3年第3回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和3年9月7日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- | | | |
|-----|-----------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員指名 | |
| 第 2 | 議会運営委員会報告 | |
| 第 3 | 会期の決定 | |
| 第 4 | 諸般報告 | |
| 第 5 | 行政報告 | |
| 第 6 | 陳情第 3号 | 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書に関する陳情書 |
| 第 7 | 陳情第 4号 | 「核のごみ受け入れ阻止条例」の制定についての陳情書 |
| 第 8 | 報告第 5号 | 令和2年度健全化判断比率について |
| 第 9 | 報告第 6号 | 令和2年度資金不足比率について |
| 第10 | 議案第 50号 | 大樹町過疎地域持続的発展市町村計画について |
| 第11 | 議案第 51号 | 過疎地域対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について |
| 第12 | 議案第 52号 | 令和3年度大樹町一般会計補正予算（第5号）について |
| 第13 | 議案第 53号 | 令和3年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について |
| 第14 | 議案第 54号 | 令和3年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 第15 | 議案第 55号 | 令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について |
| 第16 | 議案第 56号 | 令和3年度大樹町下水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 第17 | 認定第 1号 | 令和2年度大樹町一般会計決算認定について |
| 第18 | 認定第 2号 | 令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について |
| 第19 | 認定第 3号 | 令和2年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 第20 | 認定第 4号 | 令和2年度大樹町介護保険特別会計決算認定について |
| 第21 | 認定第 5号 | 令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について |
| 第22 | 認定第 6号 | 令和2年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について |
| 第23 | 認定第 7号 | 令和2年度大樹町水道事業会計決算認定について |

第24 認定第 8号 令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

第25 監査委員審査意見書

第26 決算審査特別委員会設置・付託

○出席議員（12名）

1番 寺嶋誠一	2番 辻本正雄	3番 吉岡信弘
4番 西山弘志	5番 村瀬博志	6番 船戸健二
7番 松本敏光	8番 西田輝樹	9番 菅敏範
10番 志民和義	11番 齊藤徹	12番 安田清之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人
副町長	黒川豊
総務課長	鈴木敏明
総務課参事	杉山佳行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊勢巖則
企画商工課参事	大塚幹浩
住民課長	佐藤弘康
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井上博樹
保健福祉課参事	瀬尾さとみ
農林水産課長兼町営牧場長	松木義行
町営牧場参事	梅津雄二
建設水道課長兼下水終末処理場長	水津孝一
会計管理者兼出納課長	瀬尾裕信
町立病院事務長	下山路博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見由香

<教育委員会>

教育長	板谷裕康
学校教育課長	乾飛鳥
学校給食センター所長	楠本正樹
社会教育課長兼図書館長	清原勝利

<農業委員会>

農業委員長

穀 内 和 夫

農業委員会事務局長

吉 田 隆 広

<監査委員>

代表監査委員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長

小 森 力

主 事

八重柏 慧 峻

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、令和3年第3回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において

8番 西田輝樹君
9番 菅敏範君
10番 志民和義君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

先の本会議において議会運営委員会に付託した、本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長、菅敏範君。

○菅敏範議会運営委員長

去る8月31日、午前9時から議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したのでご報告します。

本定例会への提出事件は、陳情2件、報告2件、過疎計画の策定1件、条例の一部改正1件、補正予算5件、決算認定8件、一般質問は7議員8項目であります。

これらの状況を考慮、検討した結果、会期については、本日9月7日から9月17日までの11日間とし、日程は、お手元に配付のとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます、委員会報告を終わります。

○議長

委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は、省略いたします。

◎日程第3 会期決定

○議長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、9月7日から9月17日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日9月7日から9月17日までの11日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般報告

○議長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長より、報告させます。

小森議会事務局長。

○小森議会事務局長

それでは、令和3年6月14日開会の定例第2回町議会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第1、監査及び検査結果の報告について、地方自治法第235条の2第1項の規定による6月、7月、8月実施の例月出納検査の結果について、別添のとおり報告がございました。

第2、一部事務組合議会について、とちぎ広域消防事務組合議会臨時会が7月16日帯広市において開催され、安田議長が出席。南十勝複合事務組合議会定例会が8月20日大樹町において開催され、西田、松本、寺嶋議員が出席しております。

第3、委員会関係について、総務常任委員会が2回、経済常任委員会が2回、広報広聴常任委員会が2回、議会運営委員会が3回、それぞれ開催されております。

第4、会議関係、第5、その他につきましては、後ほどお目通しいただきたく、以上をもとまして諸般報告を終わらせていただきます。

○議長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、令和3年7月27日開会の第3回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1番目の令和3年度大樹町表彰式についてであります。大樹町表彰条例に基づく被表彰者の推薦を受け、去る8月17日、大樹町名誉町民等審査委員会を開催し、記載のとおり、ご決定をいただいております。

2番目の協定の締結についてであります。7月29日、一般社団法人帯広青年会議所とSDGsの普及啓発に向け、連携することを目的としたSDGs推進に関する協定を締結しております。

また、8月11日から23日にかけては、SPACE COTAN株式会社とともに北海道オール・オリンピアンズ、株式会社コンサドーレ、株式会社レバンガ北海道、北海道十勝スカイアーススポーツ株式会社とスポーツ振興と宇宙のまちづくりに共同で取り組むことを目的としたパートナーシップ協定を締結しております。

3番目の要望・要請活動についてであります。北海道大樹高等学校2間口に向けた道教委要請で、8月5日、喜多龍一北海道議会議員、安田議長、三浦商工会長及び教育長とともに北海道教育委員会、倉本博史教育長へ要請に伺っております。

4番目の新型コロナウイルス感染症についてであります。ワクチンの接種状況は、9月6日現在、65歳以上の方で2回の接種を終えた方は1,865名、93.9%。16歳から64歳までの方は、対象者2,825名中、1回目の接種済み者2,416名、85.5%、2回目の接種済み者2,320名、82.1%であります。12歳から15歳までの中学生は、対象者137名中、1回目の接種済み者86名、62.8%、2回目の接種済み者77名、56.2%であります。

町全体では、対象者4,956名で、1回目の接種済み者4,384名、88.5%、2回目の接種済み者は4,262名、86.0%となっております。

なお、12歳の小学生につきましては、4月から9月生まれの児童22名に接種券を発送し、接種した児童は、1回目2名となっております。

また、公共施設についてであります。8月27日から9月12日まで、全国21都道府県に緊急事態宣言が発出されたことから、緊急事態宣言の期間中は町内の屋内公共施設を臨時休館とし、屋外施設のカムイコタンキャンプ場は閉鎖、その他の屋外施設については、町民のみの使用としております。

5番目の航空宇宙関連についてであります。7月31日にインターステラテクノロジー社が観測ロケットMOMO6号機の打ち上げ実験を実施し、7月3日のMOMO7号機の打ち上げ成功に引き続き、初めての2回連続となる宇宙空間への到達に成功しております。

また、8月5日には、JAXAが今年度2回目となる大気球実験（成層圏における微生物捕獲実験）を行っております。

6番目の北海道航空宇宙企画株式会社の解散についてであります。令和元年6月に設立した北海道航空宇宙企画株式会社は、これまで射場運営サービスの市場調査や射場等の整備資金調達などに取り組んできたところであります。令和3年4月にSPACE COTTAN株式会社が設立され、主な役割が引き継がれたことから、令和3年9月2日に株主総会を開催し、令和3年9月30日付で発展的に会社を解散することを決議しております。

7番目の委員の委嘱についてであります。民生委員児童委員を記載のとおり、ご委嘱されております。

8番目の農作物の生育状況については、別紙を添付しております。9月1日現在の農作物の作況であります。7月の降水量不足と干ばつで、二番草は不良となったものの、収穫を終わった秋まき小麦を含むその他の作物は全て並からやや良となり、豊穰の出来秋が期待されるところであります。

なお、8月10日の台風から変わった温帯低気圧による降雨と強風の影響により、デントコーン畑の一部に倒伏が見られたものの、その他の被害については、報告を受けておりません。

9番目の入札執行関係についてであります。指名競争入札により、工事請負契約を7件、業務委託契約を4件、物品購入契約を1件、財産処分売払いを1件、条件付一般競争入札により財産処分売払いを1件、それぞれ記載のとおりの内容で契約を締結しております。

10番目の人事関係、11番目のその他、来町者、会議出席関係については、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

先ほど、町長の行政報告にもありましたが、8月5日に道教委の倉本教育長を訪問し、今後5年間の大樹中学校3年生の生徒数の推移44名、45名、47名、50名と増えることや、大樹高等学校のストロングポイントを説明し、高校の二間口の復活について要請を行っております。

2番目、英語指導助手の契約更新についてでございますが、現在任用しておりますバーリー・トービ・スティーブン氏を引き続き任用、更新いたしました。

3番目の子ども農山漁村交流プロジェクトについてであります。南十勝長期宿泊体験交流協議会（STEP）による体験活動において、主催事業として、6月26日に林業体験、7月17日に川あそびの日帰り体験活動を、8月5日から7日まで宿泊体験活動として川あそびキャンプを行っております。

また、受入れ事業として、大樹小学校4年生の地引き網体験、小学校6年生の遠足や大樹中学校の体験学習、野外学習、宿泊学習など、6件の受入れ事業を行っております。

4点目の優秀選手の派遣についてでございます。

第53回北海道中学校陸上競技大会が7月27日、28日に帯広市で開催され、大樹中学校の生徒及び引率者9名を派遣しております。結果は、片岡泰一君が1,500メートルで見事6位に入賞を果たしました。また、3,000メートルで18位でした。女子の400メートルリレー、800メートル、1,500メートルは、残念ながら予選落ちの結果となっております。

同じく、大樹中陸上部についてでございますが、第23回北海道ジュニア陸上競技選手権大会が9月5日に旭川市で開催され、生徒及び引率者4名を派遣しております。結果は、片岡泰一君が3,000メートルで見事6位入賞を果たしております。また、男子の1,000メートル、女子の100メートルと1,000メートルは、残念ながら予選落ちの結果となりました。

(2)ですが、第53回全道U-12サッカー大会が帯広市で開催され、大樹小学校児童及び引率者17名を派遣しております。結果は、残念ながら1回戦敗退でありました。

(3)ですが、第41回全道中学校軟式野球大会が千歳市で開催され、大樹と広尾中学校の合同チームとして出場し、生徒及び引率者15名を派遣しました。残念ながら1回戦で敗退しております。

(4)ですが、第39回北海道小学生陸上競技大会が函館市で開催され、大樹小学校の山本彩瑛さんと引率者1名を派遣しております。800メートルに出場し、結果は34名中16位となっております。

5番目のその他、会議出席等関係につきましては、主なものを掲載しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

2ページの協定の締結についてお聞きします。

町長のほうから簡単に目的を報告されたのですけれども、もう少し具体的にどういう目的でそれぞれ協定を結んでいるのか。スポーツ関係でパートナーシップを協定しているのですけれども、スポーツ関係でいくと、どうしてSPACE COTANが協定に入ってくるのか。それについて、一つ一つ具体的に目的を教えてください。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

協定の締結についてのご質問でございますけれども、今回、大樹町とSPACE COT

AN、そして4スポーツ団体とパートナーシップ協定を締結させていただいたところですが、今回、スポーツ団体と締結したという部分に関しましては、大樹町は、SPACE COTANとともに北海道スペースポートの事業推進ですとか宇宙のまちづくりに共に取り組んでいるというところをございまして、スポーツと宇宙、いわゆるスポーツとスペースという部分で、共通するワードといたしますか、夢ですとか諦めない、またチャレンジというスポーツが持つ大きな力と無限の可能性を秘めた宇宙の2つを掛け合わせることで様々な可能性が広がっていくという部分もありまして、今回締結をさせていただいたというところをございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

多分、スポーツ精神の中身から協定を結んでいると思うのですがけれども、大樹町が入って、それにスポーツ団体、SPACE COTANが入っているのですがけれども、そうしますと、大樹町が入っているということは、これが町民に対して具体的にどう反映していくのか、それについて教えてください。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回、協定の締結ということで、パートナーシップ協定を結ばせていただいたのをご報告させていただいたところです。それぞれスポーツ団体、スポーツ競技団体等と結ばせていただいたところでもあります。もう既に、例えばコンサドーレであれば、コンサドーレのドームで行われる試合の前に、私どもの宇宙の取組を広く道民の皆様にも知っていただくような取組ということで、ペットボトルロケットの打ち上げを行ってPRをさせていただいたところでもありますし、それぞれの団体の協定の際にも私からも発言をさせていただきましたが、町内の、例えば子ども達に向けて、それぞれのスポーツ団体、競技団体が持っているものをぜひ子ども達のほうにも還元してほしいということも伝えてお願いをしているところでもあります。

それぞれが持っている競技に対する思い、また高度な技も含めて、子ども達にフィードバックすることによって、大樹町の子ども達にスポーツのよさを感じる場面を醸成できればなという思いでもおりますし、各団体が協議を行う場において、私どもが取り組んでおります北海道スペースポート、また航空宇宙の取組についても、SPACE COTANとともに情報発信できるような取組になっていければなというふうに思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。子ども達のために高度な技術を提供していく、そして宇宙を知ってもらうということなのですからけれども、実際にやるとなると、今後それぞれ事業を考えているのか。それとも、それは各団体にやり方についてはお任せしているのか。事業やるとしたら費用が発生するのですよね。費用について、例えば団体でやるとしたら、そこに補助金を出すのか支援金を出すのか分かりませんが、そういったことをきちんと考えているのか。それについてお聞きしたいと思います。

もう1つ、最後に1点ですけれども、5ページの財産処分の売払いの関係ですけれども、条件付一般競争入札と書いているのですけれども、条件付というのはどういう内容なのか。競争入札なので、何社がいたのか、それについてお聞きします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

今回のパートナーシップ協定を機に、様々な事業が今後展開もされていくのかなと考えているところがございますけれども、事業を展開していく上で費用が発生するといった場合につきましては、町の予算を計上させていただいて負担するということも考えられると思っております。

以上です。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

5ページの条件付一般競争入札による財産処分の売払いでございますけれども、条件につきましては、町内に本店または支店のある法人と町内に住所を有する個人というふうな条件を設定させていただいております。入札の参加業者につきましては、2社ありましたので報告させていただきます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

4番の新型コロナウイルス感染症について、関連でお伺いしたいと思いますけれども、今回は接種の関係の人数の話ですけれども、飲食店の支援金の関係なのですからけれども、支援金を受け取られているところもあると思うのですけれども、聞いたところによると、支援金を町にお返ししたという話を聞いているのですが、なかなかそういうことというのはないと思うのですけれども、町長はそういうことで知っていると思うのですけれども、そこら辺のお話の説明を聞いていけば、お願いしたいと思います。

○議 長

報告の範囲内のため、支援金は関係ありません。

人数等についての報告なので、支援金については別のところでお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

教育委員会の行政報告の3の子ども農山漁村のプロジェクトチームについて、6月26日の事業、それから7月17日、8月5日の事業ということで、それぞれ参加者の数が示されているのですけれども、これは町内、町外に分けて参加者を明らかにしていただきたいと思うのですが。

○議 長

清原社会教育課長。

○清原社会教育課長兼図書館長

それぞれの活動の町内の方と町外の方の内訳ということですが、正確な数字は申し上げられないのですけれども、大樹の方で参加している方も、それぞれの活動に2人なり3人なりいますけれども、正確な数字でいきますと、時間をいただいて、後ほど説明させていただきます。

以上です。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

分かりました。了解です。

私の言いたかったことは、想定として、新聞等によりますと町外の方が多いのではないかなというふうな感触は持っていました。すごくいい事業ですので、町内の方が少ないとしたら、なぜ少ないかとか、教育委員会独自の従前のこのような種類の事業などもあって、参加者が社会教育事業としてもっと多かつたのではないかなと思うのですよね。

質問としては、町内の方が少ないので、少ないという前提でのあれですので、答えられなければ数字いただいてから質問してもいいのですけれども、町内の子ども達にはどのようなPRというか広報活動をされているのでしょうか。

○議 長

清原社会教育課長。

○清原社会教育課長兼図書館長

(1)の主催事業の部分が、広く十勝管内の子ども達を対象に実施している体験活動です。周知方法については、それぞれの教育委員会のほうに募集のチラシを配布しまして、子ども達の手が届くように配布しているところです。

大樹の子ども達も、同じように小学校に配布を依頼しまして、活動の周知をしていると

ころです。

以上です。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

教育委員会の英語指導助手の更新の関係についてですけれども、1名更新になりました。当初、2名の予定だったと思いますけれども、もう1人の方の目処はどのようになっているのか、教えていただければと思います。お願いします。

○議長

乾学校教育課長。

○乾学校教育課長

2人目については、6月議会の中で受入れの費用も認めていただいて、今順次、国全体としては新規の受入れの方が来訪されている状況です。残念ながら、大樹町が予定している方につきましては、まだ来訪予定の連絡はないという状況ですので、早くても10月中旬以降の来訪の予定ということになると思います。

以上です。

○議長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

来訪が決まっている方というのは、もう変更ができないということなのでしょうか。

○議長

乾学校教育課長。

○乾学校教育課長

おっしゃるとおり、今年1月に、もう既に来る予定で内定をもらっていますので、その方から変更するということはできない状態です。

以上です。

○議長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

去年から来ていないのですけれども、来ていないということは、大樹町の子どもは1名分の教育が受けられないというか、今年の生徒達については損をしているのかなという気もしますので、教育委員会としても、今後、早く来ていただけるよういろいろな努力をお願いして、質問を終わります。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告を終わります。

◎日程第6 陳情第3号及び日程第7 陳情第4号

○議 長

日程第6 陳情第3号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書に関する陳情書について及び日程第7 陳情第4号核のごみ受け入れ阻止条例の制定についての陳情書の件を議題といたします。

本陳情の内容については、お手元に配付したとおりであります。

この陳情の審査については、会議規則第94条の規定に基づき、陳情処理表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎日程第8 報告第5号及び日程第9 報告第6号

○議 長

日程第8 報告第5号令和2年度健全化判断比率について及び日程第9 報告第6号令和2年度資金不足比率についての2件を一括議題といたします。

提出者から、報告内容の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま一括議題とされました報告第5号令和2年度健全化判断比率についてと報告第6号令和2年度資金不足比率について、内容のご説明を申し上げます。

最初に、報告第5号令和2年度健全化判断比率についてご説明を申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、決算数値に基づき各指標を算定し、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければならないこととされております。

算定項目につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4項目となっております。

まず、実質赤字比率は、一般会計が黒字であることから算定されません。連結実質赤字比率につきましても、一般会計及び5特別会計が黒字であること、病院、水道事業会計における資金不足が発生していないことから、算定されません。実質公債費比率は、前年比0.2ポイントプラスの9.5%、将来負担比率は、前年度対比4.7ポイントプラスの16.9%と、いずれも早期健全化基準を下回り、適正な数値となっております。

次に、報告第6号令和2年度資金不足比率についてご説明を申し上げます。

資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、

監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければならないこととされております。この比率の算定対象は公営企業であり、本町においては、水道事業、国民健康保険病院事業、公共下水道事業が対象となりますが、3事業会計とも資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率は算定されません。

健全化判断比率と資金不足比率の内容につきましては、去る8月20日、監査委員への説明と内容の審査をお願いし、意見書をいただきましたので、これを付してご報告申し上げ、報告第5号及び第6号の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、報告内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、報告第5号及び報告第6号の件を終了いたします。

◎日程第10 議案第50号

○議 長

日程第10 議案第50号大樹町過疎地域持続的発展市町村計画についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第50号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町過疎地域持続的発展市町村計画についてをお願いするもので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が本年4月に施行され、このたび北海道から同意を得られたため、新たに大樹町過疎地域持続的発展市町村計画を定めるものであります。

なお、議案下段に、法令の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照していただくとともに、市町村計画の内容につきましては、企画商工課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

それでは、議案第50号大樹町過疎地域持続的発展市町村計画についてご説明いたします。

平成12年に制定されました過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で期限を迎えたことから、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されました。これによりまして、法第8条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間の大樹町過疎地域持続的発展市町村計画を定めるものでございます。

この市町村計画は、事前に知事と協議をすることとされており、今年8月30日に異議なしの回答を得ましたので、今回、議会の議決をいただき、市町村計画を策定しようとするものでございます。

この市町村計画の内容につきましては、第5期大樹町総合計画をベースにまちづくり推進のための事業を掲載し、事業によっては、補助金のかさ上げや交付税措置のある過疎債の充当など、財政措置を得ようとするものであります。掲載している事業は5年間が目標であるため、財政事情等により全ての事業が実施できない場合もありますので、ご承知いただきたいと思っております。

また、本計画に登載されていない事業が出てきた場合には、知事との事前協議を経て議会の議決が得られれば、本計画に追加することが可能となっておりますので、この点についてもご承知願いたいと存じます。

それでは、過疎計画の1ページをお開き願います。

1の基本的な事項として、大樹町の概況について記載しております。1ページから2ページにかけて、①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要、2ページ下段から3ページにかけて、②過疎の状況、3ページから4ページにかけて、③社会経済的発展の方向の概要。

4ページからは、(2)人口及び産業の推移と動向でございます。大樹町の人口は、昭和35年に1万932人でありましたが、平成27年では5,738人に減少し、55年間の人口減少率は47.5%となっております。

なお、参考までに、昨年実施しました国勢調査の速報値が公表されており、大樹町の人口は5,424人で、前回、平成27年の国勢調査から314人、5.5%の減となっております。

6ページから(3)行財政の状況、7ページ下段から(4)地域の持続的発展の基本方針、8ページ中段(5)地域の持続的発展のための基本目標、その下になりますが、(6)計画の達成状況の評価に関する事項であります。毎年度、計画の進捗状況など評価検証を行い、その結果を議会に報告し、広報紙などで住民に公表することとしております。一番下になりますが、(7)計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年間としております。

9ページをご覧ください。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合であります。本計画に記載された公共施設等の整備について、公共施設等総合管理計画に記載している内容を転記し、適合する旨を明示するものでございます。

10ページからは、総務省より示されました12の区分に分類された区分ごとに現況と問題点、その対策について記載し、5年間の事業計画を表にまとめております。

2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成では、コワーキングスペースやサテライトオフィスなど、移住・定住、関係人口の創出に向けた受入れ体制の整備などについて記載しています。

11ページ下段から23ページにかけまして、3、産業の振興でございます。農業、林業、水産業、地場産業、企業誘致、起業支援、商業、観光について記載しております。

23ページをご覧ください。下段になりますが、4、地域における情報化で、防災行政無線の活用、光ファイバー整備、ICT技術の活用などを記載してございます。

25ページをご覧ください。5、交通施設の整備、交通手段の確保では、道路整備、交通手段の確保などについて記載してございます。

28ページ下段をご覧ください。6、生活環境の整備でございます。生活環境、住宅、消防、公園などありますが、上下水道の整備、し尿、ごみ処理、火葬場、公営住宅、消防施設などについて記載してございます。

33ページをご覧ください。中段になりますが、7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございます。認定こども園整備、高齢者対策、障がい者対策などについて記載してございます。

39ページ中段をご覧ください。8、医療の確保でございます。医療機器の整備、医師、看護師の確保などを記載してございます。

次のページ、40ページ中段になりますが、9、教育の振興でございます。スクールバスの更新と車庫の整備、プールの改築、生涯学習センターの改修、高校の活性化、図書館の改築、行政区会館の整備などを記載してございます。

45ページ下段をご覧ください。10、集落の整備でございます。地域コミュニティの推進、分譲地整備などを記載してございます。

46ページ下段から、11、地域文化の振興等になります。芸術文化活動の支援、文化財保護について記載してございます。

48ページをご覧ください。12、再生可能エネルギーの利用の推進です。再生可能エネルギーの利活用について記載してございます。

49ページをご覧ください。13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項になります。北海道スペースポート実現に向けた取組などを記載してございます。

54ページから67ページにわたり、ソフト事業の一覧を掲載しておりますので、後ほどお目通し願いたいと思っております。

以上、雑駁でございますけれども、大樹町過疎地域持続的発展市町村計画についての説明とさせていただきます。

○議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

確認をさせていただきたいのですが、人口の関係なのですが、昭和22年の1万1,670人をピークにして、それから平成27年の人口で55%の減少ですか、実質的には大樹町の一番多かった人口が昭和32、3年頃の1万2,000人ぐらいだと思うのですよね。ですから、その辺の取る場所によって、一番多いときと現状の平成27年なのか平成の30年間によって、減少の人数とかパーセントが変わるのですが、一番多いところと現状を比較しないで、昭和22年の1万1,670人、その辺の生花と晩成の合併で増えている分のところから計算していない根拠が疑問だったものですから。

それからもう1つ、病院等の病床数の関係なのですが、人口が減少してくることによって、1,000人当たりの病床数が増えてくるのですが、町立病院は以前多かったのですよね。1回病床数を減少させているので、その辺の数字が13.何ぼと、今は11.何ぼに反映されているのかどうかだけ、お聞かせください。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

計画の中で、人口を取り上げる年度が昭和35年からということの分でございますけれども、様式につきましては、総務省のほうから指名された年の人口の推移を表しているところでございまして、当時、過疎計画をスタートした時点の人口の減少幅を捉えるときの値が昭和35年だったということではないかと思っております。

以上でございます。

○議長

黒川副町長。

○黒川副町長

町立病院の病床数につきましては、一時86床という時期がございまして、それから人口減少等々も踏まえまして、新病院になるときに病床数を50床に減らしたという経緯がございます。今後、人口減少の中で、50床がいいのか、45床とかに減らしていくかという議論は、これから必要になってくるかなと思っております。

過疎計画とは連動していないもので、地域全体の地域医療の在り方等議論もございまして、そういったところでの議論になろうかなと思っております、過疎計画では病院を建て

るときには過疎債も使っておりまして、医療機器の整備、あるいは病院施設の整備等には過疎債を活用することはございますけれども、病床数の検討については過疎計画では触れていないという状況でございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

他意はないのですけれども、人口の話でいうと、例えば平成の大合併とかありましたよね。そうすると、取る場所によっては、合併すると町村の人口が増えて、大して減少していないだと、逆に増えているのではないかとかというようなこともあるので、その辺をこことここを比較せよと言われるとこうなるのでしょうかけれども、例えば昭和35年の1万912人でいうと、広尾町から分村した大樹町忠類がなくなった大樹町だけの人口で、それから平成27年でいうと、昭和30年に加わった生花、晩成も入っているから、比較検討として、その辺に来ると町村合併とか統合の関係の数字がどこか変に影響するのではないかという気もあつたので、それだけなのです。

取り方が、総務省からこの年度で比較せよということになればそうなるかもしれませんが、パーセントの数字に影響するのではないかなと思ったのでお聞きしました。

答弁はいいです。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

総務省のほうから指名されてないのかなと思ながらお話を聞いていたのですけれども、過疎計画を読ませていただいて、以前、南十勝で連携した道からのお話で、過疎計画を5町村でということで大樹町が事務局を確かやったはずですがけれども、この中では読み飛ばしてしまったのかもしれませんが、これから多分、各市町村の足りないものについては、課長が説明していただいたように、議会での議決を経て事業は採択になっていくと思うのですけれども、この計画の中で各町村との連携というか、これからは施設やいろいろなものというのはフルスペックの町村経営というのは難しいことは想定されるのですから、そういうものは要求されていないのでしょうか。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

過疎計画につきましては、各市町村それぞれが計画を立てるという内容でございますので、共同でといいますか広域でといいますか、そういった事業に関しての記載については、ございません。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

過疎計画ということで、今年から始まるのですけれども、各項目対しても全般的なことの計画を立てて臨んでいくということなのですけれども、町長、ポイントとか重点というのは絞れないのかなと思うのですけれども、そういうことがあれば、過疎計画の中でどういうふうに考えているか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど、これから計画します新たな過疎地域持続的発展市町村計画の内容について説明をさせていただきました。先ほどの担当課長からの説明にもありましたが、計画自体の目標達成の基本方針というのは、8ページにも書いてありますが、地域活力のさらなる向上を図ること、そして、持続可能な地域社会の形成を図るということの目的のために全ての項目に対して計画の中に盛り込んでおりますので、正直、ある意味、総合計画のような総花的なあらゆる分野に応じたことになるというふうに思います。

それぞれの項目で重点的などということのご発言がありましたが、私としては、やはりトータルで考えて、全ての項目をくまなくと申しましょうか、それぞれの目的に応じて、早い、遅い、優先的な項目等ありますが、全ての項目に対してやっていくことが過疎地域を脱却する意味でも、先ほど申し上げました基本方針に書いてある項目の実現に向けても取り組むべき課題だなというふうに思っているところです。

また、それぞれどういう形でやっていくかについては、当然、総合計画の中にもございますし、予算の関係もございますので、メリハリをつけて優先的なものについては率先してやっていくということがこの計画の目的達成のためには重要かなという思いではおります。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第50号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、西田議員の質問に対して説明をお願いいたします。

清原社会教育課長。

○清原社会教育課長兼図書館長

教育委員会行政報告の3番、子ども農山漁村交流プロジェクトの中の(1)主催事業の町内の子ども達の参加の人数です。6月26日の日帰り体験活動は、いませんでした。ゼロ名です。2ページ目に行きまして、7月17日の日帰り体験活動は、5名でした。8月5日から7日の宿泊体験活動は、1名でした。ということで、町内の子ども達の参加割合は少ないということになっております。

原因として考えられるものとしましては、いろいろな子ども達が土日に様々な少年団活動などやっている中で、少年団活動などをやっていない子ども達が集まってくるということもあります。管内の人数の中の比率でいきますと、大樹の子ども達はそんなに高くないというのが現状です。

そんな中で、大樹の子ども達に地元のよさを知っていただく活動として、行政報告の(2)にも載せさせていただいていますけれども、受入れ事業として、大樹学といういうことでふるさと教育のほうをSTEPが担って進めていっているということです。大樹の子ども達に地元のよさを知っていただく活動ということで、これまでもSTEPの活動でもやっていた地引き網とか砂金掘りなど、こちらの活動で取り入れてやっていっているところなんです。

以上です。

◎日程第 1 1 議案第 5 1 号

○議 長

日程第 1 1 議案第 5 1 号過疎地域対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第 5 1 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、過疎地域対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてをお願いするもので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が本年 4 月に施行されたことに伴い、過疎地域対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例について所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

議案第 5 1 号過疎地域対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について、条文に沿いまして説明させていただきます。

表の右、改正前の欄に掲げる規定を、表の左、改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第 1 条は、趣旨の規定になります。過疎地域の振興に資するために製造業、農林水産物販売業、旅館業の用に供する設備を新設、増設したものについて固定資産税を課税年度から 3 年度分免除するものですが、新過疎法の制定により、課税免除の対象業種に情報サービス業を新たに加えるものです。

第 2 条は、課税免除の規定になります。業種、資本金の額に応じて、取得価格の下限を追加するものです。

附則になりますが、この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

適用区分になりますが、この条例の改正後の規定は、令和 3 年度以降の固定資産税に適用され、令和 2 年度までの固定資産税については、改正前の規定が適用されるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第51号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第52号

○議 長

日程第12 議案第52号令和3年度大樹町一般会計補正予算(第5号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第52号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町一般会計補正予算(第5号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ2億5,609万9,000円の追加と債務負担行為の追加、地方債の変更であります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

それでは、議案第52号令和3年度大樹町一般会計補正予算(第5号)について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億5,609万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ99億7,331万6,000円とするとともに、債務負担行為の追加と地方債の変更を行うものでございます。

最初に、資料で説明させていただきますので、5ページをお開き願います。

なお、財源が一般財源のみの場合は、説明を省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

最初に、総務費全体で1億7,242万6,000円の増。

一般管理費、一般職給与で増減はなく、後段でご説明します町営住宅維持管理費の増額補正への特定財源の組替えにより、ここでは一般財源を充当するものでございます。

次に、財産管理費、町有地・建物維持管理費、需用費で81万3,000円の増。大型バス車庫のシャッターについて修繕をする必要が生じたことから、増額をお願いするものでございます。

企画費、企画調整推進事業、委託料から備品購入費まで1,339万4,000円の増。財源は、全額国道支出金でございます。最初に委託料では、北海道の事業であるエネルギー地産地消事業化モデル支援事業の計画認定を受け、事業実施が確定したことから実証事業の委託料を計上するものでございます。使用料及び賃借料から備品購入費までは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、経済センター3階にサテライトオフィスを整備するための関係経費を計上するものでございます。

次に、宇宙のまちづくり推進事業、報酬費から積立金まで1億5,816万円の増。財源は特定財源、その他は寄附金で1億5,236万円、一般財源は580万円。報償費と使用料及び賃借料は、ふるさと納税型クラウドファンディング実施に向けた関係経費で、委託料はSPACE COTAN社との企業版ふるさと納税PR業務の実績に伴う委託料の計上。負担金、補助及び交付金は、はやぶさ2展示に向けた実行委員会の補助金の計上でございますが、北海道地域づくり総合交付金250万円を要望しておりますので、実行委員会に年度末に交付された後、補助金を減額する予定となっております。積立金では、航空宇宙関連施設整備基金への積立金を計上してございます。

公平委員会費、公平委員会経費、報酬と旅費で5万9,000円の増。職員から苦情に係る相談があり、委員会を複数回開催することも見込まれることから、当初計上している1回分の開催経費に4回分の経費を増額し、5回分の開催経費とするものでございます。

6ページに移りまして、電子計算費、電算システム整備事業、補正額はなく、当初予算で計上しています行政情報端末パソコンの備品購入の財源について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとなったため、一般財源から特定財源の国道支出金に組み替えるものでございます。

次に、民生費全体で743万7,000円の増。

老人福祉総務費、介護老人福祉対策事業、繰出金で14万5,000円の増。財源は、国道支出金で、昨年度の低所得者介護保険料軽減負担金の精算に伴う介護保険会計への繰出金でございます。

心身障害者福祉費、心身障害者福祉事業、償還金、利子及び割引料で498万6,000円の増。昨年度の障害者自立支援医療費や給付費に係る実績確定に伴い、超過交付分を国及び道に返還するものでございます。財源のうち国道支出金は障害者自立支援給付金の令和2年度実績による追加交付分を計上してございます。

高齢者保健福祉推進センター費、高齢者保健福祉推進センター運営事業、備品購入費で209万9,000円の増。財源は国道支出金で、地方創生臨時交付金を活用し、健康増進室に設置するランニングマシンの自走式と電動式、各1台の計2台を購入するものでございます。

児童福祉施設費、児童保育一般経費、償還金、利子及び割引料で20万7,000円の増。保育所運営費負担金、子ども・子育て支援交付金について前年の実績により返還するもののほか、子育てのための施設等利用給付交付金については、前年度の利用実績がなかったため返還するものでございます。

児童福祉施設整備費、法人認定こども園建設事業、補正額はなく、事業の財源である交付金の追加交付内示があったことから、地方債から国道支出金へ財源を組み替えるものでございます。

衛生費、予防費、新型コロナウイルス対策事業、負担金、補助及び交付金で100万円の増。財源は全額国道支出金で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立支援のため地方創生臨時交付金を活用し、町内事業者が自主的に実施するPCR検査または抗原定量検査に要した費用の一部を助成するものでございます。助成額は、対象経費の10分の8以内で、1万円を上限とし、1人につき1回のみ助成として100人分を計上してございます。

なお、助成を対象とする期間は、本年4月1日から令和4年3月31日までに実施した検査を対象としてございます。

7ページに移りまして、農林水産業費全体で5,036万2,000円の増。

農業振興費、産地生産基盤パワーアップ事業、負担金、補助及び交付金で4,836万2,000円の増。財源は全額国道支出金で、高性能機械のリース導入により輪作体系の維持、町全体の生産体制の省力化向上及び増収と製品率向上を図るための支援事業で、計画の承認に伴い計上をお願いするものでございます。

経営継承・発展支援事業、負担金、補助及び交付金で200万円の増。財源は、国道支出金が100万円、一般財源が100万円、地域農業の担い手の経営を継承した後継者による、その経営を発展させるための取組を支援することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担い経営体を確保することを目的とした事業で、今回、町内の2者より事業要望があった

ことから計上をお願いするものでございます。

林業振興費、未来につなぐ森づくり推進事業、負担金、補助及び交付金で1,555万4,000円の減。豊かな森づくり推進事業、負担金、補助及び交付金で1,555万4,000円の増。これら2事業につきましては、事業名の変更により財源も含め組み替えるものでございます。

次に、商工費、市街地開発推進費、TMO活動推進事業、負担金、補助及び交付金で49万円の増。財源は全額国道支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、経済センター内サテライトオフィス整備に伴う防犯対策のために、道の駅売場へ防犯ネット設置に対する補助金の増でございます。

次に、土木費、住宅管理費、町営住宅維持管理費、補償、補填及び賠償金で44万3,000円の増。財源はその他で、総務費の人件費に充当している住宅使用料を組み替えにより財源とするもので、町営住宅の建替えに伴う移転が当初よりも前倒しで進んでいるため、移転等補償費の増額をお願いするものでございます。

次に、消防費、非常備消防費、消防団管理運営事業、補正額はなく、備品購入費で計上している隊員用防じん・防護マスクについて、消防団設備整備事業により補助を受けられることとなったため、財源を国道支出金へ組み替えるものでございます。

8ページに移りまして、教育費、学校給食費、給食調理事業、償還金利子及び割引料で1,000円の増。過年度分小学校給食費負担金において還付する必要があるため、還付金を計上するものでございます。

次に、諸支出金全体で2,394万円の増。

特別会計出資及び補助金、病院事業補助金の補正額はなく、利子住宅改修工事の費用が過疎債の対象となったことから、財源を組み替えるものでございます。

下水道事業補助金、負担金、補助及び交付金で2,110万円の増。

基金費、基金積立金で284万円の増。

以上、合計で補正額2億5,609万9,000円の増。財源内訳では、特定財源で国道支出金が8,591万3,000円、地方債1,460万円、その他1億5,520万円、特定財源の合計は2億5,571万3,000円の増。一般財源につきましては38万6,000円の増となるものでございます。

次に、歳入の主なものを説明させていただきますので、12ページ、13ページをお開き願います。

上から2段目、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、今回の補正における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は1,376万8,000円。

下がりまして、16款道支出金、2項道補助金、1行下がりまして、4目農林水産業費道補助金の3節林業振興費補助金は、未来につなぐ森づくり推進事業補助金が、事業名の変更により豊かな森づくり推進事業補助金に組み替えてございます。

14ページ、15ページに移りまして、2段目の22款1項ともに町債のうち、水産業競

争力強化漁港機能増進事業債は、辺地債から過疎債に組み替えてございます。

次に、第1表、歳入歳出予算補正を説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

最初に歳出で、歳出合計、補正前の額97億1,721万7,000円、補正額、2款総務費から13款諸支出金まで2億5,609万9,000円の増、補正後の歳出合計99億7,331万6,000円。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額97億1,721万7,000円、補正額、15款国庫支出金から22款町債まで2億5,609万9,000円の増、補正後の歳入合計99億7,331万6,000円となるものでございます。

次に、第2表、債務負担行為補正を説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

内容につきましては、債務負担行為の追加で、事項、大樹高等学校入学時補助金（令和4年度入学生分）、期間は令和4年度、限度額は1人6万円。令和4年度大樹高校の新入生募集にあたり、生徒の確保を目的として補助金を支給しようとするものでございます。

次に、事項、大樹高等学校海外見学旅行に伴う費用に対する助成（令和4年度入学生分）、期間は令和5年度、限度額は国内見学旅行を超える相当額。令和4年度の新入生募集にあたり、台湾への見学旅行の実施に伴うかかり増し経費を町が支援することについて予算措置を行おうとするものでございます。

次に、第3表、地方債補正を説明させていただきますので、4ページをお開き願います。

今回の補正は地方債の変更で、起債の目的が過疎対策事業、限度額は11億1,210万円を11億3,130万円に1,920万円増額するもので、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

次に、起債の目的が辺地対策事業、限度額は8,670万円を8,210万円に460万円減額するもので、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

議案第52号令和3年度大樹町一般会計補正予算(第5号)の審議に対する会議規則第54条の規定については、歳出は款ごとに、歳入については一括して、これを適用することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま決定のとおり、議事を進めます。

はじめに、事項別明細書16ページ、17ページ、2款総務費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

17ページの2款総務費、1項総務管理費、4目企画費の14節工事請負費なのですが、説明では、経済センター3階にサテライトオフィスを設置するというので218万4,000円計上されています。もうちょっと具体的な使用目的と現施設のどこになるのか、内容的に説明をしていただきたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

経済センターサテライトオフィスの設置に関する工事の分でございますけれども、まず目的としましては、昨今の新型コロナウイルスの関係もございまして、テレワークをはじめとする多様な働き方に対して新たな起業や企業融資等を促進して地域の経済の活性化を図るという部分におきまして、まず経済センターにサテライトオフィスを設置することにしております。

場所につきましては、3階で、商工会の事務局が入っております事務所奥の東側のほうに会議室がございまして、その会議室をお借りするというので考えております。今回、会議室を借りるということに伴って、商工会で会議をする際に、回数は少ないのですが会議室が必要だという部分で、今、事務所と仕切りのないフリーのスペースで打合せスペースがございまして、その打合せスペースをパーティションといいますか仕切り板で仕切るという工事をさせていただいて、そこを商工会の会議室に使っていただくということで、もともと奥のほうにありました会議室をサテライトオフィスとして活用させていただくという内容でございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

17ページの委託料の関係ですけれども、企業版ふるさと納税PR業務ですけれども、委託料なので、どこに委託するのか。405万6,000円ですけれども、これでおおむね来年の3月までという予算でいいのか。それと、PR業務の内容について知りたいと思います。

もう1点が、18節なのですけれども、はやぶさ2の帰還カプセル特別展示会の実行委員会補助金ですけれども580万円、この開催日時が日程が決まっていれば教えていただきたいのですけれども。

○議 長

大塚企画商工課参事

○大塚企画商工課参事

委託料の企業版ふるさと納税PR業務450万6,000円の関係ですけれども、こちらは、5月議会で企業版ふるさと納税PR業務として30万円を計上させていただいておりますけれども、町に対して企業版ふるさと納税による寄附を企業に働きかける業務をSPACE COTANに委託しております。その成功報酬として集まった寄附額の3%をお支払いするという事になっておりまして、8月18日時点での調定額が1億6,020万円となったことから、1億6,020万円に3%を掛けました480万6,000円から計上分の30万円を差し引いた450万6,000円を予算計上させていただきたいと考えております。

それから、はやぶさ2の展示会の日程でございますが、ただいま調整中ではありますけれども、町内において11月を目処に開催する方向で検討しているところであります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。ということは、405万6,000円というのは、これまでの実績に対し手の3%の支払いだよということなので、今後もこういうことが来年の3月まで事業が続けば、これも増えると、補正を組むという解釈でよろしいのでしょうかね。

もう1点は、はやぶさ2の関係で、11月頃を目処にやるのですけれども、580万円ということは、恐らくほぼ郵送費かなという思いで私はいるのでございますけれども、例えば予算の詳細を聞きたいのと、実行委員会ということなので、組織をつくると思うのですね。実行委員会の構成員というのはどういう形で考えているのかを聞きたいのですけれども。

○議 長

大塚企画商工課参事

○大塚企画商工課参事

はやぶさ2の展示会ですけれども、議員ご指摘のとおり、郵送費のほうが、全体費580万円のうちの411万円を見込んでおります。本州のほうからカプセル本体を運んでくるというところで、全国21カ所で開催するのですけれども、そちらで運送費を按分しましてこの金額というふうに算定されております。

それから、委員会を構成したいと考えておりまして、現時点では、町と教育委員会、それからSPACE COTANと観光協会で構成しておりますけれども、この後、関係の機関にもご賛同いただければ加入していただきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

先ほどの質疑で答弁いただいていないのですけれども、企業版ふるさと納税が、今後も事業が起きた場合は3%上乗せの補正予算が生じると、その辺もう一回お願いします。

実行委員会ですけれども、加入をいただくというのですけれども、加入したら、多分、実行委員会というのを開かなければならないのですけれども、それはしないのですか。実行委員会ということは、第1回実行委員会、第2回実行委員会と開いて、開催して、予算組みしていくと思うのですけれども、今の説明でいくと、加入をお願いしたいと。加入であれば、別に実行委員会でなくても、協賛でもいいと思うのですけれども、その考えについて最後お願いいたします。

○議 長

大塚企画商工課参事

○大塚企画商工課参事

企業版ふるさと納税のPR業務につきましては、議員おっしゃるとおり、現時点での調定額1億6,020万円に対する3%をお支払いする形になっておりますので、今後、寄附が集まった分だけ成功報酬として3%を支出すると、予算計上させていただきたいというふうに考えております。

それから、はやぶさ2の委員会のほうですけれども、既に町と教育委員会、SPACE COTAN、観光協会で委員会としては立ち上げておまして、今後さらに増やしていきたいなというふうに思っているところです。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

先ほど、同僚議員が聞いているのですけれども、経済センターのサテライトオフィスの関係なのですけれども、聞き違ったら訂正してほしいのですけれども、目的は企業の誘致ということで私は聞いたのですけれども、訂正があればお願いします。

それと、事務用品の机、椅子ということで、オフィスですから、人が入って仕事をするのだと思いますけれども、人数とどういう方が事務をされるのか教えていただきたいと思いません。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

現在、サテライトオフィスを設置するにあたりまして要綱等を整備しておりますけれども、企業誘致等を促進するためのサテライトオフィスということの設置でありましたけれども、今後、入居する分について想定しているのは、SPACE COTANの会社をそこに入居したいと考えているところございまして、現在4名の事務員がそこで勤務するという

ような形を想定しているところでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、16ページから19ページまで、3款民生費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

電動式ランニングマシン2台を購入するという説明を受けたのですが、今までもあったような気がするのですが、今までのものがなかったとすれば、新規に2台と。それから、更新でなければ、増えて、2台プラス今まであるものになるのかどうかということを知りたいと思います。

これは地方創生資金で備え付けるということでありまして、もしこれがなかったら全くなくて、使用不能だったかどうか、その辺、もし更新するものであれば年度当初に予算に計上しておくべきだったのかなという気もしますので、その辺の経緯を教えてください。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

まず、ランニングマシンでございますけれども、今現在、電動式のもので2台ございます。この2台につきましては、平成11年、らいふができたときに購入したものでございまして、22年経過したということもございまして、その部分で、今回、新たに交付金の対象となるということから、2台を増やすというふうにしております。

また、年度当初、この器具については、先ほども言ったとおり、平成11年のものでございまして、部品の供給がままならないということもございまして、近いうちに更新をしなければいけないということで計画はしていたところでございます。使えるところまでは使っていきたいというふうに考えておりますが、部品の供給ができないということになると器械は使えなくなるので、今回コロナの交付金の対象となることから、追加をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

そうすると、平成11年購入の2台につきましては、壊れた段階で廃棄して、実際にはどこかの時点で、近い将来、保有台数は2台ということによろしいですね。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、18ページ、19ページ、4款衛生費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

衛生費の1項保健衛生費の4目予防費、18節負担金のPCR検査の関係なのですが、説明の中では、予定している1万円以内で100人分の関係につきましては、町内事業者が実施をする分ということだったのですが、例えば個人が希望する分については、これは該当しないと。事業者の、それから事業主の職員が検査をする必要がある分には該当するけれども、個人は該当しないという理解をしたのですが、その辺の、なぜ個人が外されるのかという分を含めて、説明をしていただきたいと思います。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

今回の助成の対象については、あくまでも事業所ということで考えております。事業所内で感染者が出たときに感染を広げないために事業所が行っていくものということで、また保健所等が濃厚接触者と該当する者については対象外で、それ以外の者で、事業所がコロナ感染予防対策ということで自主的に行われる検査についての費用の助成をさせていただきたいということで考えております。したがって、個人で実施したいということは、今回の助成の対象外ということで考えております。

以上でございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

関連でお聞きしますけれども、事業者を対象にしたということですが、例えば農家でいえば、有限会社、株式会社とかいろいろありますけれども、これも対象になるということではよろしいのですね。

それで、例えば商工業者に、いるかどうか分かりませんが、会社でも2人とか役員2人とか、その従業者も対象になるかもしれませんけれども、中には1人、2人のところもあると。だけれども、個人農家では家族、従業員ではないですけれども、家族が5人、10人といるところもあると。そういうところは対象にならないと。ちょっと矛盾するのですが、きっとそういうことなのですね。もう一回お願いします。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

言葉足らずだったのかもしれませんが、対象となる者は、町内に事業所等を有する法人または個人事業者等ということで加えさせていただきますので、農家でも法人格を持っている農家もごさいますし、個人でやられている事業者の方もいらっしゃいます。そういう方は対象ということで考えております。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

先ほどの続きで、確認ですけれども、事業所内で感染者が出た場合にその事業所がPCR検査をするということに該当するのか、事業所が感染者を出さないために自主的にPCR検査をするほうが対象なのか、ちょっと理解が、そこだったのですよ。

感染者が出た場合のPCR検査は、国の経費か何かでやるということなので、僕の理解としては、事業所が自主的に感染を防ぐためにやるということで、前段に言った感染者が出た場合に感染を広げないために、事業所がやる検査はお金がかかるので、その分の1万円以内で助成をするということなのか、そこをもう一回、整理をお願いいたします。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

議員おっしゃるように、あくまでも事業所内で感染者が発生して行政検査の対象とならなかった従業員を自主的に事業所がPCR検査等を行った場合に対して助成をしていくという考えでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

同僚議員も言ったのですが、例えば個人で感染者が家族に出た場合のその家族のPCR検査を対象にできないというのは、どうしてもできないのかどうか、やろうと思えばできるのか、何となくかわいそうという気もしますので、その辺もう一回お願いします。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前 11時53分

再開 午前 11時54分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

あくまでも事業所、事業者ということで、個人での、例えばお子さんとかがかかった場合については、そこは対象外です。あくまでも事業所の従業員の部分で考えていますので、事業所が個人経営であって、その場合の妻とか子を検査したいというのは対象と認めますけれども、事業所でない一般の人がかかった場合、その妻とか子の検査については対象外ということでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、18ページ、19ページ、6款農林水産業費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節補助金なのですが、産地生産基盤パワーアップ事業補助金4,836万2,000円について、高性能機械をリースする計画ということでありますけれども、高性能機械というのはどんな作業員が使用する機械で、数量と使用目的について詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

今回の産地生産基盤パワーアップ事業でございますけれども、対象メニューは畑作の輪作確率枠というところでやってございます。畑作ですから、小麦、バレイショ、てん菜、豆類といった輪作体系を取るわけですが、今回の対象品目につきましては、ジャガイモでございます。

機械につきましては、受益者が今回は8名、機械は、ポテトハーベスターとか、ストーンクラッシャー（石を砕く機械）、それからトラクター（GPSの自動操舵システムのついたもの）、それからダブルソイラと言いまして心土を起こすもの、そういったものが対象になっています。基本的にはジャガイモのシストセンチュウ、抵抗性品種の作付を拡大するためのもの、もう一つは、バレイショの罹病率の低減のための機械という形で、機械総数でいきますと15台という形になりますけれども、この中にはトラクターに自動操舵システムをつけたものが3つ入っていますので、数といたしましては、実質13台という形になるかと思えます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

その下に、経営の事業のこととか支援事業ということで、2件ということでの説明がありましたけれども、どういう方が対象の事業なのかを教えてくださいと思います。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

経営継承・発展支援事業補助金の関係でございますが、こちらは、令和2年1月1日以降に経営移譲を受けられた方を対象に、ソフト事業が対象になるのですけれども、上限100万円という事業でございます。市町村がその方に対して支援するときに、支援額の2分の1を国が市町村に対して補助するという間接補助になってございまして、これは令和3年度か

らの事業でございますけれども、私どもに当初そういうところがなかったのですけれども、実は昨年、大ざっぱに言いますと、経営主の方が亡くなられて、経営移譲を受けられた方2名がこの対象になるということで農協のほうからの情報をいただきまして、ご本人達にこういった事業があるからどうですかという話をしたところ、ぜひ乗りたいという形で導入でございます。

具体的な目標は、例えば、法人化をすとか、いろいろな認証を取るとか、外部研修に行くとか、新商品を開発するとかといったソフト面での事業に充当するための補助金でございます。

以上です。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

次に、18ページ、19ページ、7款商工費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

西山弘志君。

○西山弘志議員

商工費の中の49万円ですけれども、先ほど道の駅コスモールの防犯カメラの設置という説明を受けたのですが、今でも付いているとは思いますが、どういうふうにするか、両方お願いします。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

今回の補正で設置するのは、カメラではなくて防犯ネットです。通路と配置している商品を区切りためのネットを設置するというところでございます。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ということは、道の駅と店のほうのあれを、間仕切りのことでいいのですか。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

道の駅といいますか、経済センターの構造上、2階とか3階に上がっていくためには一旦道の駅の中を通らなければならないということもございまして、その通路をつくるために、商品の陳列の場所と通路を隔てるための防犯上のネットの設置に、今回補正を上げさせ

ていただいております。

以上でございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

分かりました。ありがとうございます。

それに関連してではないのですが、ちょっと聞きたいのは、駐車場に砂利の部分があるのだけれども、あそこは今後どうするのか、あのままなのか。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時06分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、20ページ、21ページ、8款土木費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、20ページ、21ページ、9款消防費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、20ページ、21ページ、10款教育費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

22節で1,000円返すということなのですが、ここの説明の中では、小学校給食費負担金還付金というふうになっているのですが、この年度の中で還付金で、

ちょっと理解できなかつたものですから、どのような還付金というか性質のお金なのか、説明をいただきたいと思います。

○議 長

楠本学校給食センター所長。

○楠本学校給食センター所長

小学校給食費負担金還付金1,000円でございますけれども、こちらの還付金につきましては、令和2年度におきまして滞納繰越分の平成24年度の給食費の納入がございましたが、そちらで過誤納が768円生じまして、そちらの歳出還付に伴う補正予算でございます。令和2年7月に発生した二重納付でございますので、この年度内に歳出還付を行うのが本来のところでございますけれども、今回、過誤納が発生したときに滞納分のシステム上操作の不足によりまして過誤納の捕捉が漏れてしまいまして、判明したのが今年7月でございます。それに伴う還付ということで今回補正をお願いするものでございます。

本来であれば、昨年度の会計内に解決すべく問題でございましたが、今後はこのようなことがないように、給食費の管理の手順につきまして見直しを行いまして、適切な事務を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、20ページ、21ページ、13款諸支出金の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、12ページから15ページまで、歳入の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、3ページ、4ページ、債務負担行為補正及び地方債補正についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出全般について、質疑漏れがあればお受けいたします。
質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
これより、議案第52号の件の討論に入ります。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終了いたします。
これより、議案第52号の件を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第53号

○議 長

日程第13 議案第53号令和3年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正
予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第53号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算
(第1号)をお願いするもので、今回は341万2,000円の追加であります。

内容につきましては、住民課長より説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますよう
お願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

議案第53号令和3年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ341万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億391万2,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

歳出。

2款保険給付費、1項療養所費、2目一般被保険者療養費、補正額110万円の増。一般被保険者の療養費の増加が見込まれることから、増額補正をお願いするものです。

次に、同じく2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、補正額84万円の増。被保険者の出産に対して出産一時金、1子当たり42万円を支給するものですが、当初予算の7名分から2名分が上回る見込みであることから、増額補正をお願いするものです。

次に、5款保健事業費、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、補正額6万6,000円の増。令和2年度の特定健診、特定保健指導に係る実績に対する北海道からの補助金額の確定により、増額補正をお願いするものです。

次に、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目保険給付費等交付金償還金140万6,000円の増。保険給付費等交付金につきましては、令和2年度の道から交付された概算額を町の実績が下回ったため、令和3年度に差額分を道に返還するものです。

次に、歳入について説明させていただきますので、6ページ、7ページをお開き願います。
歳入。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、補正額200万6,000円の増。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節出産育児一時金繰入金、補正額56万円の増。同じく4節一般被保険者療養給付費繰入金、補正額56万円の減。出産育児一時金として町が被保険者に支給する2人分の支給額84万円に対して国の補助率の3分の2にあたる56万円について同じ節内で組替えを行うものです。

6款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金、補正額140万6,000円の増。

次に、5ページ、総括の歳出をご覧願います。

歳出合計、補正前の額7億50万円、補正額、2款保険給付費、5款保健事業費、7款諸支出金で合計341万2,000円の増。補正後の歳出合計7億391万2,000円。

次に、4ページ、歳入ですが、歳入合計、補正前の額7億50万円、補正額、3款道支出金、5款繰入金、6款繰越金で合計341万2,000円の増。補正後の歳入合計7億391万2,000円となるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

9ページの2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金の関係で、新年度の令和3年度予算では、令和2年度から42万円を実態に合わせたという理由でもって減額計上して7件にしたのですよね。だけれども、新年度に入ってから2件増える理由として、人口の移動か何かで増えるということなのですか。それとも、当初把握していなかった分が増になるということなのか、どういう理由なのですか。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

こちらの一時金につきましては、道から過去3年間の実績の平均で示された7人分ということでございます。7人分については、当初予算で見えておりましたが、実績としてこれから2名分の増加が見込まれるということで補正させていただいております。(発言する者あり) 転入かどうかというのは、こちらのほうでは押さえてございません。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

予算のつくりのときに、実態として7名ということで話を聞いていたのですけれども、僕の理解としては、今年度内に出産する妊婦が7名いるので、7名分計上して、前年度の実績に対して1名分減額するという理解をしていたのですが、それが、大樹町民の手帳か何かから把握したのではなくて、道からこの人数で組めという数字が7名で、そういう予算のつくりなのか、ちょっと理解できないのですけれども。

そうしたら、全然、町民の実態把握をした7名ではなくて、町民の実態としては9名という数字になるといういい加減なものみたいな感じになって、今補正を2名するのですか。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時22分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

繰り返しになりますして大変申し訳ないのですけれども、予算時には過去3年間の平均ということで道からは示されております。実質と合わなくなるというのは、私も当初は母子手帳か何かで調べてやるのかなと思っていましたけれども、道からそういう指示ということで予算組みしておりましたので、これが、これからの見通しと合わなくなるということで今回補正ということで説明させていただいております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

中身は分かりました。

ただ、子どもが生まれるということは喜ばしいことだし、それが増えるのはいいことなのです。ただ、つくったときに、今少子化の影響などで去年より減るから今年度は7名分計上しますと言われれば、子どもは減るなという認識になるのですが、その7名というのは母子手帳とか何かの保健衛生で管理している人ではなくて、道からおまえのところは7名で組めと言われた数字だと言われると、予算の組み方というのはそんないい加減なものかなというふうに理解せざるを得ないので。

今、町民に子どもが生まれる予定の人が10名いますから10名分組みますと。増えたら補正しますというのではなくて、人に言われて組むのが7名で、実質は2名増えますと言われると、予算というのはそんな軽いものかなという認識なのですけれども。

実態は分かりました。これ以上言っても水かけ論になるので、ただ、そういう理解をしておきます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

関連で質問させていただきます。

勘違いしているのかなと思ってしまうのですが、出産育児金というのは、改めて聞くのもあれなのですけれども、どういう方に対して出るのか。国保だけだと思うのですけれども、国保だけで年間9人ぐらいしかいないのか。その他社会保険とかいろいろあるわけですから、その中で全体的に小学校入るときには何十人とかになると思うのですけれども、国保として出産育児金対象者は9人ぐらいしかいないということで理解していいのか。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

出産育児一時金につきましては、市町村の場合は条例によって定めておりますので、被保険者に対して出産育児一時金を42万円支払うということになってございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第53号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第54号

○議 長

日程第14 議案第54号令和3年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第54号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第1号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ4,224万5,000円の追加であります。

内容につきましては、保健福祉課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、議案第54号令和3年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,224万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億6,734万5,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。

歳出です。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額2,401万1,000円の増。令和2年度の介護保険給付費等が確定し、剰余金が生じたので、翌年度以降の給付費に備え、全額基金へ積み立てるものでございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額360万7,000円の増。令和2年度保険給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金として交付されていた負担金などを返還するものでございます。

同じく5款諸支出金、2項繰出金、1目他会計繰出金、補正額1,462万7,000円の増。令和2年度保険給付費の確定に伴い、大樹町の負担率に応じて負担金を返還するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入です。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額111万1,000円の増。令和2年度の介護給付費の確定に伴い、追加交付を受けるものでございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額132万9,000円の増。2款国庫支出金と同様に、令和2年度の介護給付費の確定に伴い、追加交付を受けるものでございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額14万5,000円の増。

8款繰越金、1項1目ともに繰越金、補正額3,966万円の増。

次に、総括の歳出をご説明いたしますので、5ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額7億2,510万円、補正額、4款基金積立金から5款諸支出金まで4,224万5,000円の増、補正後の歳出合計7億6,734万5,000円となるものです。

次に、4ページの歳入です。

歳入合計、補正前の額7億2,510万円、補正額、2款国庫支出金から8款繰越金まで4,224万5,000円の増、補正後の歳入合計7億6,734万5,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第54号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第55号

○議 長

日程第15 議案第55号令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第55号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)をお願いするもので、第2条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費である給与費を344万3,000円減額し、7億8,053万1,000円に改めるものであります。

内容につきましては、町立病院事務長から説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りま

すようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

それでは、議案第55号令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)について、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条、令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

1号、給与費を344万3,000円減額し、7億8,053万1,000円に改めるものでございます。

内容につきまして、事項別明細書で説明させていただきますので、7ページ、8ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費で344万3,000円の減。

3目経費で344万3,000円の増。主に第3週目の週末に当直いただいております院外医師の報酬につきまして、個人から法人へ受取りに変更したい旨の申出がありまして、支出科目を組み替えるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ちょっと疑問があるので教えていただきたいのですが、出張医報酬2,919万9,000円のうちの334万3,000円を報酬から委託料に組み替えて、個人の口座に振り込んでいたものを法人の口座に振る込むという説明なのですが、1つは、残りの2,575万6,000円は今後も個人口座に振り込むのかということと、変更の申出があったということなのですが、その理由は何なのかということと、ここに何か変な、例えば個人の口座の関係でいうと、法人の登録している医師が、俗に言う、きちんと整理されていないお金のような扱いになっていたということがあってこうするのかどうか、その辺、お聞かせいただきたいと思えます。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

まず、1つ目の補正後の報酬分をそのまま個人口座へ振り込むかということなのですが、全額それは医師個人へ支払うものとして、当初予算どおりです。

それと、2つ目の今回変更した内容なのですが、実はこの医師が所属する、この医師の病院なのですが、そこの病院の会計年度が9月から8月の会計年度ということで、町の会計では補正予算とかは組めるのですが、法人のほうは会計士と相談したところ、年の途中で変更ができないというふうに言われたらしくて、それで個人払いから病院払いに切替えたいという申出がありまして、このタイミングでの補正になっております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

町は、公の自治体なのですよね。ただ、医師に当直に来てもらっているのはいいのですが、例えば、このように言われると、所属している法人の口座の了解を得てやってもらっている中で、個人の口座に振り込んだものが法人の口座にということになると、個人の口座に入ると個人の収入になる、それから、法人の口座に入れると法人の口座に入ると個人は法人からお金が出るという流れに変わると思うのですが、それを会計士から変えるということは、そこに何か問題があるのかという疑問があるわけですよ。その辺を明らかになるのかならないのか、そこをはっきりしてほしいと思います。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

個人から法人に変えるのは、来ていただいている先生が80歳ということでご高齢になりまして、以前は札幌の大きい病院に所属している心臓血管センターの部長とかをされていた方なのですが、今は個人経営で来ていただいています、その先生が経営移譲をそろそろ考える年頃になったということで、特に息子さんとか後継者がいるわけではなく、外部から先生をそのクリニックに呼んで、いろいろ診療をこれから1年、2年かけてやっていこうという中で、今まで来ていただいていた先生が、そのまま来ない場合もあるかもしれないということで、病院に対して支払いをして、その中で振り分けをするということの切替えです。

特段、今、病院の経営者でありながら、個人としてもらっている報酬が会計上悪いからという指摘を受けて法人に変えるとかといったことはございません。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時41分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第55号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第56号

○議 長

日程第16 議案第56号令和3年度大樹町下水道事業会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第56号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町下水道事業会計補正予算(第2号)をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収入を2,110万円増額し、第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、当年度利益剰余金処分量を1億5,419万9,000円に改め、収入を2,110万円減額するものであります。第4条は企業債で、過疎対策事業の限度額を2,110万円減額し、第5条の他会計からの補助金を2,110万円増額し2億2,981万円に改め、第6条では利益剰余金の処

分の額を1億5,419万9,000円に改めるものであります。

内容につきましては、建設水道課長兼下水終末処理場長から説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

議案第56号令和3年度大樹町下水道事業会計補正予算(第2号)について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、令和3年度大樹町下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度大樹町下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

補正の内容につきましては、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、補正予算額2,110万円増額するものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,882万3,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額572万4,000円、当年度利益剰余金処分量1億3,309万9,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,992万3,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額572万4,000円、当年度利益剰余金処分量1億5,419万9,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

補正の内容につきましては、第1款資本的収入、第1項企業債、補正予算額2,110万円減額するものでございます。

次のページをご覧ください。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり改める。下の企業債の表で、補正前の表から補正後の表に改めるもので、起債の目的は、過疎対策事業の限度額2,110万円から限度額をゼロ円に改めるものでございます。過疎対策事業債はなくなりましたが、下水道事業債の起債の方法、利益及び償還の方法は補正前と同様でございます。

第5条、予算第9条他会計からの補助金の本文中2億871円を2億2,981万円に改める。

第6条、予算第10条利益剰余金の処分の本文中1億3,309万9,000円を1億5,419万9,000円に改める。

内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1 款資本的収入、1 項 1 目ともに企業債、補正予算額 2, 1 1 0 万円の減。ここでは、公共下水道事業及び個別排水事業に係る過疎対策事業債経費の計上ですが、過疎対策事業の申請基準では町が一括して過疎計画を申請することから、下水道企業会計で予算化していました企業債を一般会計に組み替えるための補正でございます。これらの影響によりまして、利益剰余金処分額を 2, 1 1 0 万円の増で 1 億 5, 4 1 9 万 9, 0 0 0 円と改めるものでございます。

次に、8 ページ、9 ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1 款下水道事業収益、2 項営業外収益、1 目一般会計補助金、補正予算額 2, 1 1 0 万円の増。資本的収入で説明させていただきました過疎対策事業の借入れ分として 2, 1 1 0 万円を一般会計から補助金として繰り出していただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 5 6 号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第17 認定第1号から日程第24 認定第8号

○議 長

日程第17 認定第1号令和2年度大樹町一般会計決算認定についてから日程第24 認定第8号令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてまで、以上8件を一括議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました認定第1号から認定第8号まで、一括上程されました事件について提案理由のご説明を申し上げます。

認定第1号は、令和2年度大樹町一般会計の決算認定であります。

認定第2号から認定第6号までは特別会計で、認定第2号は令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）、認定第3号は令和2年度大樹町後期高齢者医療特別会計、認定第4号は令和2年度大樹町介護保険特別会計、認定第5号は令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計、認定第6号は令和2年度大樹町公共下水道事業特別会計の決算認定。

認定第7号と認定第8号は公営企業会計で、認定第7号は令和2年度大樹町水道事業会計、認定第8号は令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の決算認定であります。

先に会計管理者から決算書の提出がありましたので、水道事業と病院事業については6月7日に、公共下水道事業については6月30日に、一般会計と公共下水道事業を除く4特別会計については7月9日に、それぞれ審査をお願いすべく監査委員に提出をいたしました。

監査委員におかれましては、6月8日から8月10日まで延べ36日間にわたり内容の審査をいただき、お配りしている審査意見書の提出をいただきましたので、今回これら8会計の決算認定をお願いするものであります。

提案させていただきました決算について、ご審議の上認定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終了いたします。

◎日程第25 監査委員審査意見書

○議長

日程第25 監査委員審査意見書についての件を議題といたします。

令和2年度大樹町一般会計並びに7特別会計の決算について、議会運営基準第60条の規定により、監査意見の説明を求めます。

澤尾代表監査委員。

○澤尾代表監査委員

それでは、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました令和2年度大樹町一般会計外5特別会計決算に関する審査結果につきまして、意見書の朗読によりご説明申し上げます。

令和2年度大樹町一般会計外各会計決算審査意見書。

1、審査の対象、令和2年度大樹町一般会計歳入歳出決算書、令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算書、令和2年度大樹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、令和2年度大樹町介護保険特別会計歳入歳出決算書、令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書、令和2年度大樹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書であります。

2、地方自治法第233条第2項の規定に基づく、令和2年度一般会計外各特別会計決算書の提出を受けた年月日、令和3年7月9日であります。

3、審査の期間であります。令和3年7月12日から8月10日までのうち述べ23日間。

4、審査の概要、令和2年度大樹町一般会計外各特別会計の決算審査にあたっては、提出された歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、町債に関する調書及び基金に関する調書について、計数に誤りはないか、予算の執行において関係法令に従い適正かつ効果的に執行されているかなどに主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類の照合並びに住民福祉の増進という町行政の本旨に沿った執行が行われているかなどについて審査を実施した。

5、審査の結果、審査に付されました一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、町債に関する調書及び基金に関する調書は法令に準拠して作成されており、所定の期間内に出納検査がなされ、現金預金高、有価証券などの確認とそれぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合精査した結果、計数に誤りはなく、正確であり、かつ関係法令にも適合しており、予算の執行もおおむね適切に行われたものと認めたものであります。

なお、会計ごとの決算内容につきましては、審査意見書にまとめさせていただきましたので、後ほどお目通しいただきたく、朗読説明は省略させていただきます。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付されました令和2年度大樹町水道事業会計並びに大樹町立国民健康保険病院事業会計決算に関する決算書外

の審査結果につきまして、先ほど同様、意見書の朗読をもって報告させていただきます。

令和2年度大樹町水道事業会計、令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算審査意見書。

第1、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく令和2年度の各事業会計決算書の提出を受けた年月日ではありますが、共に令和3年6月7日付であります。

第2、審査の実施年月日は、令和3年6月8日から6月25日までのうち述べ13日間あります。

なお、物品管理業務監査につきましては、令和3年3月31日に実施しております。

第3、審査の概要、両事業会計の決算審査にあたりましては、提出された決算書、財務所掌（事業損益計算書、事業剰余金及び欠損金処理計算書、事業貸借対象書）、財務所掌附属書類及び会計諸帳簿、会計伝票、証拠書類、契約書などを照合、審査するとともに、例月出納検査の現金、預金高との関連をはじめ、計数に誤りはないか、地方公営企業法第3条の経営の基本に基づいて執行されているかなどに主眼を置き、審査した。

第4、審査の結果、審査に付されました各事業会計の決算は、いずれも定められた期間内に出納検査がなされており、所定の様式に従い、整備されています。

会計事務における計数は正確であり、かつ予算の執行もおおむね適正であると認めたところであります。

以下、両事業会計に関する経営の概況、事業の状況、経営の状況、未集金の状況などにつきましては、意見書に記載のとおりでありますので、後ほどお目通しいただきたく、以上をもって、審査意見の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、審査意見書の説明を終了いたします。

◎日程第26 決算審査特別委員会設置・付託

○議 長

日程第26 決算審査特別委員会設置・付託についての件を議題といたします。

お諮りします。

ただいま、一括議題となりました、認定第1号から認定第8号までの8件の審査については、議長と議会選出監査委員を除く10名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

なお、必要に応じて委員会に、地方自治法第98条に定める検査・検閲権等の請求権を付与することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの8件は、決算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決しました。

◎休会の議決

○議長

お諮りします。

大樹町議会運営基準第20の2の規定に基づき、明日8日は休会としたいと思います。

また、ただいま設置されました決算審査特別委員会において、令和2年度大樹町一般会計並びに7特別会計の決算審査を行うため、9月13日から16日までの4日間を、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、明日9月8日、1日間並びに9月13日から16日までの4日間を、休会とすることに決しました。

なお、先ほど設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が互選されておられませんので、議会委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長において、本日の会議終了後、本議場に決算審査特別委員会を招集いたします。

◎散会の宣告

○議長

これをもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時14分

令和3年第3回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和3年9月9日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 行政報告
- 第 3 一般質問

○出席議員（12名）

- | | | |
|-------------|------------|-------------|
| 1番 寺 嶋 誠 一 | 2番 辻 本 正 雄 | 3番 吉 岡 信 弘 |
| 4番 西 山 弘 志 | 5番 村 瀬 博 志 | 6番 船 戸 健 二 |
| 7番 松 本 敏 光 | 8番 西 田 輝 樹 | 9番 菅 敏 範 |
| 10番 志 民 和 義 | 11番 齊 藤 徹 | 12番 安 田 清 之 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|----------------------------|---------|
| 町 長 | 酒 森 正 人 |
| 副 町 長 | 黒 川 豊 |
| 総 務 課 長 | 鈴 木 敏 明 |
| 総 務 課 参 事 | 杉 山 佳 行 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 伊 勢 巖 則 |
| 企画商工課参事 | 大 塚 幹 浩 |
| 住 民 課 長 | 佐 藤 弘 康 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 | |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 井 上 博 樹 |
| 保健福祉課参事 | 瀬 尾 さとみ |
| 農林水産課長兼町営牧場長 | 松 木 義 行 |
| 町営牧場参事 | 梅 津 雄 二 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長 | 水 津 孝 一 |
| 会計管理者兼出納課長 | 瀬 尾 裕 信 |
| 町立病院事務長 | 下 山 路 博 |
| 特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 | 明日見 由 香 |

<教育委員会>

教 育 長

学 校 教 育 課 長

学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

社 会 教 育 課 長 兼 図 書 館 長

板 谷 裕 康

乾 飛 鳥

楠 本 正 樹

清 原 勝 利

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長

農 業 委 員 会 事 務 局 長

穀 内 和 夫

吉 田 隆 広

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

主 事

小 森 力

八 重 柏 慧 峻

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

11番 齊藤 徹 君
1番 寺嶋 誠一 君
2番 辻本 正雄 君

を指名いたします。

◎日程第2 行政報告

○議長

日程第2 行政報告を行います。
酒森町長。

○酒森町長

それでは、今議会、開会日、9月7日に係る行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1番目の公立高等学校配置計画についてであります。既に報道機関からの報道等によりご承知のこととは思いますが、一昨日、9月7日、北海道教育委員会から令和4年度から6年度の公立高等学校配置計画が発表されたところであります。

この計画の中で、かねてから要請をしておりました大樹高校の間口について、2間口とされたものであり、私達の思いが伝わったものであると思っております。改めまして、お力添えをいただいた町議会をはじめ、高校活性化推進協議会、大樹高校PTAのほか、関係いただいた全ての皆様に対し、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

今後も、2間口を維持していけるよう、町としても、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。
質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今回、2間口復活ということで、私自身も教育委員会に関わるのは長いのですが、例がないのですよね。ということで、せっかく2間口に復活したので、今後の予定というのはどう進めていくのか。41人確保するというので、町側、教育委員会、学校側として、多分この11月、12月が、これから3カ月が勝負だと思うのですが、その間どういう活動を進めていくのか、町側と教育委員会側、学校側からそれぞれお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回、北海道教育委員会が示しました公立高等学校配置計画により、大樹高校が2間口になったということについては、先ほど行政報告の中でも申し上げさせていただきましたが、関係する皆様のお力添えがあったものというふうにも思っております。なお、また北海道教育委員会のご英断ともいえるような判断については、本当に私どもからも敬意を表したいというふうにも思っているところでもあります。

北海道教育委員会が、私ども南十勝の状況も含めて2間口にしてくれたということですが、それを実現する責任は、私ども、そして高校にあるというふうにも思っておりますので、投げかけたボールを投げ返してもらったということで、ボールは手元にあるということでもありますので、これから2間口を確保すべく大樹高校を中心として南十勝の生徒に選ばれる、選んでもらえるような学校にしていくことが必要だというふうにも思っているところでもあります。

今後、活性化協議会等を通じて、どういう対策をさらに打てるかというところについては、検討していかなければならないかなというふうにも思っておりますが、正直、今現在新たな取組というところでのプランは持ち合わせておりません。

なので、これからまた、いろいろ関係する皆様とともに、ご相談をさせていただきながら、町として講じられる対策については対策を行い、来年度、2間口に見合う生徒で大樹高校の1学年がスタートできるような取組は講じていきたいというふうには思っております。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

議長からご指名いただきましたので、本当に町長が申し上げたとおり、可能性を認めていただいたということで、本当に感謝しております。それをいかに実現すべく頑張るかというところが、私どもに課せられた宿題だと思っております。

齊藤議員には、学校運営委員会の委員長を引き受けていただいて、学校現場の様子を一

番分かってきている方だと思います。

進路指導、人生初めての選択の機会です。志を持って頑張っている中学校3年生です。その中で、町長が申したとおり、生徒、保護者に選んでもらえる学校づくりということで、高校とともに頑張っていきたいと考えております。

また、人口減少社会、少子化で、非常にきつい状況に立たされております。前回の町議会でも申したとおり、競争率があるのは帯広市内の3つの普通科と工業高校のみです。全道でもハイレベルの商業高校である南商業ですら定員割れというような状況で、いかに大樹高校に来てもらうかというのは非常に辛い立場です。また、昨今、不登校傾向の子が増えて、最初から通信制の高校を希望する子が管内でも50名を超えているという現状です。

少ないパイの中でどうやって呼び込むか本当につらいのですが、大樹高校のOB、OG、本当に大樹に来てよかったと。自己実現、丁寧な指導をしていただいたと。その保護者は、本当に大樹高校に通わせてよかったという声が聞こえています。そういう部分を少しでも浸透させると。

それから齊藤議員が言われたように、年を開けるともう願書を出してしまうわけです。11月末には、三者懇談で志望校決定ですから、それまでにどうやって、せっかく認めてもらった雰囲気や当該の子ども達、保護者に伝えるかというところで、知恵を絞っていきたいと思います。

ぜひともご協力よろしくお願いたします。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

それで、今、町長のほうから、大樹高等学校の活性化委員会を設置して、町長がトップだと思うのですがけれども、通常ですと、大体10月末から11月頃に開催するのですよね。今回は、2間口になったのですから、今月中に早急に活性化委員会を開いて、対策を練るべきだと思うのです。

もう1つは、先ほど教育長が言いましたように、11月末から12月10日前後で、三者面談で3年生はほぼ進路が決定しまして、年が明けると願書の提出という運びになるのですけれども、その前の10月中から11月頭というのは、各中学校それぞれ学年進路説明とか積極的に最終的なことをやるのですよね。できれば、そういうところに、もし参加ができるのであれば、大樹町ないし高校ないし教育委員会が、学年委員会に積極的に参加して呼びかけて、リーフレットを配る、パンフレットを配るというのも1つの方法で、そして魅力を伝えていくということも、短い期間ですけれども、ぜひそういうことをやってほしいと思います。それで1人でも2人でも、何とか41を確保するような体制づくりが私は絶対必要だと思うのですけれども、それについて最後どうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

活性化協議会は、今回の要請行動も含めて取組を協議してきた場でもありますので、早期の開催というのは、議員のご発言のとおりかなというふうに思っておりますが、何分、定例会の会期中でもあるというようなこともあって、担当のほうとも話をして、進め方について協議をした中で、とりあえず、活性化協議会の委員には、今までの経過と今回の結果について書面で報告をさせていただくということにしております。

例年、12月に活性化協議会を開催する時期でもありますが、今回、新たな取組が必要だということもありますので、内容等の協議が必要なものが見えてきた早い段階で、活性化協議会のほうも開催をしていきたいというふうに思っております。

教育長が先ほど答弁したとおり、高校進学に向けての中学3年生の進路指導については、この10月、11月が目処だということもありますので、その対応等についても、教育委員会、または大樹高校のほうとも協議をしながら、鋭意取り組んでいければというふうに思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

書面でやるというのは、どうなのでしょうね。6月にも多分、書面会議で済ませていると思うのですよ。そのときに、大樹高校は先生の数がいないから、部活減らしてしまったのですよね。もう一回、大樹高校はテニス部とか野球部というのは、本当に伝統のある部活動で、前にも話したのですけれども、南十勝全体は部活の盛んなところなので、そういうのがないと魅力を感じないし、普通高校はあくまでも進学校なので、それに結びつけることが必要なのですけれども、やはりここは緊急事態宣言ですけれども、道教委にきちんとやっていただいたので、議会終わってからもいいですから、今月末ぐらいにはきちんと会議を開いて、具体的にどうするか、高校側には部活の復活をお願いするか、具体的にやっていかないと、3カ月しかないのですよ。12月入ったら、もう遅いのです。1月に結果が出て、2月にはもう募集定員が決定されてしまうということがあるので、時間がないので、私は書面というよりは、早急にお互い委員が集まって意見を交換するというのは、ぜひお願いしたいのですけれども、それについて最後お願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私は、書面会議と言ったつもりは、申し訳ありません、ございませんでした。今回の結果については、書面で活性化協議会の委員のほうにお伝えをしたいということでもあります。今後いかに進めていくかということについては、活性化協議会をはじめ、高校、教育委員

会とも意見をまとめながら、対応についてはしかるべき対応を取っていくという強い思いではおります。

○議 長

ほかに。

菅敏範君。

○菅敏範議員

同僚議員の質問と関連する部分が多いかもしれませんが、まず取組によって2間口復活がなかったことは、大樹町の各位の熱意が伝わったことが大きかったかなと思いますし、1つの大きな山を越えることができたのは事実でありますし、そのことには敬意を表したいというふうに思います。

今、町長からもありましたように、維持していくためには、これからの町の取組が非常に大きな課題ということです。同僚議員からもありましたが、部活動の関係については、非常に僕も危惧しているところであります。

1つだけ例を言わせていただきますと、もうすぐ高校野球の秋の新人戦が始まるのですが、その中に大樹高校という名前がついに消えました。夏の大会までは合同チームの中に入っていたのですが、今度は合同チームの中にもないという、伝統が消える状況もあります。

ですから、何のスポーツがいいかということはありませんけれども、やはり1つの土台というか、基礎を残しておいて、そこに人を集められるように、もうやりませんよとシャットアウトするのではなくて、そういう方向も1つの志望者を集める大きな要因になると思いますので、よかったという中に、これからのほうがもっと苦しいかもしれないというふうに思います。そのところは、部活動などを1つの大きな柱にして、そして、ロケットのエアロスペース計画もあるのですが、そこもやはり継続して参加できるように、できれば人数が増やせるような形なども1つの魅力の発信だと思っておりますので、その辺含めて部活動の関係については、教育長の決意を聞きたいと思っておりますが、お願いします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

まず、JAXA関係のエアロスペーススクールですが、本年も参加させていただいております。3年生の吉野健介君です。10月5日に大樹町教育の日という講演会がございまして、その前段で小中学生を目の前にヨシノ君がこういうことを全国の仲間と一緒に学んだと。今後こういうふうに生かしていきたいということをアピールしてくれる予定になってございます。

あと、部活については、菅議員はじめ、酒森町長も大樹高校野球部として大活躍された。その部分が、中札内出身の長谷川君が3年生でもうシーズン終わったということによって、大樹高校の伝統ある名前が消えてしまったということで、非常に寂しく思っております。

以前から、高校生活は学業だけでなく、部活もすごくウエートあるよねと。特に南十勝は、少年団から非常に強いチームをつくって、子ども達のやる気がすごく高まっていると。それで地元の高校で続けられないというのは、すごくデメリットになりますよねということでご意見いただき、その部分も高校のほうには伝えてあります。

ただ、残念ながら、入学者が減り、クラスが減ったおかげで、教職員の数が少なくなりました。そんな中でも、ある程度5名以上の希望があれば、復活可能ですよという返答もいただいております。

ただ、時期が非常に悪うございまして、今日9日は、多分、道の教育委員会があつて、学校の働き方改革ということで、教職員の時間外の数字を公表する予定になっております。道立高校はかなりあるのですが、その中で長時間労働が、大樹高校はこの間全道で6位だと、それぐらい一生懸命先生方は時間外をやってくれているということです。

そんな中で、町民のほうから教員が忙しいのだったら、町内に心得のあるOB、OGがいるよ、助けてくれるよという部分も高校に伝えてございます。これからは、地域の活動者、部活指導者というのが求められているので、いいチャンスだと思っております。

そういうこともぜひ伝えて、魅力アップの大きな材料にしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議 長

日程第3 一般質問を行います。

先に質問の通告がありましたので、これより、順次、発言を許します。

はじめに、8番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、1番目の脱炭素社会の実現に向けてということで、町側のほうのお考えを聞きたいと思っております。

国際社会も、日本においても、地球温暖化の防止の対策が実施、計画されております。その中であっても、市町村も役割を担うことが求められております。町の考えや計画についてお伺いします。6つお願いいたします。

1点目は、前例ない気候の極端現象についての基本認識についてお伺いいたします。

2点目については、脱炭素社会に向けて、町村も積極的な対応が必要だと思います。補助

事業等を利用した現計画や調査事業の実施の予定があるかどうかについてお伺いいたします。

3点目については、町内におけるバイオマス利用発電や太陽光発電の現況とといいますか、状況と計画についてお伺いいたします。

4点目は、二酸化炭素吸収の面から林地の植林等、森林整備についてお伺いいたします。

5点目は、公用車の電気自動車の導入についてお伺いいたします。

6点目は、一番大切に思っているところなのですが、ゼロカーボン宣言の考えについてお伺いいたします。

以上です。よろしくお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

西田議員ご質問の脱炭素社会の実現に向けてについてお答えをいたします。

1点目の前例のない気候の極端現象についての基本認識についてであります。近年、熱波に起因する山火事や豪雨による洪水など、記録的と形容される異常気象が世界各地で相次ぎ、国内でも毎年のように大規模な豪雨災害などが起きております。地球温暖化が要因とみられる気候の極端現象は、身近に迫った問題であると認識しております。

2点目の脱炭素社会に向けた計画や調査事業実施の予定についてであります。2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする目標を明記した改正地球温暖化対策推進法が、本年5月に成立したところであります。改正法には、政令都市等を除く市町村には努力義務として、地方公共団体実行計画に、再生可能エネルギー利用促進等の施策と実施目標を定めることが盛り込まれるなど、脱炭素化・カーボンニュートラルへの動きが急速に進んできております。

計画策定につきましては、今後、様々な場面で計画の有無を問われることも想定されますので、国の動向を注視しながら、検討していきたいと考えております。

3点目の町内におけるバイオマス利用発電や太陽光発電の状況と計画についてであります。バイオマス利用発電の関係では、稼働中の3基の家畜ふん尿由来のバイオガスプラントのうち、2施設が発電設備を有しております。

現在、発電設備を有する施設の設置法人では、新たに1基を増設中で、発電設備を有していない施設の設置法人も、発電設備を建設予定であります。

今後の計画についてであります。整備を決定し、または整備が見込まれる単独施設が4法人の4施設、複数経営体の共同処理を行う集合プラントが1施設のほか、現在、2法人で単独施設の整備を検討中とお聞きしております。

太陽光発電は、経済産業省が公表している固定価格買取制度に基づく令和3年3月末時点の設置状況になりますが、発電容量10kW未満が88件で、総発電容量は496kW、発電容量10kW以上が52件で、総発電容量が1万1,200kWとなっております。今後

の計画については、調べる術がないため、把握できておりません。

4点目の森林整備についてであります。様々な行政課題や厳しい財政状況の中、町有林については所要の予算を確保し、計画的に整備を進めております。

私有林に関しては、森林所有者の判断となりますが、高率の補助制度など、造林意欲を高めるための支援措置については、十分評価できるものと考えております。

5点目の公用車の電気自動車の導入についてであります。現在、町が所有する電気自動車は1台、電気とガソリンを使用するハイブリッド車は5台となっております。

国際社会では、化石燃料車の販売を、目標年次を定め禁止する傾向にあり、国内でも遠くない将来には、同じ方向になるものと思われま。

そのため、今後、販売される自動車は、電気を主体としたものにシフトしていくものと思っております。公用車として導入する場合は、災害発生時に利用すること、航続距離、充電スポットなどの問題等を考慮したうえで、必要に応じて導入してまいります。

6点目のゼロカーボン宣言の考えについてであります。環境省では、2050年にCO₂の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を、首長自らが、または地方自治体として公表された地方自治体をゼロカーボンシティに認定することとしております。8月末時点で、ゼロカーボンシティに認定されている自治体は、全国で444団体、道内では15団体と増加傾向となっております。

本町でも、木質バイオマスや地中熱など再生可能エネルギーの活用を図りながら、CO₂排出量の削減に積極的に取り組んでいるところであり、CO₂排出量を実質ゼロにしていくという強い思いは持っておりますが、宣言については、地域全体の脱炭素化に向けた方策をしっかりと打ち出したうえで、考えていきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。

1番目の前例のない気候についての極端現象について、町及び町長はそのよう思っておりますので、このことを前提で、これからのお話をいたします。

身近なところでは、新聞の記事ですけれども、帯広市と広尾町などの事例として平均気温0.4度上がったよとかという、本当に隣の町のことということは、うちもそのような傾向で間違いないとか、それから、過日、テレビだったのですけれども、潮位もそれぞれ高くなっているよとか、本当に身近なことがありますので、そういうふうなことを踏まえて、町長もそのように思っておりますので、施策に反映していただけることを願っております。

次、2番目の調査事業のことについてお伺いいたします。

やらないよと答弁の中で言うておいでなので、順番にいろいろ調査事業などをやっていたに期待はしているのですけれども、僕は、すぐにいろいろなことを取り組むこと

が必要かなと思っております。

自分の中では、環境省だとか農林水産省、国土交通省、通産省などが、それぞれ補助事業などの頭出しをしているのですが、仄聞するところによりますと、近間の町村などでもこのような補助金をもらうための計画なのか、そこら辺はよく分かりませんが、基本調査を計画されているやにお聞きするのですけれども、大樹町においては、そのような基本調査ということはお考えでないのでしょうか。また、そのような補助事業というのがないからできないのか、そこら辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

計画策定の補助事業の関係でございますけれども、補助事業につきましては、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金というのがございまして、こういう補助事業に基づきまして、計画策定ですとか調査とかができるというようなメニューにはなっております。管内の自治体でもこの補助金を活用しての計画策定に取り組むということも聞いています。

町のほうでは、この計画を策定するかどうかということについては、今現在、協議をしていませんので、特に今つくるといような状況にはなっておりません。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

言葉尻みたいになって申し訳ないのですけれども、これだけ地区環境とか気象のことについて問題意識をお持ちなら、どうして補助事業に手を挙げられないのかという理由などもお聞きしたいところなのです。

人手とか予算だとか、いろいろなことがありますけれども、ほとんど今お話ししたような環境省、農林水産省、国土交通省、通産省など、今は先行なものですから交付金という形で町村にお金に来て、そんなに財政負担ですとかは、人の負担のことは確かに働き方改革のことなどもありますので問題があるのかなと思うのですけれども、まずは二酸化炭素が何ぼこの町で出ているのか、事業なども二酸化炭素を出さないためのいろいろな施策を一生懸命やっただいただいていると思うのですよね。街区のことにしても、木質ボイラーのことで、いろいろなことをたくさんおやりになっているので、うちに十二分に資格はあると思うのです。

何か補助事業なり手を挙げられない具体的な理由があれば教えていただいて、そういうことがなければ、ぜひ、早急に課長会議なり何なりの中で、町長と相談していただいて、間に合うのであれば、次の年度のあれで手を挙げていただきたいなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

先ほど町長のほうからも答弁がございましたけれども、国のほうで地球温暖化対策推進法が5月に制定いたしましたして、その中におきまして、私ども大樹町としては努力義務ではありませんけれども、地方公共団体の実行計画に再生可能エネルギー利用促進等の施策ですとか、実施目標を定めることが努力目標として盛り込まれているところがございます。今後このような計画策定がますます必要となってくるのかなというような認識はございますけれども、今後様々な動きの中で計画策定については協議をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

分かりました。ぜひ積極的な姿勢というか、町長も、行政のほうの職員も、それぞれも積極的な取組をお願いいたします。

3番目の町内におけるバイオマスの利用ですとか、太陽光の状況についてお答えいただいたのですが、バイオマスなどのことについての今の計画のお話がここにお答えいただいているのですが、これは北電との電線の接続が可能というような熟度などをどのように把握しているか教えていただきたいと思えます。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

こちらでお話しさせていただきましたバイオマスプラント、家畜ふん尿由来の部分でございますけれども、今現在、計画をしているところは、いわゆるノンファーム型接続も念頭に入れてということでございます。

北電の送電部門のネットワーク超過というのは、今そこまで進んでございませんので、全がつながるとは思っておりませんが、出力調整等を可能とするノンファーム型を念頭に入れてございますので、そこで協議を進めているという状況でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

お金のかかる話なのですが、例えば、発電も、夜に積極的に発電するためには、今の発電機を大きくしたり、ガスを溜める施設なども、どうしても北電との協議が難しいようでしたら、ぜひ国にもそのような働きかけによって、補助金のかさ上げをしてもらおうような現実的なバイオプラントというか、多分、僕の聞いたところによりますと、夜だったら電気

を通していいよというようなことを聞いております。ただ、夜に電気を通すためには、24時間で動いている発電機を、8時間なり何時間なりに発電の時間を圧縮するのですから、当然、性能というか発電の能力も、先ほどお話ししたようなガスを溜める施設も大きくなっていかなければならないのではないかなと思うのですけれども。

今お話の空き時間を利用するような送電の方法というのは、現実的なのかなというふうに考えているのですけれども、そういうことについては、北電とのお話の中などでは、現実的に受入れの実際の電力量というのは期待できるのでしょうか。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

そこまでの具体的な電気容量は、大樹町だけの問題ではなく、北海道全体での動き、もしくは国内全体での動きになりますので、その詳細については把握してございません。

ただし、バイオマスプラント、家畜ふん尿由来は、発電のためだけの施設ではございませんので、例えば消化液を使って、もしくは環境対策としてやるというメリットもございますし、逆に太陽光が増えていく中で、太陽光が発電できない夜にバックアップとしてどうするのだという部分の議論もあります。

バイオマス発電につきましては24時間可能でございますけれども、太陽光の夜間の部分でいくと、結局、火力発電のバックアップ体制を取るといったようなこともありますので、総合的なエネルギー施策の中で検討されていくことと考えておりますので、今現在、バイオマスプラントは、これだけ発電能力があって、これだけできるから、電力として受け止められるかどうか、どれくらい受けられるのだというところの詳細な議論には、今のところ私どもでは至ってございません。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今そのようにお話を聞いた中で、ちょっと言いづらいのですけれども、太陽光発電のことで、町は太陽光発電に、当初、非常に補助率の高い、主に屋根につけるような太陽光発電の補助をされていたと思うのですけれども、大樹町は、おおよそ2,800戸ですので、公営住宅とかが500戸とかというふうなものを抜かしていけば、それに、私のような高齢者の住宅などもありますので、今の88基とか、それから今の52基というのが世帯数の割にどれぐらいの、本当に限界に近いのかもあれですけれども、まだまだ前のように。

どうでしょうか、1つは補助率を、今は新しい制度で太陽光発電については包括的な補助金の中で10万円ですけれども、さらに上乘せすることによって、住民の方も太陽光発電をお考えただけで、脱炭素社会に寄与できるのではないかなと思うのですよね。

市街地については、ある程度土地の制約もありますけれども、まだ農家などで太陽光発電をされていないようなところについては、農協とタイアップして、クリーンな農業をやっ

いるよというような意味での付加価値なども生じてきますので、そのような太陽光発電の補助率というか、以前の補助率までいけるのかどうか分かりませんが、現行の補助金よりもアップするようなお考えはありませんか。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

ただいま、ご質問の太陽光の補助金の関係でございしますが、現在、リフォーム補助金、あるいはマイホーム補助金で太陽光の制度がございします。

今年度、住生活基本計画を作成している最中でございしますが、この中で大筋の計画を立てていく予定でございします。その中で、補助金の金額等も踏まえて検討していきたいなというふうに考えてございします。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

アンケートも我が家にも来ましたので、ぜひそのようなことを踏まえた中でご検討いただければと思います。

次、4番目の森林整備については、町長のお答えの中で、十分評価できるものと考えているということですから、補助制度というか下草刈りだとか、いろいろなものも含めて上乘せもあるのですけれども、森林環境税と今は言わないのかもしれませんが、町にそれなりのお金が入ってきている思うのですけれども、森林環境税などの今の使い方というのは、ここでいう森林整備のどのような部分にどれだけ投入されているのか、4点目についてはそれをお聞きしたいと思います。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

森林環境譲与税でございすけれども、昨年度の決算実績は1,151万円でございします。その前に若干入っているのですけれども、昨年度の1,151万円は全額森林環境譲与税基金に積立てをしてございします。というのは、森林環境譲与税の使い方はいろいろ多岐にわたるのですけれども、環境保全という部分もしくは造林という部分の既存事業には乗せられないという1つの指定がございします。そのため、新たな事業の枠組みをつくらなければならぬということございします。

実際、去年は、森林所有者に対する意向調査を行ってございします。ただ、これは郵便料しかかかってございませぬので、決算ベースでいくと4万円を切る程度という形になってございします。

今年につきましては、森林環境譲与税の基金から1,000万円強の取崩しを予定してございします。ちなみに、今年も1,151万円ほど森林環境譲与税は交付されてまいります。

とりあえず、今年の使用でございませけれども、特定財源として予定しているのが役場庁舎の建設費用の部分に460万円程度、それから森林環境整備促進事業という森林環境譲与税をベースにした事業を今年構築してございまして、そちらのほうに660万円程度。それから町内の公園の施設整備のところは46万円程度を充当する予定となっております。

新規事業の内容でございませけれども、今まで基本的にできなかった造林のための補助対象外の部分の事業に各森林所有者の方に交付するというような形で事業を計画してございませ。

以上です。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

わかりませ。

林野庁のホームページを見て、森林の二酸化炭素の吸収とか何とかというのを調べたりして、はあ、はあと思っただけけれども、ここで話しするまでの理解に僕は達しておりませないので、また機会がありましたら。

これについては、町有林などの約4,000ヘクタールの中でいろいろ整備することによって令和2年度の決算額にもJ-クレジットの頑張ってもらった数字が載っていますけれども、木質ボイラーのことだとか、森林整備などによってJ-クレジットのようなものも利用できたり、富良野市などは企業に山林自体を買ってもらって地域の活性化に寄与している事業とか、いろいろ森林に関してはまだまだ頑張りどころがあるのではないかなというふうに思っておりますので、これからもぜひよろしくお願ひしたいと思ひませ。

次に、5点目の公用車の電気自動車の導入について、現在1台あるということなわけですが、実際にどのような使い方をされているのか、まずお聞きしたいと思ひませ。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

こちらのほうは、教育委員会に配置している電気自動車なわけですが、通常、町内の移動に使っております。走行距離的に、公称上は、帯広往復ぐらいはできるような公称ですが、実際の走行距離としては、往復には、帯広市内でもぐるぐる回ったりしますんで、心もとないということなわけ、主に町内、それから空港の送り迎え程度の使い方になってございませ。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今テレビなどでは、結構長く距離を保てますよというけれども、僕も全部が全部、気候条件も違ひませし、特に北海道のこういうふうな地域などについてはバッテリーへの影響が大

きいとか、課長おっしゃられた分については、十二分に理解できます。

あと、災害時に利用するとか、そんなことは全然、時が2050年になったりしたときには、すごい性能がよくなったり、ジープみたいなすごい頑丈な電気自動車もできてくるのではないかなと思うのですけれども。

もう1つ、そういうことを促進していただくという意味合いで、ちょっとお聞きしたいのですけれども、ハイブリットの車であれば、通常、大きさにもよりますけれども、僕も10年目になるのですけれども、大体いつもガソリンを入れるときにはリッター当たり25kmを下がったことないのですね。もうぼちぼち電池も終わりなのかもしれませんけれども。

それで、新しいとか古いとか、いろいろなことがあるかもしれませんけれども、EVの車の燃料代とは言いませんよね、電気代というのか、そういうもののコストはお考えになったことはあるのですか。

前に僕、一般質問か予算か決算かのときに、例えば今の水素駆動の電気は1km当たり何ぼのコストだよ、電気は何ぼだよ、ガソリンは何ぼだよ、ジーゼルは何ぼだよというお話をしたのですけれども、資料を探してもそのときの資料が見つからなかったものですから、相当1km当たりの走行経費というのは低いのではないかなと思われるのですけれども、そのようなことを検討されたことはありますか。

なければ、これから、ぜひ統計を取っていただきたいと思ひまして。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

大変申し訳ありません。先ほどの走行距離というところは、注目していろいろ調べたりして、公用車に適するかどうかというのは見ているところなのですけれども、コスト的な電気代いくらというところは、見ていなかったものですから、数字的なものは把握してございません。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

あと、もう1つ、そのときに一緒に調べていただきたいと思うのですけれども、公用車については、今どうなっているかは知りませんが、普通、今日、何km出発で、終わって何km、何ぼですよとか、ガソリン入れましたとか、壊れたところありませんとかというような車の使用簿とか使用のものを出すと思うのですけれども、今は教育委員会に電気自動車を導入されているということなのですから、イメージとしては、例えば保健師のような、本当に町中使いといいますか、そういう職種は、グレーダとかダンプとかは別にして、現実的に乗用型の公用車が何十台かあると思うのですけれども、そういうものの1日の走行距離とか、どのような業務に使って、電気自動車では信頼に欠けるなどか、いろいろなことをぜひ資料として蓄積いただけたらと思います。

町長のご答弁のように、必ずや、燃料電池車なのか、電気自動車なのかよく分かりません

けれども、時代はそのような方向に必ず動いていきますので、そういうベースになる資料を
とっております。

あと、たかりみたくなるというか、言葉が非常に難しいのですけれども、どうでしょうか、
町村として、電気自動車を試しに入れてあれするから安く売ってやとか、安いリースにして
やとか、そういう導入方法もあるような気がするのですけれども、自動車メーカーというの
かディーラーというのか、そういうふうなことでご検討されたことはありますか。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

今お話しされたリース関係のところの話も、お伺いしているところはありますけれども、
現在としては、まだ導入には至っていないという内容でございます。

それと、前段で言われました保健師が町内で活動するときに利用するような走行距離の問題で、
短い距離の利用というところですが、そちらについては、今現在でも公称であれば150km程度、
ですから実走として100kmぐらいの実際の電気自動車というのは観光庁、法人向けに発売されて
いる部分もございます。その電気自動車というのは昨年の暮れに発売されたものですので、
そういったものを今後検討していく必要性はあるかなと考えてございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

本当に素人がこんなことを言うのもあれですけれども、電気自動車でもすごい1人乗り
に近いような電気自動車があったり、電動バイクみたいな電気で動くバイクもあったりとか、
いろいろ世の中は非常に動いておりますので、ぜひ総合的にそういうものをご検討いただ
ければと思っております。

1番目の最後のゼロカーボン宣言について、お考えについては、今は考えていないよとい
うお話でなかったかなと思うのですけれども、僕は、大樹町は脱炭素社会に向けてのいろい
ろな具体的な施策とか行動というのは、すごい先進で、先頭を行っていると思います。

ただ、とある町などは、水素だとか何とかと農産物を排熱で利用するとか、非常に宣伝上
手な面もありますので、そういう町に、例えば新しい庁舎などについてもヒートポンプだ
とかという炭素を出さないものを頑張っておられるので、条件を整えばというふうな
ことをおっしゃっていると思うのですけれども、方策をしっかりとというふうなことで、
どんな条件を整えればゼロカーボン宣言というのがされるのか、そこら辺をお聞きしたい
と思います。

僕は、そんなに、例えば議決を要することとか、知事協議を要することとか、そんな
ことはないような気がしているのですけれども、何か特別な隘路があれば教えていただ
きたいと思っております。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

ゼロカーボン宣言につきましては、特に条件があるわけございませんで、意思の発表ですので、ゼロカーボンを宣言しますということは可能であると考えております。

ただ、全国で、先ほど数字を申し上げましたけれども、徐々に増えてきているという中で、管内で今正式に発表しているのは1町と伺っておりまして、ほかの町も検討されて今具体的に進んでいるところもあるやに聞いております。私どもの町も、議員言われるように、取組は、ほかの町と見劣りするものではないと思っておりますので、宣言することもいいかなと思っております。

ただ、宣言するにあたっては、先ほどの話に戻るのですけれども、町全体のゼロカーボンに向けての全体基本計画みたいなものがあつたほうが、そういうタイミングのほうがいいかなと思っております。環境省の補助等々も見据えて、そういった町のビジョンを示せるようなタイミングで宣言したらいいかなというふうに考えているところでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

きちんと条件が整ってから宣言されるというのは、本当に紳士的だなと思っております。

ここ何か月間か、更別村でエネルギーの勉強会がありまして、大阪府立大学を定年退官された先生が更別村に移住されて、ボランティアで講師をやっていただいております。僕も来ていいよということなものですから、すぐ前に村長がいて、新得町だとか、それから更別村は今議会なのかいつの議会なのか分かりませんが、新聞によりますと宣言だぞというふうに読み取れております。

官も民も個人もそれぞれ条件が整ったらということも1つの方策かもしれませんが、高い目標を自ら課して、例えば公共施設の上には全部太陽光発電がその計画によって設置されていくのだよとか、更別村などは、僕、前に……。

○議 長

西田議員、もう少し問題点をきちっとしゃべってください。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

更別村の事例などでは、前期のときに公共施設に太陽光パネルを設置するのだよというような計画もされておりますので、良心的にきちんと条件が整ってからというのも1つの方法かもしれませんが、みんながみんな、そこまで完全になって宣言ではないのではないかなと思いますので、ぜひ宣言のこともお考えいただければと思っております。

ここで、いつだ、何とかだ、条件は何だという細かなお話を聞いても、なかなか無理なことも想定できますので、そのようなお願いをして、1番目の一般質問を終わりたいと思いま

す。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

2番目は、コロナウイルス対策について質問させていただきます。

都市部での極端な病床数不足など、過去のコロナ状況とは異なる現況が見られておりますので、町内の対策について伺います。お聞きしたいことは6点でございます。

1点目は、ワクチン接種の最終終了のことと現況についてです。

2点目は、コロナ対策の用品、特に医療関係の整備はどのようになっているのかお聞きします。

3点目は、学校や学童施設でのクラスター対策についてお伺いします。

4点目は、町民の実際の入院先ですとか療養宿泊施設について、なった場合にどのようなことになっているかお伺いいたします。

それから、5点目には、自宅療養者対策についてお伺いします。

それから、6点目は、高齢者の方はいろいろ不活発化されておりますので、フレイル予防のための生活不活化対策についてお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、ご質問のコロナウイルス対策についてお答えをいたします。

1点目のワクチン接種の終了予定と現況についてであります。8月30日現在での新型コロナワクチン接種の接種済者は、町全体で1回目接種済者4,331名(87.4%)、2回目接種済者4,209名(84.9%)であります。

ワクチン接種の終了予定は、9月末までに予約された方の接種は、ほぼ終わる見込みであります。国から示されている接種を行う期間が、令和4年2月末までとされておりますので、新たに12歳になられた方や未接種の転入者等に対し、引き続き接種を行ってまいります。

2点目のコロナ対策用品、特に医療関係用品の整備についてであります。町立病院では、8月末時点でサージカルマスク約1万1,000枚、検査用手袋約5万3,000組など、現状の診療体制を8カ月以上維持できる消耗品を備えてあります。

3点目の学校や学童などのクラスター対策についてであります。まずは、基本的な感染対策を徹底することが肝要と考えております。

学校では、毎日の検温に加えて、健康観察を実施し、発熱がなくても咳・喉の痛みなどの風邪症状があった場合や、同居家族に風邪症状があった場合には、登校を控えていただき、出席停止の扱いとしております。

感染リスクの高い給食時は、同一方向で黙食とし、手洗いの徹底も行っているほか、常時換気の実施や、消毒作業についても継続をしているところであります。

さらに、リスクの高い合唱やグループ活動等でも、マスクの着用やソーシャルディスタンスなどに配慮しております。

学校での感染拡大を抑えるには、万が一感染が確認された際の迅速な対応が重要と考えており、PCR検査や抗原検査を受けることになった場合は、保護者から学校に速やかに連絡するようお願いをしております。

また、児童に感染が確認された場合は、国から示されている対応ガイドラインを踏まえ、保健所とも協議をし、学級、学年及び全校での幅広い休業等の措置を迅速に講じることにより、最小限の感染に抑えてまいりたいと考えております。

学童保育所においても、学校と同様に、基本的な感染対策を徹底し、登所時における検温や手指消毒、児童が使用する備品等の消毒、室内の換気を小まめに行うほか、児童の様子にも十分注意を払い、体調に変化があった児童は隔離するなど、他の児童との接触を控える対応を取っております。

4点目の町民の入院先、宿泊療養施設についてであります。北海道（保健所）が感染者の基礎疾患の状況と調査時点の感染後の症状を総合的に判断し、入院や宿泊療養施設への入所、あるいは自宅療養を決めております。

5点目の自宅療養者対策についてであります。自宅療養者に対しては、保健所が健康管理や生活支援を行うこととなっており、血中酸素濃度計（パルスオキシメーター）の貸出しや、希望者には10日分の食品や生活用品を支給しております。

また、自宅療養者やその家族に配慮の検討が必要なケースや福祉的課題への対応など、町も関係してくる場合もありますので、北海道と情報の共有や連携を図り、都度、対応をしてまいりたいと考えております。

6点目のフレイル予防のための生活不活化対策についてであります。高齢者は、新型コロナウイルス感染症のため、活動制限が長期化することで社会参加の機会が減り、運動能力の低下だけでなく、認知機能の低下などフレイル、いわゆる虚弱が進みやすいことが心配されております。

高齢者のフレイル予防・対策のためには、栄養、身体活動、社会参加が重要であり、感染

予防に十分配慮しながら、ふまねっとクラブや音楽体操教室などの介護予防教室を開催し、社会参加や身体活動の場を設けております。

介護予防教室を休止する期間については、自宅で出来る体操のCDを作成し、脳トレーニングのプリントと共に配布するなど、日常生活が不活発にならないための取組を行っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

1番目については分かりました。終了までにいろいろ医療関係者の方には本当にご苦労なことですけれども、頑張っていたきたいと、それを願うばかりでございます。

コロナ対策用品の医療品関係と自宅療養の対策についてのことでお伺いしたいことがあります。今お答えいただいたものについては、特に病院などが、熱のある患者だとかのために検査されたりするものでないかなと思うのですけれども、テレビなどを見ていると、非常に追い詰められている状況で、酸素濃縮装置というのですか、それが非常に不足していて自宅療養がうまくいかないだとか、それから、血中酸素濃度計のパルスオキシメーターなども非常に品薄になっているというようなことで、都会での話かもしれませんが、もしかしたら、私どもの地域にも次の波が寄せてきたときに、言葉は悲しいのですけれども、トリアージが行われるような状況とか、自宅療養で1人寂しく死んでいくようなことがあってはならないので、濃縮装置とか血中酸素のパルスオキシメーターなどの準備というのは我が町で必要ないのかどうなのか、まず1点目にお伺いいたします。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

自宅療養者のことについてですが、今、都会、東京とか入院がすぐできないような状況になっているところにつきましては、自宅に酸素濃縮器とかを配備しまして、そこで一時的に酸素吸入とかを実施しているところでございますが、十勝管内におきましては、今そのような状況におきましてはすぐ入院できるような体制になっておりますので、今のところは、在宅療養でそのような状況になる方は心配ないかなと思います。

あと、酸素濃度を測るパルスオキシメーターですが、保健所のほうで、陽性になった方には必ずお届けして、ご自宅で体調確認をしていただくということになっております。

また、町としても、町立病院はじめ、個人病院のほうにも医師会のほうから支給されたものもあるようで、そういうものを使って、必要な方にはご自宅で測ってもらうように貸出用のものも配備しているということです。

先ほどの話に戻りますが、酸素濃縮器につきましては、町で配備するというものではなくて、必要ときに業者から貸出しをするというようなものになっておりますので、町としての配備はございません。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

基本的に、伝染病だから、町の対応でなくて保健所の対応だということで、まず1点目理解してよろしいのでしょうか。したがって、それに関するような備品類の整備とかについては、町で心配はしていないことはないとは思うのですけれども、基本的には心配することではないよという言葉が、言葉遣いは難しいですけれども、そういうふう理解してよろしいのか、それだけ確認します。

町の責任の部分とか、町長のお答えの中にもそういう福祉的措置の分についても十二分に意を砕くというような文言もありましたので、そういうふうな中で拾っていただけののではないかなと思うのですけれども、基本的にはそのような認識でよろしいのですか。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

基本的に、保健所のほうでそういう必要な物品については、確保していただいているのですが、ただ、感染が拡大してきまして、保健所のほうでも手が回らない場合もございますので、酸素濃度計を貸し出しする場合には、町のほうが、保健所のほうから依頼を受けて、町にある医療機関とかからお借りするものとかを対象の方にお届けするとかというのは、保健所と町が連携しながら実施していくという形になっていくかと思います。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

次に、確認したいと思います。そのようなことになるかならないかは誰も分かりませんが、十勝でのコロナ病床というのでしょうか、そういうものについてのキャパですとか、宿泊療養施設などのキャパというのは、どのような病院が指定されていたり、宿泊療養施設については、ホテルとかがなっていますので、それは新聞では見ているのですけれども、そういうふうな報道などによりますと、今少し下がっているのかもしれませんが、十勝管内に宿泊療養者がもう少しで100人だよという新聞記事を、僕は切り抜きして今日持ってきたのですけれども、そのような人数でも心配ないのでしょうか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

まず、十勝管内における医療体制の部分でございますが、重点医療機関ということでは、十勝管内は3つの医療機関が設定されております。また、受入れ協力医療機関としては、8つの施設が指定されているところであります。

確保している病床数なのですが、これは3段階に分かれておりまして、フェーズ1と2では124床、フェーズ3では129床が確保されているという状況になっています。また、宿泊療養施設では、十勝管内1ホテルが指定されておりまして、190人が受け入れるようなことになっております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

多分その中に入っていないのでしょうか、大樹町立病院などは、例えば今の八つの協力病院の中に入っているのですか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

先ほど言いました医療機関については、どこの病院が指定されているとかというのは公表されておりませんので、私どもはお答えできないというか、知り得ないということになってございます。あくまでも北海道が指定されておりますので、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

わかりました。情報の壁というか、なかなかあって、先ほどもお話ししたのと同じようなことになりますけれども、医療崩壊とか救急車が、この地域ではそのようなことはないと思うのですけれども、ニュースでは、なかなか病院にたどり着けなくて救急車の中で6時間も搬送先が決まらないとか、そういうことがありましたので、ぜひそのようなことのないように日々、もしかしたら第6波もすぐそこまで来ているのかもしれないですので、基本的には伝染病なので道の所管の中でやっていくということで理解できました。

理解できたのですけれども、例えば新ひだか町という町がありまして、そこでは町が療養施設というか道とタイアップして、どうしてもお子さんが親子で何とかとか、離せないケースとか、一家丸ごとコロナに感染したとか、そういう方のために町が用意、旧老健だそうでございます。そういうものがありますので、半歩前へ進んでいただいて、ぜひ最悪の状態のことを準備していただきたいなというふうに思っております。

それから、最後に1つだけ、気になるお答えがあつて、ちょっと意地悪な質問になったらごめんなさいですけれども、一番最後のほうに町長がお話いただいて、介護予防教室がお休みのときには自宅でできる体操のCDを作成して、高齢者の方に配布する取組をしているようなことで大変いいことだなと思っているのですが、実際に高齢者の方でCDを借りてい

る、今回第6波まであって、北海道が、全部が全部、緊急事態にはなっていないのでしょうけれども、そういうふうにお借りして人というのは、どれぐらいの件数があったのか、最後教えていただきたいと思います。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

介護予防教室を休んでいる間に、社会福祉協議会のほうでフレイル予防ということで取り組んでいただいております、先ほど町長の答弁の中でもありました脳トレーニングのプリントについては、介護予防教室に参加されている方及びサポーターのほうに配布をしたということを聞いております。また、自宅でできる体操のCDについては、希望者28名の方に配布をしたということをお聞きしております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

私も高齢者ですけれども、もしかしたら第3回目の予防接種があるようなときには、難しいことはお手伝いできないかもしれないけれども、終わった人に、こっちに行くのですよ、休憩のときに時計みたいなものを首からぶら下げるとか、単純労働であればやれる方もたくさん町民の方でいると思いますので、ボランティアは社会福祉協議会などにも登録されている方がいるし、登録されていなくてもそのようにきっと応援してくれる人がたくさんいますので、本当に日常業務は、病院もライフもどこもここもみんなダメージを受けているのではないかなと思いますので、もう予防接種を2回していますので、感染の危険は5%とかという率ですので、町の療養施設のことも含めて、いろいろなケースを見ていただいたり学んでいただいた中で、トリアージみたいなことが起きるようなことだけはないような、優しい町に、健康な町にと願っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

終わります。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番西山弘志君。

○西山弘志議員

先に通告しておりました大樹町の観光と町の活性化の取組について、3点ほど質問させていただきます。

大樹町のロケット開発企業 I S T 社の MOMO 7 号に続き、MOMO 6 号機が宇宙空間に到達し打ち上げに成功し、宇宙の町大樹町が日本中から注目されております。そこで、質問させていただきます。

1点目として、日高山脈襟裳十勝国立公園に向けた取組についてであります。

日高山脈襟裳国立公園の国立公園化に向け、要望活動を行っているところですが、国立公園化に指定されると多くの観光客が訪れ、今後、利用者の安全確保や自然環境保護など多くの課題があると思います。町として、国立公園化に向けどのように取り組んでいくかお伺いします。

2点目であります。国の認定自転車走行路トカプチ400の取組についてであります。

ナショナルサイクルルートに指定されたトカプチ400は、大樹町は国道27.2km、道道が7.8km、計35kmであります。これは町にとってビックチャンスと私は考えております。大樹町の観光、経済効果、知名度アップなどに期待できると思います。町のトカプチ400に向けた取組をお伺いいたします。

3点目でございます。大樹町をテーマにした巨大絵本オブジェと観光の取組についてであります。

一般社団法人日本建築アート協会が、町多目的航空公園に、宇宙の町大樹をテーマにした巨大絵本オブジェ「大樹と魔法のロケット」が完成し、観光客が訪れるパワースポット、フォトスポットとして宇宙の町を盛り上げたいと言っております。このオブジェを活用した観光と町の活性化に向けた取組をお伺いします。

よろしく申し上げます。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

西山議員ご質問の大樹町の観光と町の活性化の取組についてお答えをいたします。

1点目の日高山脈襟裳十勝国立公園化に向けた取組についてであります。環境省では、平成28年度から日高山脈・襟裳国立公園とその周辺地域の自然環境調査を行い、固有の動植物や地形・地質等、国立公園としてふさわしい景観要素が複数分布していることから、令和元年度に国立公園化に関する方針を決定しております。

今年に入り、環境省の自然保護官が着任し、環境省帯広自然保護官事務所が開設されるなど、国立公園化に向けた活動が実施されております。

十勝管内1市4町1村と日高管内7町による自治体協議会(日高山脈襟裳地域の国立公園

化指定に関する関係自治体協議会)が組織され、環境省が作成するビジョンの骨子案について協議が始まっており、その中で登山道の整備・管理体制や野営指定地、携帯トイレなどに関する事項について意見交換が行われております。

国立公園化により、全国的な地名度が高まり、多くの観光客が来町することが期待されますので、関係機関と連携を図りながら情報発信やPR活動に努めてまいります。

2点目の国認定の自転車走行路トカプチ400の取組についてであります。トカプチ400は、帯広市を起終点とし、上士幌町から大樹町までを八の字で結ぶ延長403kmのルートで、本年5月、道内初となるナショナルサイクルートの指定を受けたところであります。

指定を受け、管内の自治体や自転車・観光団体などで構成する北海道とからサイクルーツリズムルート協議会が中心となって、誘客や走行環境の向上を図るため、PR動画やサイクルマップの作成、案内看板の設置などに取り組むこととしております。

今後、国内外から多くの観光客の訪問が見込まれますので、町の観光振興につなげていきたいと考えております。

3点目の巨大絵本オブジェと観光の取組についてであります。本年8月、一般社団法人日本建築アート協会のご厚意により、巨大絵本オブジェ「大樹と魔法のロケット」を多目的航空公園に製作していただきました。

オブジェは、宇宙をテーマにロケットや動物などが描かれており、多目的航空公園を訪れた人の目を楽しませ、宇宙のまちづくりのPRにつながるものと思いますので、フォトスポットになるよう広く周知を図っていききたいと考えております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございました。

日高山脈は、氷河期のカール地形、バックカントリー、高山植物など、多様性に飛んだ原生的な自然が今でも手つかずの状態に残り、日本を代表する風景です。環境省は、国立公園化に向け、保護と利用の重要性を強調しています。しかし、問題も多く、先ほども言いましたが、安全対策、自然保護対策、林道・登山道の整備、ごみ、残飯、そしてトイレ問題です。この多くの課題について、関係機関と連携を図りながら情報発信やPR活動に努めることが大事と。町として、登山などで疲れた体を癒やす晩成温泉などの施設、商店・飲食店などのPR、町は今から国立公園化に向けた町独自の準備が必要ではないかと考えますが。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、日高7町とともに協議会を組織し、国立公園化に向けた取組を進めているところでもあります。国立公園化が正式に決まった段階でどういう対応が必要かについては、協議

会等でも統一的な見解で進めなければならないことが多々あろうかなというふうに思います。

また、議員ご発言のとおり、大樹町としていろいろ町にある商店でありますとか、休憩の施設等についてもPRしていくというのは、外から観光の方々を大樹町にお招きするという意味でも重要な役割があるというふうに思いますので、必要なPR活動についても、これから取り組んでいきたいというふうに思いますし、国立公園化に向けた取組の部分については、決定の推移を見ながら取り組んでいければなというふうに思っております。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございました。ひとつよろしくお願いします。

それと、この件に対してもう1つお聞きしたいのは、日高山脈襟裳国立公園後の名称なのですが、日高側は7町、十勝管内は6市町村、十勝側の面積が4万9,264ヘクタール、日高と合わせると10万3,470ヘクタールというふうになっております。

そこで、今の日高山脈襟裳国立公園を、これから日高山脈襟裳、ここに十勝国立公園と、十勝を入れることが十勝のPRになるのではないかと。また、これでSDGsを盛り込んで、そういう取組についてもお願いします。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

今回、国立公園化に向けて、従来は日高山脈襟裳国定公園というエリアでしたが、それに周辺地域も加えた環境調査を行った結果、国立公園化に向かっているということの情報を得た中で、十勝町村会としても、ぜひ国立公園化に向けては名称に、当然その地域の中には半分は十勝と言ってもいいぐらいのエリアがありますので、十勝の名称を入れた中で日高とともにこの地域を国立公園化ということで、自然環境の維持にも努めていかなければならないという思いで取り組んでおりますので、今後も私どもが関係する十勝管内6市町村、そして日高管内7町とともにこのエリアの国立公園化に向けた取組を加速するとともに、国立公園化になった際には、自然環境の保護でありますとか、観光に、または登山にお越しいただける多くの方々に対する安全対策等も講じていかなければならないというふうに思っております。

今回の国立公園化に向けて、十勝にも日高山脈の一带に国立公園化に匹敵するような自然環境があるということについては、私どももしっかりとPRをしていかなければならないかなというふうにも思っております。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございます。ぜひとも頑張って、十勝のPRにもなりますので、十勝を入れるということをお願いします。

2番目になりますが、ナショナルサイクルルートとは、自転車環境の推進を目的とし、2019年に創設され、創設されるには、1、ルートの設定、2、走行環境、3、受け入れ環境、4、情報発信、5、取組体制の5つの視点から計56項目の指定要件を一定水準まで満たすということであります。

ナショナルサイクルルートトカプチ400は、先ほども言われましたが道内初の指定であります。国が認めた安全なコースとして、国内外にどんどんPRができます。大樹町の雄大な自然景観、山、海、平野、川、空など、魅力がいっぱいです。

そこで、トカプチ400のサイクルルートを利用し、大樹町独自のサイクルルートを造り、海に見える温泉、ヨードの食事が取れるなどの晩成温泉、そのほか多目的航空公園、道の駅などの観光施設、コロナで売上げが落ち込んでいる商店、飲食店などを利用した町独自のルートを作成してはと考えるが。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

トカプチ400の関係でございますけれども、トカプチ400につきましては、先ほど西山議員のほうからおっしゃられたとおり、十勝は自然景観が魅力のルートという形になっております。

今回、指定を受けたルートにつきましては、大樹町内におきましては、国道236号線からコスモール道の駅の道道を通って国道336号線に抜けて多目的航空公園、そして晩成温泉の付近の国道を通っていくというルートとなっております。まさしく大樹町の市街地を含め、観光地を通るルートとなっておりますので、まずはこのルートを活用して、大樹町の観光振興につなげていければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

今説明を受けたら、コスモールとか晩成温泉がコースに入っていると。近辺ですよ。そうですね。今ちょっと聞こえなかったので失礼しました。これは国道と道道ですね。だから、町道を通るということで新たな町のルートをとということです。

ナショナルサイクルルートに指定されたことで、ルートの整備ができると聞いております。国の社会資本整備総合交付金は、環境整備に向けた財政支援を優先的に使えると聞いています。また、先ほど言った地域ルートの整備に国の特別交付金が活用できるとも聞いております。この交付金の確認はできているかお聞きします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

今回、ナショナルルートに指定されたことによりまして、国の社会資本整備総合交付金を優先的に使えるという情報は得ております。ですので、今後、ルート案内看板の設置だとかにそういった交付金を使いながら活用できるものと思っておりますし、また、地方版の自転車活用推進計画を策定することによりまして、自治体の負担が比較的少なくなるような交付金の活用もできるというふうに聞いておりますので、今後そのような事業の中身などを確認しながら、使えるものにつきましては使っていきたいと考えているところでございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございます。この交付金の利用ができればと。

3番目の質問に参ります。

大樹町をテーマにした巨大絵本オブジェと観光の取組なのですが、アーティストのメンバーの方が民間ロケットの打ち上げを行う大樹町に夢を感じ、宇宙の町を盛り上げ、地域活性化をアートの力で町に貢献したい、観光客が訪れるパワースポット、フォトスポットとして宇宙の町を盛り上げたいと。また、一般社団法人とかちベースを町内で設立し、今後、町内の空き店舗に事務所を設ける予定と聞いております。

とかちベースの理事長は、大樹町に十勝にアートで魅力的な地域おこし、挑戦したい人、夢を抱く人達が集まって相乗効果を生む環境づくりで地域活性化を目指しております。多様な顔ぶれで、多様な人方が名前を連ね、大樹町に訪れております。町として、これら多様な顔ぶれに対して、何を期待してどのように取り組んでいくかお聞きします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回、一般社団法人日本建築アート協会の皆様が、大樹町にオブジェを作製していただきました。私もアート協会の皆様と懇談をする場があり、皆様の非常に若いエネルギーを感じたところでもあります。今後、大樹町で新たな取組を行っていただけるというふうにもお聞きしておりますし、オブジェについても、前はクラウドファンディングでやっていただきましたが、費用の負担等のことはありますが、また新たなオブジェの作製についても相談に乗っていただけるというお話もいただいておりますので、今後、若いエネルギー、若い方々の芸術活動を通じたエネルギーをぜひ大樹町のまちづくりに、そして大樹町が取り組んでおります航空宇宙の取組にもその力を存分に発揮していただければなというふうに思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございます。オブジェの近くには晩成温泉もあり、よりパワーアップが期待できるのではと私は思うのですが。

それで、町の事業計画では、町のシンボル推進事業、事業の必要性について、観光客の呼び込むための名所づくりや町内の環境美化等によるイメージアップを図る必要があるのですが、具体的に中身があればお願いします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

現在、取り組んでいる部分につきましては、町外から来られた観光客ですとか、来町者の方向けに、大樹町のマップ、どこにどういうものがあるよということをお知らせするマップを作りまして、それを配布したりして周知しているというところまでございまして、今後もオブジェが完成したことによりまして、オブジェがこういうところにありますというのも周知を図っていく必要もあるかなと考えておりますし、ホームページなどでもスポットになるような場所を分かりやすく周知を図っていく必要があるのかなと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございました。それで、観光客を呼び込むための名所づくりとか町内の美化等にということで、よろしくお願いします。

最後になりますけれども、魅力的な観光のPRなどをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

次に、3番吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

先に通告しております新型コロナウイルス感染症予防対策について、町長、教育長にお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症については、変異型のデルタ株の感染拡大により、危機的な状況にあります。低年齢にも感染力が強く、重傷患者も増加しております。このような中、3回目のワクチン接種の話もあります。そこで、次のとおり、感染症予防対策についてお伺いします。

1点目、妊婦へのコロナワクチンの優先接種の考え方について。

2点目、消防職員、特に救急隊員へのコロナワクチンの優先接種の考え方について。
3点目、町内の年代別のコロナワクチン接種率について。
4点目ですが、満12歳の小学生、中高生へのコロナワクチン接種推進の考え方について。
5点目に、小中学校のドアノブ等の抗ウイルス加工の考え方について。
以上、よろしくお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

吉岡議員ご質問の新型コロナウイルス感染症予防対策についてお答えをいたします。

1点目の妊婦へのコロナワクチンの優先接種の考え方についてであります。妊娠中の方は、予防接種法上の努力義務の適用を除外されているため、優先接種の対象になっておりません。しかし、妊娠後期に新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすいため、8月23日付けの国からの通知により、妊娠中の方及び配偶者などが新型コロナワクチン接種を希望する場合、できるだけ早期かつ円滑に接種ができるように特段の配慮をするようお願いされているところでもありますので、今後についても国の指示に基づき、対応してまいります。

2点目の消防職員、特に救急隊員へのコロナワクチンの優先接種の考え方についてであります。消防職員については、医療従事者等の扱いとなり、優先接種の対象となっております。

3回目の接種については、現在、国が検討中であり、どのように接種が進められるかは不明であります。今後の優先接種につきましても、これまでどおり、国の指示に基づき実施してまいります。

3点目の町内の年代別のコロナワクチン接種率についてであります。8月30日現在、20代は80.7%、30代は75.3%、40代は83.6%、50代は87.8%、60代は94.1%、70代以上は95.2%となっており、全体では87.4%であります。

4点目の満12歳の小学生、中高生へのコロナワクチン接種推進の考え方についてであります。8月30日現在、高校生相当の年齢で1回目の接種を終えた方が、対象者116名中86名（74.1%）、中学生137名中77名（56.2%）となっております。満12歳の小学生については、接種した児童はおりませんが、2名の児童が予約をしている状況であります。

子どもは、新型コロナウイルスに感染しても重症化しにくいと言われていたことやワクチン接種後の副反応や長期間の安全性のデータがないなどの理由から、接種を見合わせ方が少なくないと認識しております。そのため、子どもに接する周りの大人がワクチン接種を完了し、子どもに感染させないことや接種する場合のメリットとデメリットを理解し、接種を判断することが肝要だと考えております。

5点目については、教育長からの答弁といたします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

町長に続き、吉岡議員のご質問にお答えいたします。

5点目の小中学校のドアノブ等の抗ウイルス加工の考え方についてであります。抗ウイルスコーティングについては、6月の町議会でお認めいただき、スクールバス及び通園バスについて施工を行っているところであります。また、町の大型バス、尾田認定こども園についても、町内業者の申し出により施工いただいているところであります。

現在、小中学校については放課後に、利用した全ての部屋の消毒作業を行っております。ご指摘のドアノブについては、児童・生徒が最も触れるところでありますので、その対策は非常に重要なことと考えております。

小中学校の消毒作業が必要な面積は広範であります。消毒体制が取られていることから、教職員で消毒作業を実施し、小学校については、ボランティアの方にもご協力いただきながら作業を行っております。

抗ウイルスコーティングについては、一定の抗菌作用が認められている一方、全ての菌がなくなるわけではなく、尾田認定こども園でも幼児が触れる箇所については、職員による消毒作業を別途行っております。

また、摩耗により抗菌効果の持続時間が短くなると言われておりますので、ドアノブなど使用頻度の高いところについては、今まで同様、小まめな消毒により、経費はかけない中で感染対策に万全を期したいと考えております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

1点目の妊婦へのコロナワクチンの優先接種の関係ですが、今、町長からの答弁で、8月23日付で国から通知があったと。妊娠中の者及び配偶者等が新型コロナワクチン接種を希望する場合できるだけ早期かつ円滑に接種ができるよう特段の配慮をするようにとのことでもあります。

国はもとより、大樹町にとって新しい命があります。配偶者等、等ということは家族全員かと思えますけれども、家族共々常に迅速に対応できるような体制を整え、こういう妊婦と妊婦の家族と連絡を密にするよう担当者に心がけをお願いしたいと思っております。そこら辺お願いします。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

妊婦へのコロナワクチンの優先接種についてですが、今現在、妊婦である12人の方がこちらで把握しておりますが、そのうち、もう既に10人の方が接種を済まされているという

ことで、妊娠届の際とか、質問があった際には、丁寧に説明をさせていただきまして、接種についてのメリット、デメリットなどもお伝えしているところです。ということで、大樹町では6月から一般の方は接種が始まっておりますので、希望の方の80%以上の方がもう既に接種を済まされているという状況になっております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

分かりました。まだ2名の方がおられるということですが、何かあればきめ細かな連絡をお願いしたいと思います。

次に、2点目の消防職員、特に救急隊員のコロナワクチンの優先接種の関係でございますけれども、今年から始まったわけですが、1回目の優先接種の関係で、医療従事者等の第1回目の接種は、南十勝の医療従事者が大樹町の町立病院で接種を行ったと、たしか聞いておりますけれども、1回目の医療従事者等の中には、国の指示では、この時点で救急隊員も、町長が言っているように接種することになっていたはずですが、実際には、確か、その中には含まれないで、後から接種されたのではないかと聞いているのですが、間違ったら申し訳ないのですけれども、そのように聞いております。

今後、3回目以降があれば、1回、2回が終わって、どこまで抗体が持つのかということ、研究者とか専門家でも初めてのことで、まだ見通しが見つからないという中で、今後3回目の接種が考えられるわけですが、3回目の接種があるときは、救急隊員が安心して救急業務にあたるということが町民の安全・安心につながると思いますので、町長は先ほど、指示のとおりやるということですが、また、大樹町だけでなく広域消防全体で統一されることも必要なのかなと思いますけれども、その辺の連携についてはどのように考えられていますか。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

消防職員、救急隊員のコロナワクチンの優先接種のことについてですが、救急隊員の方達も医療従事者の扱いで接種することになっておりまして、一般の住民よりは早く接種しているところではありますが、これにつきましては、一般の方と違うルートで道のほうがワクチンを確保して支給するという事になっておりまして、道の取組として、消防職員の接種の時期が普通の病院職員の時期よりも少し遅れたということになっておりまして、これにつきましては、町で決めるものではなく、道の指示で行っているものですので、十勝管内全域で同じ取組として行っているものです。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

それで、今後3回目があれば、こういうことがまたあつてはならないと思っているのですが、そのことについてどういう要請をされていかれるのか。医療従事者と同じ時期にやられていくことの対応を、今回のようなことがないようにと思っているのですが、そこら辺のことをもう一度お願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、コロナウイルスの感染症の予防対策の関係でご質問をいただいております。3回目のワクチン接種があるかどうかについても、まだまだ国のほうでの検討段階ということもありますし、今日、何かニュースで見ますと、WHOは先進国の3回目については待ったをかけているというようなこともありますので、ワクチンの3回目の接種については、推移を見たいというふうに思っております。

ただ、消防職員、また救急隊員も含めてですけれども、優先接種の対象となっているということでもありますので、仮に3回目のワクチン接種が必要になった場合については、やはり国または道の優先接種のワクチンの確保の状況等も踏まえて接種のタイミング等については指示があると思いますので、その指示があった段階で速やかに接種できるような体制は私どもの責任でしっかりつくっていきたいと思います。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

分かりました。

次に、3点目の年代別コロナワクチン接種率の関係ですが、非常に接種率が高くて、大樹町は管内で一番ワクチン接種が早く実施されて、多くの町民が大変ありがたく思っているところでございます。それについて、大変感謝申し上げます。

次に、4点目の満12歳の小学生、中高生のコロナワクチン接種の関係ですけれども、高校生の接種率は非常に高くびっくりいたしました。中学生も増えているのかと思いますけれども、変異型のコロナの拡大により昨今乳幼児も感染しており、また昨日あたりの報道では、大阪で10代後半の子どもの死亡もあられたということで、大変残念に思うところです。子ども達の感染が増えてきておりますので、満12歳以上はワクチン接種が認められております。

それで、最終的には、先ほどの町長の答弁でもありますがけれども、個人的な判断にはなりませんけれども、接種のメリット、デメリットを十分にしてもらおうこと、そして、子どもも安全ではないことをさらに学校等を通じて周知していただくことがいいのかなと思いますけれども、そこら辺、もう一度お願いします。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

12歳を迎える小学生への接種についてですが、現在、誕生日を迎える際にワクチンのメリット、デメリットを書いたパンフレットをお送りしてお知らせしているところです。

このワクチンにつきましては、まだ安全性のデータがないということで、電話相談などで保護者の方から心配なのだけれどもというような相談を受けることもございますので、そのようなところで、こちらで今現在持っている正しい情報をお伝えするというふうにしております。これにつきましては、保護者の考えにもよるところも大変大きいところもございますので、学校を通じてというところでは教育委員会と協議させていただきながら進めていきたいと思っております。

これにつきましては、努力義務ということで、絶対受けなければいけないというものでもないですし、そのあたりは少しデリケートな部分もございますので、十分検討しながら進めていきたいと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

分かりました。よろしく申し上げます。

5点目の小中学校のドアノブの抗ウイルス加工の関係でございますけれども、小中学校は、教職員で使用された教室等の消毒作業を行っているということでございます。細かい質問になってしまいますけれども、消毒作業を毎日やられているのか、どのようにされているのか、ちょっとお聞きいたします。

○議 長

乾学校教育課長。

○乾学校教育課長

小中学校の感染対策の上で、消毒作業は非常に大事なことだと思っております。管内でも小中学校を元にするクラスターが発生しているということですので、非常に重要なことだと思っております。

小中学校の消毒作業につきましては、毎日放課後、使った教室につきましては全て霧吹きのものを使って床等をやっているのと、ドアノブ等につきましては拭き取りにより消毒作業を行っているところです。

以上です。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

その中で、小学校はボランティアの協力があるということで答弁を受けておりますけれど

も、ボランティアの方も毎日されるのか、作業内容等をお聞かせいただきたいと思います。

○議長

乾学校教育課長。

○乾学校教育課長

ボランティアの方も消毒作業を同じように行っておりまして、週1回、月曜日に作業を行っております。

以上です。

○議長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

小学校はボランティアがあると。その部分は手厚く消毒作業をされているということですが、中学校はやられていないと。その点、手薄はないということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長

乾学校教育課長。

○乾学校教育課長

ボランティアにつきましては、小学校だけでございます。

○議長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

手薄なく教職員で中学校はそれ以上にやられているということで判断していいということですね。

それで、私、先ほども申し上げましたが、乳幼児で感染が広がっている。それから、小学校も中学校も高校もクラスターが発生していると。子どもから大人へ、大人から子どもへ家庭内感染が拡大していると。非常に子どもに対する関係で危機感を持っております。

経費をかけたくないということでございますけれども、スクールバス等は経費をかけております。教育長の答弁によれば、抗ウイルスコーティングで町内業者の方に無償でやっていただいたということでございますけれども、無償でなければできないと。お金をかけてはできないということですが、例えば、私が言っているドアノブの抗ウイルスコーティング加工をしたらいくらになるのでしょうか。何か試算しておりますか。万百万円もかかりますか。そこら辺ちょっとお願いします。

○議長

乾学校教育課長。

○乾学校教育課長

抗ウイルス加工のコーティングの価格についてはですが、今回、6月にお認めいただいたスクールバスと保育園バスにつきましては、36万6,300円の経費がかかってお

ります。ドアノブの部分について、実際にどれぐらいかかるのかということで業者に資産をお願いしましたところ、実際に正確に見積もりを出すには現地調査してやらなければならないけれどもということで、ざっくりですけれども図面を見ていただきまして試算をしたところ、小学校で70万円弱かかるかなということでお話をいただいています。

以上です。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

教育長の答弁で、抗ウイルス加工は、摩耗によりコーティング効果の持続時間が短くなっているという認識をされているようです。例えば、今後どこの業者になるか分かりませんが、無償で抗ウイルスコーティングしてあげますよと、加工してあげますよという申出があっても、あまり信用なさっていないようですので、申出があってもお断りされるのか。どうですか。

○議 長

それはまずいのではないのか、今のは。仮定は駄目ですよ。しゃべり方を変えて。

もう一回、吉岡議員。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

私は、本来、本当は小中学校全体の抗ウイルス加工をしてほしいと言いたいですよ。ただ、いつも経費、経費とおっしゃるから、今回はやむを得ずドアノブ等にしたのですけれども、今の話では小学校70万円ぐらいと。中学校も3階建てですから、それ以上になるのかなと、いろいろあるからなるのかなと思いますけれども、それでも合わせて200万円ぐらいかなと感じておりますけれども、今回、国からずっと交付金がありますけれども、こういうところに本当は真っ先に予算を使うべきではないかと私は思っています。

それで、先ほども言いましたけれども、非常に低年齢化して重症化していると。今、一番大事なときでないかなということでございます。誰かの言葉ではありませんけれども、今やらなくていつやるのですかということでございます。取れる対策は発生してしまってから取ってもどうしようもないですから、取れる対策は取ったほうがいいのではないかなと。摩耗しても、今の消毒体制も併せてやっていくということで、接触感染については結構対策が取れるのではないかなというふうに考えます。

今万全の体制だと。抗ウイルス加工までする必要はないのだよということでいかれるのか、そこら辺もう一度お願いします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

委員ご指摘のように、抗ウイルス加工を施すとより安全性が担保されるというのはそのと

おりだと思えます。ただ、抗ウイルス加工をしたらそれでオーケーというわけではなくて、必ず消毒しないといけないということで、小まめな消毒が一番だということでご理解いただきたいと思えます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

今、教育長が言われたことを理解した上で私は申し上げているつもりです。尾田認定こども園のほうでも抗ウイルス加工をした中でもまだ職員が拭いていると。ですから、私も先ほど言いましたけれども、抗ウイルス加工もして、今までと同様な教職員の作業もすれば、なお万全でないかなと。そういう体制が取れるのではないかなと思って質問しております。

例えば予算が絡むからということで、ここで返答できないというのであれば、それなりの答弁をいただければいいかなと思えますけれども、そういうことにならないのか。まるっきり頭から、そういうことは考えられないのか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

吉岡議員が申されることも分かります。検討させていただきます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

検討していただくということでございますので、期待して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時05分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

次に、1番寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

それでは、先に通告しておりましたスマート街区事業について質問いたします。

スマート街区事業は、木質バイオマスと太陽光発電を活用するとともに、大樹町の公共施設のエネルギー源を自営線ネットワークや熱源ネットワークを構築し、電気・熱供給の一元

管理が最大の特徴であります。

また、将来的にはランニングコストの削減につながり、非常時の対応としてBCP（事業継続計画）の機能も併せ持つ事業であると考えますので、次の4点について、町長にご質問いたします。

1点目、スマート街区事業の対象施設として、生涯学習センターをはじめ、役場新庁舎など5施設に供給できる計画ですが、供給能力として、今後、供給施設が増えても可能であるか、お聞かせください。

2点目、この事業の費用対効果について、計画段階では電気関係で一括受電による削減効果や太陽光発電、木質チップボイラーによる削減効果を見込まれ、計画稼働期間25年で、削減の総額が1億5,800万円の推計となっております。

一般的に、太陽光パネルの耐用年数は、パネルで20年から30年、パワーコンディショナーで15年であり、合わせて法定耐用年数は17年となっております。一方の木質チップボイラーの耐用年数は25年から30年となり、設備更新時期にずれが生じる可能性があり、可動実績にもよりますが、計画稼働期間25年の見込みで大丈夫かをお伺いします。

3点目、CO₂削減について、パリ協定において、日本は中期目標で2030年までに26%削減、長期目標で2050年までに80%削減が努力目標とされ、経済至上主義から環境保護優先主義になるのは必至と思われませんが、町として、今後CO₂削減の取組について、町長のお考えをお聞かせください。

4点目、本システムの柱である木質チップボイラーの原材料である木質チップは、事業効果で取扱量増加によるコストダウンが示されております。原材料の仕入れ価格は、取扱量増加はもとより、取扱業者を増やし、市場原理を活用することでコストダウンが図られると思いますが、町長は、木質チップのコストダウンについてどのようにお考えか、お聞かせください。

よろしく申し上げます。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

寺嶋議員ご質問のスマート街区事業についてお答えをいたします。

1点目のスマート街区事業の供給能力として、今後、供給施設が増えても可能かについてであります。スマート街区事業では、太陽光発電による電力供給を役場新庁舎、大樹小学校、生涯学習センターに、木質チップボイラーによる熱供給を大樹小学校と生涯学習センターに行い、将来的にはプール、学童保育所にも電力と熱を供給する予定であります。

今回、導入する太陽光発電の年間発電量は、約11万kWを見込み、供給施設全体の電力使用量を約16%賄う計画となっております。木質チップボイラーによる熱供給は、灯油換算で12万3,000リットルを見込み、既存ボイラー燃料の約82%を賄うという計画であります。

供給施設が増えた場合でも、需要電力ピーク時に蓄電池からの放電により、ピークカットを行うことで契約電力の超過を抑えたり、木質チップボイラーを接続することで化石燃料ボイラーの規模を縮小するなど、メリットが大きいものと考えております。

2点目の設備更新時期にずれが生じる可能性があり、計画稼働期間25年の見込みで大丈夫かについてであります。スマート街区事業で導入する設備については、耐用年数を基準にしながら25年のスパンで更新計画を立て、ランニングコストの積算を行っております。

また、稼働期間については、25年で完了するというのではなく、25年を経過した後も設備の更新等を図りながら、事業を継続していくこととなります。

3点目の町としての今後CO₂削減の取組についてであります。先日、補正予算をお認めいただきましたが、北海道の補助事業を活用して、家畜ふん尿由来のバイオガスを活用した実証事業を行うこととしております。地域内の未利用バイオマスである乳牛ふん尿からエネルギーを創出することで、化石燃料の消費量を減らす仕組みを構築し、CO₂排出量の削減につなげていきたいと考えております。

4点目の木質チップのコストダウンについてであります。木質チップボイラーの導入は、CO₂排出量の削減のみならず、地元林業の活性化や森林資源の地域循環を図ることも目的としております。地域循環を図っていくために、地元林材の木質チップを利用していくのが基本的な考えでありますので、木質チップボイラーに適合する木質チップの製造・供給が可能であれば、市場原理を働かせてコストダウンを図っていくことは必要と考えております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ご回答ありがとうございます。

1点目の回答にありましたが、太陽光発電で供給施設全体の電気使用量の約16%を賄い、木質チップボイラーの熱供給は既存ボイラー燃料の約82%を賄う計画であるとお聞きしました。また、今後、供給施設が増えても需要電力のピーク時に蓄電池からの供給電力によってピークカットができて、契約電力の超過を抑える効果につながり、さらに木質チップボイラーを接続すればメリットが大きくなるということを理解しました。

結論的には、今後、供給施設が増えたとしても許容範囲にあり、メリットも大きいというふうに理解しましたが、施設の増加は控えるべきというふうには考えております。

そこで、2点目なのですが、質問の趣旨が多少曖昧だったようなので、再度質問いたしますが、私が質問した趣旨は、それぞれの施設の耐用年数に違いがあるのに、一概に耐用年数を25年のスパンにしているという積算になっていること自体、精度が低くなるのではないかとことです。

つまり、25年で計画稼働期間でのコストメリットが、今概算で約1億5,800万円というふうになっていますけれども、もしこれが20年であれば、私の試算では1億2,60

0万円、約2,200万円の誤差が生じてしまうということになるので、実際稼働してみなければ分かりませんが、最低25年の耐用年数が得られるのかということをお聞きしたいと思います。再度ご質問いたします。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

スマート街区事業で導入いたします設備等の更新の関係でございますけれども、今回のスマート街区事業の今後のランニングコストを計算する上で、年次別に、今回導入する設備の交換ですとか更新時期をある程度年数を定めて、表にまとめているところでございます。

その中で、何年にどのくらいの費用がかかるかということをおおきく計画を立てながら、今回の事業の一括受電によります電気料の削減ですとか、太陽光発電によります電気料金の削減、それらのメリットも単純に1年間でどのくらいのメリットがあるかということ、それを20年掛けるか、25年掛けるかというところでの金額の大小はあろうかと思っております。

そこで、更新に係る20年、25年という分につきましては、大体木質チップボイラーの使用期間といえますか、大体25年程度というふうに考えておりますので、それらに合わせ、その中で、全体的に10年で更新するものもあれば、15年で更新するものもありますし、それら全体を通して、一通り1回は更新するというスパンとして、25年ということで今回計画をまとめているところでございます。

以上でございます。

○議長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

現時点での計画段階では、施設によってはそれぞれ誤差が出る、ずれが生じるということですね。現段階では、一応木質チップボイラーが25年なので、25年という設定でいくというのが今回の試算である計画の趣旨だということですね。

その辺の精度については、やはり一概に25年で、ぱっと見と、ぱっと聞きで1億5,800万円という金額を聞いてしまうと、それだけのメリットがあるなという、悪く言えばよく見せているようなことになりがちなので、精度を上げていかなければいけないというふうに考えますので、これは稼働してからのことになると思いますから、常に精度をどんどん上げていくということを検討していただければなというふうに思います。

続いて、3点目になりますが、午前中の同僚議員の質問にもありましたので重複しますが、ゼロカーボンの宣言について、具体的なビジョンが定まり次第、町長のほうは宣言表明をするというご回答がありました。

再度重複するのですが、私の調べでも、道内では札幌市をはじめ、15市町村の自治体は表明しておりますし、十勝管内では鹿追町がいち早く表明しており、先ほど同僚議員も話し

たとおり、更別村でもつい最近、宣言を表明されたと。これらのほとんどはバイオガспラントを核としたバイオマス事業や森林資源を活用した木質チップボイラーの活用や、もしくは再生可能エネルギーを利用しております。

大樹町も町長の答弁にあったように、地域内のバイオマス資源からエネルギーを創出したり、森林資源の地域循環により地産地消で十分可能な域に既に私はあるのではないかとこのように考えます。

また、今回のスマート街区事業の大きなメリットは、コストメリット以上に、CO₂削減、カーボンニュートラルだと考えております。本町も積極的に取り組む必要があると私は考えますが、繰り返しの質問で申し訳ありませんけれども、これについて、町長どうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

宣言の関係では、先ほど同僚議員からのご質疑の中でも答弁をさせていただいたところですが。

先ほどの中で、実は答弁の中で取組についての説明する場面がありませんでしたが、例えば、今建設中の役場庁舎も十勝地方で初のZEB庁舎になるわけです。そういう意味では、各町村それぞれの取組に差異というか方向性もいろいろな取組があるというふうに思いますが、大樹町は非常に大きな取組として、役場庁舎の改築に向けてCO₂削減につながるような取組を庁舎で体现しようとしているところでもあります。

前段、午前中のご質疑で、大樹町はPRが下手くそだなというお話をいただきましたが、その件については甘んじてお受けしようかなというふうに思っておりますが、私の思いとしては、仮に宣言をするタイミングとしては、役場が唐突にぼんと宣言をするということは正直したくないなというふうに思っております。

また、そういう意味では、同僚議員のご質疑にもありましたとおり、計画の策定をしていくという方向性もしっかりと見出していきたいなというふうに思っておりますし、私は、広報紙等を通じて大樹町のCO₂削減の取組を町民の皆様にも知っていただいた上でこういう過程も踏まえて2050年を目指しゼロにしていく取組を大樹町も宣言していきますよというところも周知をした上で宣言する方向に持っていければなというふうに思っておりますので、しかるべき段階で宣言はしたいなと思っておりますが、そういう意味では、これからは私どもの取組については、まずは町民の皆様にもしっかりと周知をしていくということも宣言をする前段の作業としては必要なのではないかなというふうに今は思っています。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

町長のおっしゃるとおり、実にタイミングというものは、ある一定程度物理的に発信できるものを見せて、全町民の方々に理解していただくということはもちろん大事だと思います

し、タイミングの時期はあまり遅ければどうなのかなという懸念もありましたので、早いほうが、これだけいろいろな役場新庁舎の、先ほどの町長の答弁にもありました、ZEBですね。ゼロエネルギー、ビルディングですか、もしくはZEHハウスですね、これも絶対、地中熱を利用した形でやっていくということはもうはっきり表明できる状況にもう既にあるのかなと。遅くとも来年中には、その段階に私はなるのではないかと思いますので、ぜひ進めていただきたいとともに、やはりカーボンニュートラル、削減の宣言をされている自治体は、周知をさせるだとか、町民にそういう理解をさせるというようなことも実はプランニング的には非常に重要であるというふうに調べたところでありますから、形あるものと方向性と併せて、町として進めていってほしいなというふうに思います。

次の4点目になりますが、町長の答弁では、取扱業者も木質チップボイラーに適合する木質チップの製造・供給が可能であれば、市場原理を働かせて、コストダウンを図っていく必要があると答弁されました。

なぜ、木質チップのコストダウンが必要か。本来、木質チップボイラーの導入は、地元林業の活性化や森林資源の地域循環を図ることはとても重要なことです。しかし、残念ながら町内にある公共施設の維持管理において、ほとんどが小破修繕による軽微な修理・修繕をしながら長寿命化を図っているということが現実としてあります。この事実にも目を背けるわけにはいきませんので、よって、この木質チップのコストダウンで、先ほどの修繕費を捻出することが可能なわけですから、私は非常にコストダウンを積極的にするということが大事かなというふうに考えます。

数値的にいえば、現段階ですけれども、今後の計画でいくと約3,700立米の木質チップボイラーが、スマート街区ができることによって来年4月からその数量を使用することになります。仮に現行の価格から1,000円コストダウンしたとしたら、単純計算で370万円程度の原資が浮くという事実もありますので、繰り返すにはなりますけれども、私はやっぱり木質チップボイラーのコストダウンは積極的に進めて、供給可能な業者を選定し、実際、供給できる基準に達しているかどうかということ、可能かどうかの判断をして進めるべきだと思いますが、これについては、町長はどうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

木質チップのコストダウンについては、先ほど答弁した中身がまさにそのままであります。地元林業の活性化、森林資源の地域循環を図るということも肝要だというふうに思っておりますし、単純に経済的なことだけを考えれば、同質のチップであれば、それは安いに越したことはないというのはもちろんそのとおりでというふうに思います。

反面、チップの製造を担っていただいている森林組合の育成についても私どもの重要な役割であるというふうに思いますので、なかなかテーマとして相反するとまでは言いませんが、難しいかじ取りをしていかなければならないというふうにも思いますが、今回のスマー

ト街区の関係で、かねてから導入をもくろんでおります木質チップのボイラーのたき口を増やすという役割をうちはしっかりとやっていく。そして、それに伴ってチップの使用量を増やすことによってコストダウンを図っていくというところが、まずはあるかなというふうに思っておりますし、前段で申し上げた私どもの地元林業の活性化、森林資源の地域循環という2点をかなえられるような供給業者の方が現れて供給が可能だということであれば、経済的なところ等も含めてトータルで考えて導入については検討していく必要はあるかなというふうに思っております。

コストダウンを図るということは、私どももそういう目的で、全体的な経費を抑えるということも含めて進めている事業でもありますので、当然コストの関係については、念頭に入れて取り組んでいくということはお伝えをしたいと思います。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ただいま、町長のご答弁にもありましたが、積極的に進めていただけるということを理解しましたので、ぜひそういう形でお願いしたいなというふうに考えます。

そして、最後になりますけれども、スマート街区事業については、まさしくエネルギーマネジメントであり、国際的にはSDGsの7番目「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」というテーマに沿っていることでありますし、これは先ほど3点目にお聞きしたCO₂削減のことも非常に重要な課題であり、これは喫緊の課題だと私は考えております。

さらに、13番目のテーマになりますけれども、「気候変動に具体的な対策を」ということで、町内の公共施設がある意味、削減をどんどんどんどんできる施設に今変動しておりますし、これはどんどん進めるべきだと。

そして、近年の異常気象による大災害は大樹町も例外ではありません。本事業は、まさに大樹町の未来を明るくするものだと私は考えておりますし、町長の答弁にもありましたが、次のエネルギー政策は、家畜ふん尿を利用したバイオマス事業です。このバイオマス事業もぜひ、あらゆる観点で事業の精査を進めていただくことをお願いしたいなど。

さらには、今実証実験段階にありますけれども、やはり町内の家畜ふん尿をうまくエネルギーに変えて利用していくということは、先ほどのスマート街区事業のこともそうでしたが、大樹町の未来をどんどん明るくしていく事業だと私は思いますので、これは大樹町が一丸となって進めていただきたいなということを切にお願いして、私の質問は終わりたいと思っております。

ありがとうございました。

◎延会の議決

○議 長

お諮りします。

議会運営の都合上、本日は、これにて延会とし、明日10日午前10時から再開したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会とし、明日10日午前10時より再開いたします。

◎延会の宣告

○議 長

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 2時30分

令和3年第3回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和3年9月10日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	大 塚 幹 浩
住 民 課 長	佐 藤 弘 康
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
農林水産課長兼町営牧場長	松 木 義 行
町 営 牧 場 参 事	梅 津 雄 二
建設水道課長兼下水終末処理場長	水 津 孝 一
会計管理者兼出納課長	瀬 尾 裕 信
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
-------	---------

学校教育課長
学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

乾 飛 鳥
楠 本 正 樹
清 原 勝 利

<農業委員会>

農業委員会長
農業委員会事務局長

穀 内 正 喜
吉 田 隆 広

<監査委員>

代表監査委員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長
主 事

小 森 力
八重柏 慧 峻

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

3番 吉岡信弘君
4番 西山弘志君
5番 村瀬博志君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 昨日に引き続き、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、これより、発言を許します。
はじめに、5番村瀬博志君。

○村瀬博志議員

大樹町は、航空宇宙のまちづくりを1つのテーマとして、長きにわたり様々な取組を進めてきています。全国が注目している中、ロケットの打ち上げ実験が行われ、大変大きな成果を上げております。一方、宇宙のまちづくりに対する町民の理解や関心の低さを感じることがあります。今後、宇宙のまちづくりについてどのように取り組んでいくか、町長の考えをお聞かせください。

1点目、宇宙基地構想について、インターステラテクノロジズ社とどのように連携を取って今後進めていくか。

2点目、町民の宇宙のまちづくりに対する理解や関心について、町長はどのように感じているかお聞かせください。

3点目、今後、町と町民が一体となって宇宙のまちづくりを進めていくために必要なことは何か、町長の考えをお聞かせください。

よろしく申し上げます。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

村瀬議員ご質問の宇宙のまちづくりについてお答えをいたします。

1点目のインターステラテクノロジズ社とどのように連携を取って今後進めていくかについてであります。インターステラテクノロジズ社は、7月3日、31日にMOMO7号機、6号機の打ち上げ実験を実施し、初めて2回連続での宇宙空間到達に成功しております。

昨年社員一丸となってMOMOの前面改良に取り組み、性能・信頼性向上を図った結果であり、I S T者の社員の日々のたゆまぬ努力に敬意を表するところでもあります。

町としては、これまでも、MOMOの打ち上げ射場として使用している土地の貸与、MOMOの打ち上げ時の警備等への町職員の協力、ガバメントクラウドファンディングを活用した補助など、様々な形でI S T社を支援してきたところでありますが、I S T社では、2023年度にZEROの打ち上げを計画していると聞いており、その打ち上げに間に合うように、現在、射場の適合認定に向けた国との事前協議や射場等の基本設計に取り組むとともに、本年4月に設立しましたSPACE COTAN社の協力も得ながら、企業版ふるさと納税を活用した寄附を企業の皆様にお願ひし、整備に必要な資金を集めるなど、2022年度の射場等の着工に向けて準備を進めているところであります。

I S T社は、2013年に社員数名で会社を設立し、2019年5月に初めて宇宙空間に到達した時点でも25名ほどでありましたが、現在は60名ほどと大きく社員が増え、さらに、現在、ZEROの開発に向けて多くの社員を募っているところであり、地域の雇用創出と人口減少の低減に向けても一定の役割を担っていただいているものと認識しており、今後とも、緊密に連携しながら、宇宙のまちづくりの取組を進めてまいりたいと考えております。

2点目の町民の宇宙のまちづくりに対する理解や関心についてであります。町では35年以上前から宇宙のまちづくりに取り組んできたところであり、1995年には大樹町多目的航空公園の整備、2008年のJAXAとの連携協力協定締結、大樹町航空宇宙実験場の設置、2013年のI S T社の設立、本年4月のSPACE COTAN社の設立と取組を進め、これまでに数多くの企業、大学、研究機関等の航空宇宙に関する実験が行われてきております。

これらの航空宇宙に関する実験にあたっては、近隣の町民の皆様をはじめ、漁業者の方々や関係機関の皆様のご理解、ご協力がなければ進められないものであります。

こういった長年の取組により、町民の皆様の宇宙のまちづくりに対するご理解、ご協力をいただいていることが大樹町に北海道スペースポートの整備拡充を進める上での大きな強みになっているものと考えております。

3点目の今後、町と町民が一体となって宇宙のまちづくりを進めていくために必要なことは何かについてであります。町として進めてきた宇宙のまちづくりが北海道スペースポートの整備拡充という新たなステージに進んでいくことになり、より一層、町民の方々のご理

解とご協力が不可欠であると考えております。

そのためにも、町としては、北海道スペースポートの整備拡充に向けた進捗状況などを広報紙やホームページ等を通じて逐一お知らせするとともに、関係行政区長や商工会、観光協会、農協、漁協など、関係機関の皆様で構成される大樹町航空宇宙産業基地研究会などで報告するなど、宇宙のまちづくり推進についての情報発信に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

まず、1点目のことですけれども、今までの成果といたしますか、35年間のことが現在に実を結んできているのかなど。それも、ここ10年もかからないうちに宇宙空間に地上から100キロということをして2回も達しているということで、大変な成果だったのかなというふうに思います。そういった部分で、インターステラテクノロジズ社との関連も含めて、大変そういう部分ではいい連携の下、今に至っているのかなというふうに思います。

そういった中で、町民がどのように関わっているかということですが、これも答弁の中にありましたけれども、関係機関とか直接改修とかという、近隣の地域にいる人達の直接的な支援、協力の下でやっているところです。

また、企業に対しても、資金面では企業版ふるさと納税という大きなもの、そのほかにも様々ありますけれども、大きなものとしてはそういうことで資金面の支援もしてもらって進めてきているのかなというふうに思っています。

そういった中で、町民が宇宙の基地大樹ということで進んできていますけれども、この中で直接的なテクノロジズ社との連携という部分では、本当に十分過ぎるほどのことで、それが成果を表しているのかなというふうに思っています。そういった部分で、私の感じる町民との温度差というのですか、そういうものを感じる場所が多々あります。それは何かということになるのですけれども、先ほども言いましたけれども、資金面とかいろいろな部分で、大きな部分では資金面の企業版ふるさと納税ということで参加してもらって、それが成果を見ることによって、ますますその数も増えてきているということが結果として出てきているのかなというふうに思います。

そういった部分で、町民の理解度というのですか、参加する熱量というものが、今まで言った会社との兼ね合いから見たら熱量が少なく感じる。また、宇宙のまち大樹という部分で、そういう部分では温度差を感じるということです。その辺は何かということ、何が起因しているのかなということなのですから、町民が直接的な関与というのですか、そういうものが少ないからではないのかなというふうに思います。

具体的に言いますと、企業版ふるさと納税というのが企業側にはありますけれども、町民にもそのような町民が参加できるふるさと納税とは言いませんけれども、そのようなものを何か創設してもらって、そこに参加することによって、町民の関心が高まっていくのかなと

いうふうに思います。

いずれにしても、今行われているロケット打ち上げという部分と、町民との熱量の違いというのをちょっと感じるので、その辺、何かいい方法、方策をお願いしたいなど。とりあえず、行政も大変縛りの強いところだと思います。いいかなと思ってもなかなか行政という縛りの中で報道するというのは大変だと思いますけれども、何とか知恵を絞ってお願いしたいなというふうに思っています。その辺のところを町長にお伺いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、議員のご質疑の中で、町民との熱量の違いというご発言がございました。今回の7号機、6号機の打ち上げによって、町民の皆様から非常によかったということ、または激励の言葉を多数いただいているところでありまして、正直申し上げますが、熱量の違いというところのニュアンスは、私には肌では感じていないところでもあります。

ただ、町民との関わりという部分では、やはりコロナウイルス禍の中にあって、打ち上げ実験等に関わる場面がなかなか構築できないということもあり、打ち上げを身近に感じる機会がお与えできないということはあろうかなというふうには思っているところでもあります。

ただ、議員もご承知のとおり、町内にはインターステラテクノロジズ社を応援する町民有志の後援会組織も立ち上がっておりまして、そういう組織が打ち上げの際にのぼりを立ててくれたりとか、駐車場等の誘導等にも尽力をいただいているということで、関わりを持ってきている町民も多数いるということをご理解をいただきたいなというふうにも思っているところでもあります。

また、町民に向けてのご寄附ということでは、町民の皆様からいろいろな折々に大樹町のほうにご寄附をいただいているところでもあります。その中では、航空宇宙に応援するから使ってほしいというご意思をお示しいただいて、ご寄附をいただいている町民の方々もたくさんいらっしゃいますし、今回の行政報告でお伝えをいたしました、航空宇宙の取組を企画するHAPの立ち上げの際には、町民の多くの皆様からHAPに対するご寄附もいただいたところでもあります。

これからも、私ども、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、進捗がこれから目立って進んでいくような時期になるかなというふうにも思っておりますので、町民の皆様、または応援いただける道民、国民の皆様にも、大樹町の取組を広く知っていただくような取組を進めることが、町民はもとより私どもの取組に対する応援、理解、協力を得られる方々を増やす一助になるかなというふうに思っておりますので、そういう点にも意を注いで、これから事業を進めていければなというふうに思います。

○議 長

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

今、町長の言われたことは、大変私も理解していますし、そのとおりだなというふうに思っています。

発想というのですか、何でそんなことを思ったのだということなのですかけれども、やはりもっともっと盛り上がってほしい、発展してほしい。多分、インターステラテクノロジズ社は構わないでおいても発展していくと思います。あと、それについて我が町の町民というものは、それについていければなど。ついていかなければならないのかなと。断定はできないのですけれども、そのことは35年の歴史をもって、そして今根づいている我が町から宇宙へということを含み言葉にずっと来ていると思います。少なくともこれが今の進めていっているインターステラテクノロジズ社と同じように、町民もそれに追随していくことなのかなと思います。

今、町長の言ったことというのは、答弁の中で言われたことですがけれども、それはもう本当にそのとおりで、頑張っておられるなと思います。

私は、欲張りなので、もっともっとと。それが、そういう気持ちで、大樹の町から宇宙へということになっていくのかなと。そういうことというのは大事なことなのかなと。底辺からそのことが盛り上がっていくというのが大変意義のあることなのかなというふうに思っています。

町長からいろいろな懇切丁寧な説明をもらいましたけれども、そんなことで、町民も熱い人はすごく熱いです。インターステラテクノロジズ社以上のものを感じます……。

○議 長

きちっとした質問をしてください。

村瀬議員。

○村瀬博志議員

そういうことで、大樹町が一丸となることです。先ほども言いましたが熱い人は熱い。しかしながら、そうでない人は本当に気持ちが希薄なのかなということも感じるので、やはり一丸となることが大事なのかなというふうに思いますので、今後とも大事な資源といいますか、日本全国に類のない基地をますます盛り上げていってほしいなということをお願いして、質問を終わります。

○議 長

次に、10番志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してありました1点について、町長に質問をいたします。

高齢者の補聴器購入助成についてお伺いをいたします。

加齢性難聴者への補聴器購入の助成を行っている自治体があります。難聴は、早い段階から補聴器を使用することで進行が遅くなると聞いております。そこで、次の点についてお伺いをいたします。

1点目が、現在、管内で加齢性難聴者への補聴器購入に助成しているところは何カ所あるか。

2点目が、大樹町においても補聴器購入に助成してはどうか、お伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

志民議員ご質問の高齢者の補聴器購入助成についてお答えをいたします。

1点目の管内で加齢性難聴者の補聴器購入に助成しているところは何カ所あるかについてであります。十勝管内では4町が助成をしております。

2点目の大樹町においても補聴器購入に助成してはどうかについてであります。難聴者に対する補聴器購入の補助制度は、障害者総合支援法の補装具費支給制度に基づき、聴覚機能障害2級から6級の身体障害者手帳の交付を受けている方を対象に、購入限度額に対し、住民税非課税の方は全額を公費負担、課税の方は9割を公費負担として、国が2分の1、北海道が4分の1、町が4分の1を負担して実施しております。

加齢性難聴者に対しては、国及び北海道の補助制度がないため、令和2年3月開催の予算審査特別委員会において同様のご質問にお答えしたように、引き続き情報収集を進め、必要であると判断に至った段階で事業化に向けて検討してまいりたいと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

必要な段階ということでございます。ぜひ早い段階で情報収集していただいていると思っております。私のほうでも情報収集していますが、なかなか数が少ないものですから、私も情報が入手した段階で担当課のほうに情報提供していきたいというふうに考えています。

この補聴器については、精密機器のために価格も高くなり、人それぞれの聴力に合わせる必要があり、そのために高価になるという中で、高齢化、年金生活となり、収入が少なくなり、購入もためらうという声も聞き、また聞こえづらい毎日を過ごすという問題、これは難聴者本人をはじめとして、回りの方々ともコンタクト、コミュニケーションも取りづらくなって、補聴器は必需品となりつつあります。そして、早い段階から利用することで進行を遅らせるという効果もあると聞いております。そしてそのことが認知症、あるいはうつ病の予防、進行を防ぎ、健康寿命の促進につながると考えております。

補聴器の助成をする自治体も増えてきているということでございますので、その段階はもう来ているかなというふうに私どもは判断しております。高齢者難聴者の社会的参加を促す意味でも、1日も早い助成を行ってはどうか、再度お伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほどの繰り返しになって申し訳ありません。私どもも今、情報収集をこれからも進めるということですので、議員も情報収集なりで得た取組等の先進事例も含めて、ぜひご教示いただければと思います。

○議長

次に、11番齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは、先に通告いたしました、次年度（令和4年度）以降の公会計の考え方と財政運用と確保について、町長にお伺いいたします。

まず、公会計というのは、一般会計、特別会計でありまして、その基本的な役割は住民の福祉向上を図ることです。企業会計は利益追求なのですけれども、報告主体は町長であり、企業会計は取締役。報告先は住民で、提出先は議会。企業会計は株主。説明責任先は議会の承認、認定でありまして、事前統制（予算）の重視型なのですけれども、企業会計はあくまでも株主総会の承認を得ると。簿記の方式は、皆さんも知っているとおり単式簿記。企業会計は複式簿記。認識の基準は、一般公会計は現金主義会計でありまして、企業会計は発生主義会計。一般会計では出納整理期間があるのですけれども、企業会計にはないと。決算書類は、歳入歳出決算書、事項別明細書、財産に関する調書などが一般会計でありまして、企業会計におきましては貸借対照表、損益計算書、またはキャッシュフローといったものがあります。これが公会計と企業会計の違いであります。

近年、大型投資事業、庁舎の建設、また法人の保育園、スマート街区、町民プールの基本設計などがあり、それに併せてコロナウイルス感染症による地方創生臨時交付金、また宇宙基地構想による北海道スペースポート等の整備のための寄附金、個人版、企業版などがあるのですけれども。

それで、令和2年度の決算額から見ましても、実質収支の歳入が85億2,997万5,000円で、実質の収支額が2億2,064万4,000円になっております。今議会でも一般会計の補正（第5号）でも、もう100億円に近い99億7,331万1,000円になるのですけれども、そういった中、人口が大樹町は5,436人の段階でもう100億を超える一般会計となっております。

それで、令和3年度の間も見ましたが、そういったことで97億円、そして今回も99億円ということで、これを見ますと、歳入歳出のバランスに影響は出てきているのではないかと私は思っております。

それと、基本的には一般会計は住民の福祉生活に関わる一般会計の透明性にも疑問視を感じているところです。そういった大きな投資事業が一段落すると、起債の償還が始まるわけです。今後、財政運営方針の樹立と一般会計の在り方が重要なことから、次のことにお伺いいたします。

1点目ですけれども、地方自治体の基金の増加について、疑問視をする声もあるのですけ

れども、行財政改革を行い、財源の縮小というような事態があっても、ある程度耐えられる準備が必要でないかと考えます。財政の安定に必要なのは自主財源の確保であると思いますが、現在の徴収状況をどのように認識しているのか。また、新しい財源の確保を考えているのか、それについてお伺いしたいと思います。

2点目ですけれども、令和2年度から大型投資事業が続く中、地方財政は年々苦しくなっております。新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を除くと、地方交付税も減額を続けていることから、財政の好転ができない中であって、人件費を削減し、使用料、手数料の増を図っても根本的な解決策にはなりません。本町の財政状況を分析することにより、問題、課題は何かを究明し、長期の財政計画を樹立すべきではないかと考えます。それで、過去の5年間の一般会計の経過の中で、主要財政指数の評価に対する問題、課題、そして長期的な財政計画についてお伺いしたいと思います。

3点目ですけれども、大樹航空宇宙基地構想・北海道スペースポートプロジェクト関連事業のための寄附金、企業版、個人版あるのですけれども、一般会計に歳入歳出で今のところは経理されております。令和2年度の一般会計の決算額、そして令和3年度8月末までのそれぞれの歳入額、歳出額、基金額の現状について知りたいのと、また、宇宙構想にあたっての交付税措置があるのかないのか。あるとしたら、その額を知りたいと思います。

4点目ですけれども、2019年に総務省が公表いたしました新地方公会計制度の詳細について、制度の中身についてお聞きしたいと思います。

5点目ですけれども、令和2年12月定例会の一般質問の再質問の最後で聞きましたが、職員一人一人が経営的視点を持ち、スキル向上に努める職員研修の実施と内容について、再度お聞きしたいと思います。

以上、5点をお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

齊藤議員ご質問の次年度（令和4年度）以降の公会計の考え方と財政運用と確保についてお答えをいたします。

1点目の現在の徴収状況をどのように認識しているのか。また、新しい財源確保についてであります。歳入における自主財源の徴収状況を見ますと、町税、寄附金、諸収入は増加傾向にあり、寄附金においては、過去10年の平均額3,473万円を大きく上回る3億5,220万円となっております。航空宇宙関連事業等の推進にあたり、新しい財源の確保として今後も期待しているところではありますが、分担金及び負担金、使用料及び手数料は年々減少傾向にあること、繰越金にあっては、平成26年度の3億4,675万円をピークに減少傾向で推移し、令和2年度ではおおよそ半分の1億3,553万円となっていること、加えて、歳出においては、庁舎をはじめとした施設建替え等に伴う普通建設事業費の増及び新型コロナウイルス感染症対策等に伴う補助費の増、余剰金の減に伴う積立金の減などが見られ

ることから、引き続き、歳入歳出のバランスを考慮した計画的な事業実施を進めていく必要があると考えております。

2点目の主要財政指数の評価に対する問題点、課題、長期財政計画についてであります。一般財源に占める自主財源の割合を示す財政力指数の令和2年度の数値は0.247で、過去10年の平均値0.214と比較すると上昇傾向にある一方、交付税等の一般財源がどの程度経常収支に充てられているかを示す経常収支比率については、令和2年度は87.4で、過去10年の平均値82.2と比較すると上昇傾向にあります。経常収支比率が高いということは、義務的経費以外に充てる経費の余裕がなく、財政構造の弾力性が低い状態であることから、現在、協議を進めている行財政改革推進本部プロジェクトチームなどの検討事項を踏まえ、実質単年度収支や経常収支比率の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の北海道スペースポートプロジェクトの令和2年度一般会計決算額・令和3年度8月末までの歳入額・歳出額・基金の現況、交付税措置の有無についてであります。北海道スペースポートプロジェクト関係事業は、企業版ふるさと納税による寄附や航空宇宙産業基地誘致対策基金等の航空宇宙に関する寄附を主な財源としております。

令和2年度一般会計歳出決算では、ビジネスプラン策定事業補助金2,000万円、多目的航空公園機能拡充事業の格納庫新設に1億249万8,000円、SPACE COTAN(株)への設立出資金に2,000万円などの合計1億4,527万5,000円となり、歳入決算では、企業版ふるさと納税による寄附金が6件で9,350万円、ガバメントクラウドファンディングとして募集した個人版ふるさと納税による寄附金が4件で52万5,000円、航空宇宙産業基地誘致対策基金繰入金500万円、魅力あるまちづくり推進基金繰入金1,500万円、国交付金5,124万9,000円、道補助金700万円の合計1億7,227万4,000円となり、差し引いた残額2,699万9,000円については、令和3年度に繰越しを行い、本年5月の第2回臨時議会における一般会計補正予算(第1号)で航空宇宙関連施設整備基金積立金として計上しております。

令和3年度8月末までの歳出予算は、射場等の基本設計等に2,277万円、北海道スペースポートPR事業228万8,000円、エアロスペーススクール開催、地域プロジェクトマネージャー設置、北海道宇宙サミット開催など、合計6,480万円となっております。

歳入予算としては、令和2年度の企業版ふるさと納税等による航空宇宙関連施設整備基金繰入金2,682万円、令和3年度の企業版ふるさと納税1,750万円、魅力あるまちづくり推進基金繰入金530万円、道交付金310万円の合計5,272万円のほか、地域プロジェクトマネージャー設置等で1,208万円の特別交付税を見込んでおります。

なお、8月18日時点の企業版ふるさと納税による寄附金は1億6,020万円となっており、措置済の1,000万円に対し、1億5,020万円の追加補正予算を本定例議会で提案させていただきました。

北海道スペースポートプロジェクト関係事業の財源として直接活用できる基金としては、企業版ふるさと納税による寄附を積み立てている航空宇宙関連施設整備基金、一般の寄附を

積み立てている航空宇宙産業基地誘致対策基金、個人版ふるさと納税による寄附を積み立てている魅力あるまちづくり推進基金のうち、航空宇宙関係分がありますが、航空宇宙関連施設整備基金は全額本年度の事業費の財源として見込んでおり、8月31日現在で一般の指定寄附による航空宇宙産業基地誘致対策基金が268万6,000円、個人版ふるさと納税による魅力あるまちづくり推進基金のうち、航空宇宙関係分が295万4,000円となっております。

北海道スペースポートプロジェクト関係事業では、地域プロジェクトマネージャー設置用の特別交付税措置のほかは、交付税措置を受ける事業はありません。

4点目の新地方公会計制度の詳細についてであります。平成27年度に統一的な基準による地方公会計の整備促進と行政マネジメントの強化を図る目的で、予算編成等への財務書類の活用や固定資産台帳の整備を促す旨の総務大臣通知が発出されております。また、令和元年8月には、財務書類の作成要領や固定資産台帳の整備に係る手引が示された統一的な基準による地方公会計マニュアルが改訂されたところであります。

財政の透明性や効率化、適正化を図るにあたり、現金主義、単式簿記による予算・決算制度を補完するものとして財務書類の開示が求められている中、当町においても平成25年度決算分からの財務状況を町ホームページにおいて公開しております。

また、固定資産台帳については、平成27年度からシステム管理に移行しておりますので、今後の公共施設の全般的なマネジメントにあたり、資産の状況を把握しながら、公共施設等総合管理計画の見直しなどに活用してまいりたいと考えております。

5点目の職員研修の実施と内容についてであります。職員研修実施方針により、十勝町村会及び十勝定住自立圏が主催する研修に参加させております。

十勝町村会の研修では、法律の読み方、条例の作成方法を学ぶ法務研修や十勝18町村の職員が参加する採用初年度、採用2年目、採用5年目職員を対象とした、地方自治法、地方公務員法、公会計の財務の基礎や政策立案、問題解決を課題とした参加者自らが考えるワークショップ形式の研修を必修研修として参加させております。

十勝定住自立圏の研修は、問題解決・発想力研修や業務マニュアル作成研修などのメニューからスポット的に個別スキルを向上させる研修に参加させております。

また、町独自の研修も実施し、大樹町の風土、歴史や接遇の基礎研修を行っております。

ご質問の経営的視点を持つ研修については、今年度、公共施設等総合管理計画作成に向けた研修実施を予定しており、現在、講師を派遣できる民間事業者と調整を行っているところであります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、町長から答弁いただいたのですけれども、正直言って、数字の羅列でよく分かりませんでした。皆さん、分かりましたか。よく分からないと思うのです。

それで、歳入の自主財源で町税、寄附金の歳入は、平均で3,473万円と大きく3億円になっているのですけれども、これはほとんど企業版ふるさと納税なのですよね。そういったことから、答弁の中で歳入歳出のバランスを考慮した計画的な事業実施を進めていくことが必要だという答弁をいただいたのですけれども、今の現況から、大型投資、北海道スペースポートプロジェクト関係事業があるのですけれども、今の段階でこれだけ、例えば北海道スペースポートの宇宙関係の金が入り出している中で、バランスが良好と捉えている認識でいいのか。私はバランスが崩れてきているのではないかというふうに見ているのですけれども、その辺はどういうふうに認識しているのか。現場の町側はどういう認識をしているのか、まずお聞きしたいです。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

今、庁舎の建設が進んでいるところでございますけれども、大型の投資事業が続いておりまして、ここ数年は財政的に厳しい状況が続くことは、この間の議員協議会等でもお話ししたとおりなのだと思います。補助金や基金、交付税措置がある起債を有効に活用するとともに、経常的支出の見直しや経費削減を図っていきながら、計画的な財政運営に取り組んでいくというところで、プロジェクトチームを立ち上げて、今議論しているところであります。なかなか決め手というのはないし、一朝一夕に改善するものではないのですが、少し長い視点に立ちながら定員管理のこと、定年延長もあって、なかなか一気に進まないのですけれども、長いスパンで考えていきたいかなと思っていますところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

長い目で見ていかなければならない、それは分かります。でも、現実、令和3年度の今の決算、予算執行を見ましても、これから、例えば今月は、結構、起債の返還があると思うのですよね。12月には職員の期末手当、来年1月には多分庁舎の約10億円近い支払い、3月には保育園の支払い、補助金が入っても8億円という状況の中で、本当に厳しいと思うのですよ。令和3年度を見ましても、多分、出納課長は大変な思いをしていると思うのですけれども。

それで、令和2年度の経常収支比率が87.4で、義務的経費以外に充てる経費の余裕がなく、財政構造の弾力性が低い状況という答弁をいただいたのですけれども、それで、もう少し深入りしたいのですけれども、財務分析の中で、3点ほど聞きます。

1点目ですけれども、有形固定資産のうち正味資産を占める比率、この比率が高いほど将来世代の負担が少なく健全だと考えられている社会資本負担比率は、今現在、令和2年の決算でもいいのですけれども、それについてまず知りたいのですけれども。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

令和2年度におけます各種財務処理の作成については、決算額等をベースに、今後、作成の作業を進めていくことになっておりますけれども、ご質問の社会資本負担比率につきましては、令和2年度においては86.4%となっております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

86.4%、分かりました。令和元年度はちょっと分からないのですが、私の手元の資料では平成30年で86.9%なのですね。平成29年で85.5%ということで、若干下がってきているのかなと思います。

2点目に分析の関係をお聞きしたいのですが、それで、資産の総額が大樹町の収入の何年分に相当するかを示す決算額対資産比率ですけれども、この比率が高いほど社会的資本整備ができていると評価するのですが、令和2年度の実績ではどのようになっているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

決算額対資産比率につきましては、地方公共団体の資産形成の度合いを測ることができるものとされており、令和2年度においては、前年度から0.4ポイントマイナスの2.6となっております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。前回は、令和元年度より0.4ポイント下がると。要するに、2.6ということは、総額からいくと2.6年分ということなのですね。これも、例えば平成30年に比べると、平成30年度より前は3.2とか3.1でずっと維持してきたのですよ。ということは、本当に長期的に財政的に今は苦しい状況かなと私は見ております。

それで、3点目ですけれども、企業会計でいう自己資本比率に相当する、この比率が高いほど財政状況が健全であると言われる正味資産比率ですけれども、今はどういう状況になっているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

正味資産比率につきましても、企業会計の自己資本比率に相当するものでございまして、

総資本のうち償還義務のない正味資産がどれくらいかの割合を示す正味資産比率につきましても、令和2年度は61.9%となっております。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これも前年度から比べると下がっているのかなと思うのですよね。平成30年、29年、28年頃は、大体61.8から62.6ぐらいで推移していつているのですね。そういったことというのは、やはり少しずつ財政的には右肩下がり来ているという分析の結果になると思うのですけれども。

それで、今まで財政分析についての3点を聞いたのですけれども、それは北海道スペースポートプロジェクト事業関係分、令和2年度でいきますと歳入合計が1億7,227万4,000円、歳出合計が1億4,527万5,000円で、これは多目的航空公園機能拡充事業も含んでいるのですけれども、差引き2,669万9,000円は、今年5月の臨時会で基金として積んだのですけれども、これが、先ほど課長が説明してくれた3点を含んだ財政分析なのですね。

それで、一般会計は基本的には本当は住民に生きた生活福祉の増進ですから、令和2年度の一般会計の基金残高の中で自由に使える財政調整基金でいきますと、過去10年間の中で最低の14億6,515万9,000円なのです。それで、航空宇宙関連構想の歳入歳出を抜いた住民に直接関わる主要財政指標、財政分析は、分析されているのかについてお聞きしたいのですけれども。

○議長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

主要財政指標につきましては、航空宇宙関連に係る部分を除いてというお話しでございましたので、航空宇宙関連事業に係る歳入及び歳出を除きますと、令和2年度の決算ベースで試算しましたら、経常収支比率については、マイナス0.9ポイントの86.5%、それから実質収支比率につきましては1.4ポイントプラスの6.6%となる見込みとなっております。

なお、財務分析にあたりましては、資産の仕分け等も時間を要することから、現時点ではすぐに数字をお示しできない状況でございます。現在、作成を進めている財務処理と併せて試算させていただければ、後日改めてお示しできるかなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。ということは、経常経費でいうと、宇宙構想の歳出歳入を抜いていくと0.

9下がり86.5%ということは、ある程度自由に使えるお金があるということですね。経常収支は1.4ポイントなので、宇宙構想の予算の歳入歳出は一般会計で全部処理されているのですけれども、逆に言いますと、一般会計に対して宇宙構想の予算がマイナスというか、ちょっと負担になってくるのかなと。一般会計の負担に被ってくるのかなということが分析されると思うのですよ、外すとね。

そうすると、だからといって宇宙構想基地を收拾するわけにいかないし、何らかの形で財政政策しながら前進しなければいけないのですけれども、そういった中で、自主財源、特に負担金、分担金、使用料、手数料は減少傾向にあって、これから宇宙構想の事業費がますます増えていくと、そこに歳入歳出が入ってくると、本当にバランスが崩れてくるのですよね。歳入歳出のバランスが私は傾いてくると思うのですけれども。

そこで町長にお伺いしたいのは、財政構造の弾力性が低い状況の中で実質単年度収支や経常収支比率の改善に取り組んでいきたいという考えをしておりますという答弁をいただいたのですけれども、今の説明の構想を抜いた歳入歳出からいくと、もっと一般会計の透明性からも、今後、財政政策を具体的にしていなかいと、本当に財政が逼迫すると思うのですよ。場合によっては、行政改革の見直しもあるのではないかと思いますのですけれども、それについて、町長はどうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私どもも、私ども以外の職員も共有していると思いますが、今後の財政運営については、決して楽観視をしているわけではありません。そういう意味では、今現在、私を本部長として役場内部に行財政改革推進本部を立ち上げて、それぞれの部会で今検討を進めているところです。事務事業、機構改革、財政、その3分野で課題の洗い出しをし、私も今朝から、会議の発言力を確認し、読んできたところでもあります。財政状況は決して余裕がある状況ではないということも理解しておりますので、今、職員、そして副町長が全ての部会に顔を出して業務を進めてくれておりますので、これから検討結果も踏まえて、推進本部で検討したものを行革の委員会等でお諮りをしながら、さらに行革については進めていく必要があるという思いは持っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。

それで、もう1つお聞きしたいのは、大樹航空宇宙基地構想・北海道スペースポートプロジェクト関係事業ですけれども、私は、令和7年度までは企業版ふるさと納税を募りながら事業を進めていくという認識でいるのですけれども、そういう認識でいいのか。また、年度変更があったり、今後、その事業費というのはどのぐらいの予算を見ているのか。全部それ

を寄附金で賄うとすればどのぐらいを予定しているのか、それについてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

北海道スペースポートプロジェクト関係事業なのですけれども、議員おっしゃるとおり、令和7年度、2025年度の完了を目指してLC1射場、滑走路の延伸、LC2射場の整備などに取り組んでいきたいと思っておりますが、航空宇宙関係企業のその時点での集積の状況であるとか、ロケット射場の状況などを総合的に勘案した上で、令和8年度以降の延長の必要性については、その時点で検討する形になるのかなと思っております。

それから、事業費の整備費の関係ですけれども、主要なプロジェクトであるLC1射場、滑走路の延伸、LC2射場の整備費用としては、約50億円程度を見込んでおまして、その半分程度の25億円を個人版及び企業版ふるさと納税による寄附で賄いたいと考えておまして、残りの分というのは、国の交付金なりを受けたいなと思っております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

そうしますと、これからまだ50億円という金を投資していくのですが、これは国と、半分はふるさと納税でいくのですけれども、そうすると、それが一般会計の中で、今後3年、4年間動くと、どうなのでしょうね。自主財源が目減りしていく中で、そういうのが増えていくと、本当に歳入歳出のバランスが私は崩れていくと思うのですけれども、それでも今後の一般会計の歳入歳出で進めていくのか。また、どこかで改善していくのか。それについてお聞きしたいと思います。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

一般会計の中で今処理していることをございますけれども、方法としましては、特別会計を1つ組んで、例えば牧場なんかは特別会計でやっている町もありますので、ああいったように収支を分けて一般会計から繰出しをして、あるいは繰入れをしてとかというやりくりをしながら特別会計で処理するという方法もあろうかなとは思いますが、そのほうが分かりよいといえば分かりよいかとは思いますが、今2025年度までというのがまだ大きな動きかなと思っておりますので、当面は一般会計の中でやりながら、今回、宇宙関連の部分の収支を、言葉で言ったので分かりづらかったかもしれませんが、表にもできますので、一般会計の中の宇宙関連はこの収入と支出ですよというような別表でお示するというような方法もあろうかと思っております、現時点では、一般会計でまだ進めていこうかな

と考えているところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、副町長のほうから特別会計ということがあったのですけれども、地方自治法の209条の普通地方公共団体の会計及び特別会計とするという、自治法から特定の事業を行う場合は特別会計を設置するというので、多分、議会の承認はいるのですけれども、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

今、ご質問にあるとおり、自治法の中では、特定の歳入をもって特定の歳出に充てて、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合は、条例により特別会計を設置することができるということが定められてございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、やはり本来の一般会計というのは、何度もしつこいのですけれども、直接関わる住民の生活や福祉増進なのですよね。そして、そこに関わる職員の人件費や公共施設が一般会計だと思っているのですけれども。

今後進めなければいけないのですけれども、そういった大樹航空宇宙基地構想の歳入歳出は特定な大きな事業ですから、そこには民間企業も参画参入しているのですから、考えると、次年度に向けても、今、副町長が言いましたように、新たに宇宙基地構想の特別会計を設置して、ふるさと納税が一般会計の歳計に入って、積んで、一般会計から繰り出して特別会計というの、数字的には分からないのですけれども、鮮明にはなりますよね、分けますと。

そういったことで、住民のためにも、一般会計の透明性からいっても、財政評価を町民に示すことが一番大事なことだと思うのですけれども、それについて、町長はどうですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

航空宇宙の取組全般に関する会計上の考え方については、先ほど副町長から説明をさせていただいたとおりです。議員のご指摘のとおり、確かに透明性を図るといえるか、全て私どもが取り組むのは、町民の町としての事業でもあるのですけれども、航空宇宙の取組という特殊事情から鑑みると、議員のおっしゃっている趣旨もよく分かります。

ただ、私どもの今のところの考え方としては、2025年度までの大きなプロジェクトだ

ということも含めて、一般会計の中でというふうな対応を考えておりますが、具体的にその事業がこれから進んでいく中で、収支も事業のボリュームも明確になってくると思いますので、その段階でどういう会計の分類の仕方がいいか、1つのかまどでやるのがいいか、特別会計でやっていくかどうかについては、また議会の皆様とも協議をして進んでいければと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、2025年まで一応そういった事業ということで、今のところは一般会計、事業のボリュームによっては特別会計も考えていくとあったのですけれども、それで、やはり今の一般会計の中では本当に不透明なのですよね。分からない。先ほど町長も答弁でもいろいろ言ってくれたのだけれども、どこを分析したか分からない。それを表にすると分かるのですけれども。この間、担当の職員に表にさせていただいたのですけれども、本当に分かりやすかったです。

もう1つ、町長に聞きたいのは、もし一般会計でやるとしたら、1款総務費、2項総務管理費、11目は庁舎建設費ですね。だから、宇宙推進費というのを12目で設けて、そこで節で人件費などをやるというのも、私はそういう方法もあるのではないかと思うのですけれども、それについては、町長はどうでしょうか。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

庁舎建設など特殊な場合に目を分けると。庁舎の一般管理費の中で混ぜてしまうと補助事業ですので分かりづらいので11目を設けてということになっておりまして、目については町村で自由に決められますので、12目という考え方は検討してみたいと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、その辺もお願いしたいと思います。

それで、これを併せて監査委員会にもお願いしたいのですけれども、今後こういった検討事項を十分協議していただいて、こういった形が町民に対して一般会計の透明性が伝わるか。特別会計がいいのか、それとも目を設けるのか、それともまるっきり別組織で会計をしていくとか、多分3通りぐらいあると思うのですね。その辺も監査委員会の中で協議して、意見書としていただくと大変ありがたいかなと思いますので、この辺ひとつよろしく願いをいたします。

それで、最後の職員研修の絡みですけれども、答弁から、町村会で、採用初年度、採用2年目、採用5年目の職員を対象として地方自治法、地方公務員法、公会計の財務などを必修

として研修させているようですが、今のところ町独自の経営的視点を持つ研修は、今後考えているというのですけれども、これは先ほど言いましたけれども、12月の再質問でも聞いているのですけれども、町長には実施したいと言ってもらいました。

それで、町独自の財務研修、特に計画の立案に直接関わっていく中間管理職、係長、主幹クラスといった財務研修が本当に今必要でないかと思うのですよ。こういったいろいろな事業が入ってきて、臨時交付金が入ったり、宇宙基地が入ったりして、多分みんな何が何だか分からないと思うのですよ。私もよく分からない。決算書をよく見ないと分からないです。そういった研修が必要でないかと思うのですよ。場合によっては公認会計士を、民間を予定しているみたいですが、そういった公認会計士の講師を派遣してということも今後はやはり必要だと思うのですよね。それについて、町長の考えはどうでしょうか。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

研修につきましての必要性というのは以前から言われておりまして、私どもも十分必要、私も含めて、公会計というのは私も財政係をやったことがあるのですけれども、そのときはなかったものですから、なかなか複式簿記のやりくりというのは、単式簿記ばかりやってきたものですから、改めて勉強したいなという思いもありますので、ぜひそういった研修、まず町の財政がどう成り立っているのかということも含めて、そういった研修の必要性は感じておりまして、総務課のほうでこれから講師を手配しまして、行政とか第一法規、あるいは会計事務所等々でそういった講師もおられるかと思っておりますので、そういった講師の派遣を願いながら、勉強を実施していきたいと考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これが最後です。最後に町長にお伺いします。

町独自の研修として、職員は若い段階から、採用して入って一、二年目から、地方公会計で使用する勘定科目、財務諸表や仕分け方法、固定資産台帳といった訓練が必要だと思うのですよね。そういった地方会計に対する様々な知識、計算能力を試す地方会計検定というのもあるようなので、そういうものにチャレンジさせて、職員のスキルアップを高めていくことも職員の意識向上につながると思うのです。そういうことを若いうちからチャレンジさせるということが財政をやっていく段階で必要でないかと思うのですけれども、それについてどうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

議員ご指摘のとおり、全ての職員が町の財政を意識した業務の下地をつくっていくという

ことは間違いなく必要だというふうに思います。

一方、私どもも採用した職員については、地方公務員としての下地というか自覚も含めて、まっさらな状態が入ってまいりますので、私どもも町村会、または定住自立圏等で行っておりますが、1年目の職員に対する研修、2年目、5年目と段階を踏んで研修を受けさせていく。そして、地方公務員として、町の職員として働いていく下地をつくっていく研修を受けさせるということが第一義で必要かなというふうにも思っております。

また、それ以降の段階で、現在担当している業務に対する研修を加えていくということも必要ですし、今ご指摘のある公会計制度も含めた財務関係の研修を職員に受けさせるということも、それは間違いなく必要だというふうに思いますので、全体の職員の研修計画を総務課のほうでつくっておりますので、その中でそういうものをいかに効率よく入れていくかというところは、私どもも副町長とともに総務課の職員と検討していきたいというふうに思っております。

私も、この機会ではなかったのですが、少し前に職員の研修がどうなっているかということを含めて、役場に入って入所5年度目までの全職員の研修履歴を私も副町長も確認をしておりますので、そういうところも含めて、今後、職員研修については鋭意取り組んでいきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

もう1点だけ追加させてください。

それで、そう言いながらも、研修しても、研修したからといって明日からすぐ役に立つかといったら、これはやはり時間がかかるのです。そういった中で、大型投資が一段落すると一般会計の基金、起債に充てる減災基金が、令和2年度で5億27万9,000円の現状から、起債償還が始まり、分担金、負担金、使用料、手数料が年々減少のことから、財政運営方針を自立させていくのが急務だと思うのですよ。

3つの企業会計があったり、水道、病院、下水道もそうですけれども、財務書類の活用や固定資産台帳の整備を促す企業会計に用いられる発生主義と複式簿記を公会計に取り入れることが新地方公会計制度に備えて、ある一定期間に携わる財政係、要するに人事の配置です。今は大体3年で異動してしまうのですよね。そこをやはり5年、6年という長いスパンの中で人事配置をしていかないと、なかなか受け継がれていかないと思うのですよ。

そういうこともありますし、また、そういう専門的に特化した職員を採用するとか。場合によっては、公認会計士に一部委託するということが今後は考えていかなければならないと思うのですけれども、そういった人事の配置とかについて、最後、また町長にお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

職員の配置というのは非常に難しいところがあって、長く置けばもちろんいいですけども、全体のバランスを考えながら人事というのを行っていかなければならないので、分かりましたというわけにもなかなかいかないのですが、専門職を置くとか、ご指摘の中にあつた公認会計士の一部委託などということも今後は検討していかなければならないかなと言うふうに思いますので、すべからく、全ての職員が事務事業をうまく機能できるような人事配置、または職員の異動についても行っていきたいなというふうには思っております。

いかなる組織もうまく動くのは人でありますので、全ての職員が働きやすいような環境づくりも含めて、適正な人事配置については意を注いでいきたいというふうに思っています。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これで最後ですけども、一般会計の基本というのは、やはり先ほどから何度も言っていますけれども、住民福祉の向上なのですよね。最小の経費で最大の効果を上げること及び財政状況を住民にきちんと公表して歳入歳出のバランス、財政指標の透明性と住民に示すことが本来の一般会計だと私は思っているのです。

そういった中で、北海道スペースポートプロジェクト関係事業があるのですけれども、ここには民間企業も参画しておりますので、そこはきちんと区分して経理すべきと。前向きに考えますと言っていましたので、その辺きちんと財政運営の方針を樹立していただいて、職員一人一人のスキルアップに向上を図りながら、次期第6期の総合計画に反映することの期待とお願いをいたしまして、一般質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○議 長

これにて、通告のあつた一般質問は終了いたしました。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

散会 午前11時18分

令和3年第3回大樹町議会定例会会議録（第4号）

令和3年9月17日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 決算審査特別委員会報告
- 第 3 認定第 1号 令和2年度大樹町一般会計決算認定について
- 第 4 認定第 2号 令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について
- 第 5 認定第 3号 令和2年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 6 認定第 4号 令和2年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
- 第 7 認定第 5号 令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 第 8 認定第 6号 令和2年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 第 9 認定第 7号 令和2年度大樹町水道事業会計決算認定について
- 第10 認定第 8号 令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 第11 議案第 57号 教育委員会委員の任命について
- 第12 陳情第 3号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書に関する陳情書
- 第13 陳情第 4号 「核のごみ受け入れ阻止条例」の制定についての陳情書
- 第14 発委第 4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
- 第15 発委第 5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 第16 発委第 6号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
- 第17 議員派遣について
- 第18 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（11名）

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1番 寺嶋誠一 | 2番 辻本正雄 | 3番 吉岡信弘 |
| 4番 西山弘志 | 5番 村瀬博志 | 6番 船戸健二 |
| 8番 西田輝樹 | 9番 菅敏範 | 10番 志民和義 |
| 11番 齊藤徹 | 12番 安田清之 | |

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	大 塚 幹 浩
住 民 課 長	佐 藤 弘 康
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
農林水産課長兼町営牧場長	松 木 義 行
町 営 牧 場 参 事	梅 津 雄 二
建設水道課長兼下水終末処理場長	水 津 孝 一
会計管理者兼出納課長	瀬 尾 裕 信
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
学校 教育 課 長	乾 飛 鳥
学校給食センター所長	楠 本 正 樹
社会教育課長兼図書館長	清 原 勝 利

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	穀 内 和 夫
農業委員会事務局長	吉 田 隆 広

<監査委員>

代 表 監 査 委 員	澤 尾 廣 美
-------------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	小 森 力
主 事	八重柏 慧 峻

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

6番 船戸健二君

7番 松本敏光君

8番 西田輝樹君

を指名いたします。

ここで、議長より諸般の報告をいたします。

理事者より追加議案の提出がありました。

昨日、9月16日に議会運営委員会を開催し、審議した結果、本日の日程第11に追加しておりますので、報告いたします。

◎日程第2 決算審査特別委員会報告

○議長

日程第2 決算審査特別委員会報告を行います。

去る9月7日の本会議において、決算審査特別委員会に付託した、認定第1号令和2年度大樹町一般会計決算認定についてから、認定第8号令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてまでの8件の審査が終了しておりますので、委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、齊藤徹君。

○齊藤決算審査特別委員長

決算審査特別委員会の審査報告を行います。

令和3年第3回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

1、委員会開催日、令和3年9月13日から16日まで。

2、事件及び審査の結果。

付託事件は、認定第1号令和2年度大樹町一般会計決算認定についてから、認定第8号令

和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてまでの8件であり、本委員会における審査の結果は、8件全て認定であります。

以上、配付したとおり、決算審査特別委員会の審査報告とします。

○議 長

これをもって、委員会報告を終わります。

なお、決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されておりますので、委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第3 認定第1号

○議 長

日程第3 認定第1号令和2年度大樹町一般会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第1号令和2年度大樹町一般会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第4 認定第2号

○議 長

日程第4 認定第2号令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第2号令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第5 認定第3号

○議 長

日程第5 認定第3号令和2年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第3号令和2年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第6 認定第4号

○議 長

日程第6 認定第4号令和2年度大樹町介護保険特別会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第4号令和2年度大樹町介護保険特別会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第7 認定第5号

○議 長

日程第7 認定第5号令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第5号令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第8 認定第6号

○議 長

日程第8 認定第6号令和2年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第6号令和2年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第9 認定第7号

○議 長

日程第9 認定第7号令和2年度大樹町水道事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第7号令和2年度大樹町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第10 認定第8号

○議 長

日程第10 認定第8号令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第8号令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時23分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11 議案第57号

○議 長

日程第11 議案第57号教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第57号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、教育委員会委員の任命について、議会の同意をお願いするものであります。

最初に、議案を朗読させていただきます。

議案第57号教育委員会委員の任命について。

大樹町教育委員会委員のうち、神山良仁氏は、令和3年9月30日をもって任期が満了するので、後任として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記。

大樹町東本通り16番地2。

神山良仁氏。

昭和28年3月30日生。

任期は、本年10月1日から令和7年9月30日までの4年間であります。

神山氏におかれましては、平成29年10月から教育委員として大樹町の教育行政に尽力されており、令和元年6月からは職務代理者として貴重なご意見をいただいているところであります。大変お人柄も温厚であり、幅広い視点から教育行政に対し、ご意見をいただける方として私どもも認めておりますので、引き続き本町の教育行政を牽引していただきたく、再任についてご提案を申し上げるものであります。

なお、議案下段に法律の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、ご審議いただき、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、大樹町議会運営基準第99の規定により、討論を省略します。

これより、議案第57号教育委員会委員の任命についての件を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

◎日程第12 陳情第3号

○議 長

日程第12 陳情第3号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書に関する陳情書についての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、報告を求めます。

総務常任委員長、西田輝樹君。

○西田総務常任委員長

去る9月7日の本会議において本委員会に付託された陳情第3号、「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書に関する陳情書」について、9月10日に総務常任委員会を開催し、

審査を行いましたので、会議規則 第 9 4 条の規定により、結果を報告いたします。

委員会での審議では、本陳情は国に法制化を求める陳情書であるが、この選択的夫婦別姓制度については、1996年2月26日に民法改正の答申がされてから、25年が経過し、未だこの制度を導入する法改正の見通しは立っておらず、国会での議論が進んでいない状況であることから、この制度の法制化についてのメリット・デメリットと、本意見書が、社会一般の福祉と利益に関連し、公益性が認められることを念頭に、法制化を求める内容について、より詳細な調査が必要であるとの意見で一致したことから、本陳情については継続審査とすることとしたので、ご報告いたします。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、陳情第 3 号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書に関する陳情書についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、継続審査とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり継続審査とすることに決しました。

◎日程第 1 3 陳情第 4 号

○議 長

日程第 1 3 陳情第 4 号「核のごみ受け入れ阻止条例」の制定についての陳情書についての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、西田輝樹君。

○西田総務常任委員長

去る9月7日の本会議において本委員会に付託された陳情第4号、「核のごみ受け入れ阻止条例」の制定についての陳情書は、9月10日に総務常任委員会を開催し、審査を行いましたので、会議規則第94条の規定により、結果を報告いたします。

高レベル放射性廃棄物（いわゆる核のごみ）の最終処分場選定については、その前提となる「文件調査」に北海道の2自治体が、2020年の10月に名乗りをあげ、国が候補地を記した「科学的特性マップ」を2017年に公表後、初の候補地として、応募を表明しております。その結果、周辺自治体では「放射性廃棄物処理施設立地等回避条例」を制定する動きが加速化しておりますが、北海道内では、2000年の10月に、北海道が回避条例を制定し、現在では道内7つの自治体が条例を制定している状況です。

放射性物質や放射性廃棄物、原子力政策については、我々も含め、多くの町民が理解に乏しいのが現状であり、条例制定に至るまでには「核に関する理解・知識」を深める必要があると思われことから、委員会でより詳細な調査を行うべきと意見が一致したため、本陳情については継続審査とすることとしたので、ご報告いたします。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第4号「核のごみ受け入れ阻止条例」の制定についての陳情書についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、継続審査とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり継続審査とすることに決しました。

◎日程第14 発委第4号

○議長

日程第14 発委第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

経済常任委員長、志民和義君。

○志民経済常任委員長

ただいま議題となりました、発委第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については、北海道町村議会議長会並びに北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会から意見書提出の要請を受け、9月10日に委員会を開催して審査した結果、森林整備の推進は重要であり、本町の林業・木材産業に深く関わりがあるものと判断し、全会一致で「採択すべきもの」と決しましたので、地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第3項の規定によりご提案いたします。

それでは、本意見書案の朗読により、提案理由の説明にかえさせていただきます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐(き)って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、さらに、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携して森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT

等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

なお、意見書の提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣であります。

以上、ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終らせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、発委第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発委第5号

○議 長

日程第15 発委第5号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長、西田輝樹君。

○西田総務常任副委員長

ただ今議題となりました、発委第5号コロナ過による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、全国町村議会議長会から北海道町村議会議長会を通じて要請があったもので、9月10日に委員会を開催し、審査した結果、新型コロナウイルスの感染拡大は、甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、地方財政は、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している中で、地方税財政の充実は不可欠であるとの認識から、全会一致で「採択すべきもの」と決しましたので、地方自治法 第109条第7項 並びに 大樹町議会 会議規則 第13条 第3項の規定によりご提案申し上げます。

それでは、本意見書案の朗読により、提案理由の説明に替えさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増(ぞう)嵩(すう)が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産

業大臣、内閣官房長官、経済再生担当としておりますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、発委第5号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発委第6号

○議 長

日程第16 発委第6号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

経済常任委員長、志民和義君。

○志民経済常任委員長

ただいま議題となりました、発委第6号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書については、北海道道路整備促進協会及び北海道治水砂防海岸事業促進同盟並びに北海道町村議会議長会から要請を受け、9月10日に委員会を開催して審査した結果、本町においても、高規格幹線道路の早期開通をはじめ、自然災害による交通障害、道路施設の老朽化、冬期除排雪費用などの問題を抱えているため、長期安定的な道路関係予算の確保や道路整備

・管理の充実は重要であると判断し、全会一致で「採択すべきもの」と決しましたので、地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第3項の規定によりご提案いたします。

それでは、本意見書案の朗読により、提案理由の説明にかえさせていただきます。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食料など、多様な魅力を有し、国内外から訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。また、近年道内においても、平成28年8月の一連の台風や平成30年7月豪雨、9月の北海道胆振東部地震といった自然災害が、激甚化・頻発化する傾向にある。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。

3、「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。

4、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

8、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

9、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

10、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

なお、意見書の提出先は衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣宛てであります。

以上、ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終らせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、発委第6号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議員の派遣について

○議 長

日程第17 議員の派遣についての件を議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配布したとおり派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配布したとおり派遣することに決しました。

お諮りします。

ただ今、議決されました議員の派遣について、変更を要するときは、議長一任としていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、変更を要するときは、議長一任とすることに決しました。

◎日程第18 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第18 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

会議規則第74条の規定に基づき、各委員長からお手元に配付したとおり申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、令和3年第3回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時00分